

# 令和6年第3回伊仙町議会定例会

## 会期日程



令和6年第3回伊仙町議会定例会会期日程表

令和6年9月3日開会～9月12日閉会 会期10日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
9	3	火	本会議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 (1) 諸般の報告(議長の動静) (2) 行政報告(町長) ○報告 3件(報告～補足説明～質疑～終結) ○議案 12件 議案第44号～55号(提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決) ○認定 6件 1号～6号(提案理由説明～決算審査特別委員会設置～付託)	
〃	4	水	本会議	○一般質問(美島議員、福留議員 2名)	
〃	5	木	特別委員会	○令和5年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会 (現地調査)	
〃	6	金	特別委員会	○令和5年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会 (室内調査)	
〃	7	⊕	休 会		
〃	8	⊕	休 会		
〃	9	月	特別委員会	○令和5年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会 (室内調査)	
〃	10	火	特別委員会	○令和5年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会 (室内調査)	
〃	11	水	特別委員会	委員長報告作成	

9	12	木	全員協議会	○全員協議会	
			本会議	○決算審査特別委員会審査報告（報告～質疑～討論～起立採決） ○閉会中の所管事務調査（議運・総文厚・経建常任委員会） ○閉会	

# 令和6年第3回伊仙町議会定例会

第 1 日

令和6年9月3日



令和6年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

令和6年9月3日（火曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣言
- 開議の宣言
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第5号 令和5年度健全化判断比率（報告～補足説明～質疑～終結）
- 日程第5 報告第6号 令和5年度資金不足比率（報告～補足説明～質疑～終結）
- 日程第6 報告第7号 令和5年度教育委員会活動の点検・評価報告書（報告～補足説明～質疑～終結）
- 日程第7 議案第44号 面縄港整備等積立基金条例の制定（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第8 議案第45号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第9 議案第46号 伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第10 議案第47号 伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第11 議案第48号 伊仙町特別養護老人ホーム「仙寿の里」指定管理者の指定（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第12 議案第49号 伊仙町特産品加工工房指定管理者の指定（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第13 議案第50号 令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第14 議案第51号 令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第15 議案第52号 令和6年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第16 議案第53号 令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第17 議案第54号 令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第

- 2号) (提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決)
- 日程第18 議案第55号 令和6年度伊仙町上水道事業会計補正予算(第1号) (提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決)
  - 日程第19 認定第1号 令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算(提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託)
  - 日程第20 認定第2号 令和5年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算(提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託)
  - 日程第21 認定第3号 令和5年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算(提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託)
  - 日程第22 認定第4号 令和5年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算(提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託)
  - 日程第23 認定第5号 令和5年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算(提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託)
  - 日程第24 認定第6号 令和5年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算(提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託)

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代 議員	2番	久保量 議員
3番	大河善市 議員	4番	杉山肇 議員
5番	牧本和英 議員	6番	佐田元 議員
7番	清平二 議員	8番	岡林剛也 議員
9番	上木千恵造 議員	10番	永田誠 議員
11番	福留達也 議員	12番	前徹志 議員
13番	樺山一 議員	14番	美島盛秀 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也 君                      事務局書記 實夏三 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明 君	総務課長	寶永英樹 君
未来創生課長	野島幸一郎 君	くらし支援課長	上木博之 君
子育て支援課長	伊藤晋吾 君	地域福祉課長	稲田大輝 君
経済課長	橋口智旭 君	建設課長	高橋雄三 君
耕地課長	田中勝也 君	きゅらまち観光課長	上木雄太 君
水道課長	富岡俊樹 君	農委事務局長	豊島克仁 君
教委総務課長	町本勝也 君	社会教育課長	中富譲治 君
学校給食センター所長	森一途 君	健康増進課長	大山拳 君
選挙管理委員会書記長	稲田良和 君	総務課長補佐	古川徹 君

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから令和6年第3回伊仙町議会定例会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（前 徹志議員）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、井上和代議員、久保 量議員、予備署名議員に大河善市議員、杉山 肇議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（前 徹志議員）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月3日から9月13日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は9月3日から9月13日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりです。

△ 日程第3 諸報告

○議長（前 徹志議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より、令和6年第2回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様のお手元にお配りしてありますとおりです。

以上で、議長の動静等についての報告を終わります。

伊仙町監査委員より、令和6年8月分までの例月出納検査の結果、事務事業については、おおむね適正であると報告がなされております。また、閲覧を希望される方は、事務局に常備しておりますので、ご確認ください。

次に、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

○町長（大久保 明君）

6月17日以降の行政報告をいたしたいと思っております。

6月20日、これは記載されていないんですけども、塩田知事の出陣式に参加いたしました。大雨の中、多くの方が集まっていたんですけども、この4年間の実績について、例えば鹿児島県で初めて、全国でも多分初めてだと思いますけれども、夜間中学を設置したということでありました。それから北ふ頭開発についても、塩田知事の思いを述べていました。

また、同日帰った後に大阪に、ふるさと納税をしていただいている久保進会長他2人が来られまして、去年に続きまして、今年も2,000万の寄附、今まで合計4,000万の寄附を頂いております。大変ありがたいことであります。感謝状の贈呈をいたしました。

6月28日に、徳之島さとうきび対策本部総会並びに各種総会が行われまして、この中で、南西糖業社長から今回の徳和瀬工場の故障に関しましていろいろ説明がございました。予定どおり改修いたしました。遅れはしましたけれども、今のところ順調に進んでいる状況であります。

6月30日に、消防操法大会が26年ぶりに伊仙町で開催されまして、若い20代の若者が全力で取り組んでいただきまして、ポンプ車優勝、小型ポンプ車2位という形で総合優勝をいたしました。それで意気揚々と県大会に出る準備をしていましたけれども、台風のため今回は行われませんでした。いずれにしても、若い青年たちが頑張っていることは将来が明るくなると思います。

7月8日に、県議会の農業分野の視察がございまして、伊仙町においてもサツマイモの視察等を行ってまいりました。

7月9日に、鹿児島県の港湾協会総会理事会等が行われまして、このとき夕食会の直前に宮崎沖でかなりの地震があったということで、県のほうも大分揺れましたので、今、報道では南海トラフの前兆ではないかということなどが言われております。

7月7日には、知事選挙がございまして、塩田知事が、得票率が伊仙町で89%を超しまして、これは県下最も多い得票率でありました。

また、7月11日には、徳洲会の創設者であります徳田虎雄前理事長が永眠いたしました。7月21日に、島に遺体のまま来られまして、お別れの会をいたしたところであります。多くの議員の方々にも参加をしていただきました。ありがとうございました。

7月17日、国会関係の方々の要望活動等、これは、7月19日に昭和大学との調印式があるために国の先生方ともいろんな要望活動を行いまして、森山事務所において徳之島3町長で面談をいたしました。その中で森山裕先生が明確に、面縄港は予定どおり強力で推進していくということを明言いたしました。それから、この面縄港に関しましては、私が町長になってすぐ、当時の上木廣志議員が議員大会で訴えました。その後も、事あるごとに訴えてきた中で、約30数年この面縄港を要望し続けたことが功を奏したのではないかと考えております。

何回か話しましたが、カムイヤキの時代以前の島を代表する港が面縄港だったということは、カムイヤキが出たということからもはっきりしておりますし、それから今これから大型のクルーズ船も来るような港が徳之島にも絶対必要な中で、面縄港を今後強力で推進していくということで、職員も今、中央のほうで要請活動を行ったりしております。

それから、先ほど少し申し上げましたけれども、昭和医大という大学と今村病院、徳之島病院の設置者であります今村病院の院長先生がいろいろお話をした結果、精神科ドクターを昭和医大から徳之島病院に派遣するというので、3年間の協定を結びました。3町とそれから沖永良部、与論島も含めて各自治体が給与補填するという形で、精神科ドクターが2人今既に働いている状況でありますので、今後ともこのような、自治体がいりんな形で地域医療を責任を持って関わっていくということがますます必要になるのではないかというふうに考えております。

7月31日に、健康・美・長寿オンライン会議というものがございまして、これは伊仙町を含めて11の自治体に参加いたしまして、大阪万博で健康・美・長寿という形で発表することになっております。中でも伊仙町が長寿、今でも80歳以上の平均余命が圧倒的に長いということでもありますので、そのことも含めて、8月9日には東京のほうで記者会見も行いまして、今回の大阪万博において、徳之島だけでなく長寿者の多い11自治体が日本の健康・美・長寿という形の協議会で大々的に発表する状況になっております。

8月19日には、第15回の全国離島交流中学生野球大会が開催されました。これは壱岐市でありますけれども、去年は奄美群島で初めて開催されまして、2年後は徳之島で開催していくということで今話が進んでおります。そのときは、今は3町で1チームですけれども、3町で2チームでやるという話も今出ております。

8月22日には、埼玉県深谷市議会の深和会、元氣会という党派が、伊仙町の長寿に関して行政視察を行ってまいりました。

以上で、ある程度重要な点に関しまして行政報告といたします。よろしく申し上げます。

○議長（前 徹志議員）

以上で、諸報告を終わります。

△ 日程第4 報告第5号 令和5年度健全化判断比率

△ 日程第5 報告第6号 令和5年度資金不足比率

○議長（前 徹志議員）

日程第4 報告第5号、令和5年度健全化判断比率、日程第5 報告第6号、令和5年度資金不足比率について、2件を一括して議題とします。

提出者より提案理由の説明を2件一括して求めます。

○町長（大久保 明君）

報告第5号及び報告第6号は、健全化判断比率、公営企業会計の資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

健全化判断比率につきましては、実質公債費比率9.5%、将来負担比率89.2%となりました。

公営企業会計においては、資金不足比率がなかったことを報告いたします。以上でございます。

○議長（前 徹志議員）

報告第5号、令和5年度健全化判断比率について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（寶永 英樹君）

それでは、報告第5号、令和5年度健全化判断比率について説明いたします。

財政健全化判断比率の指標としまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率があります。

まず、実質赤字比率、連結実質赤字比率についてであります。

令和5年度歳入歳出決算における主要施策の成果説明書4ページをご参照ください。

左側の表に一般会計等の実質収支額が9,146万4,000円で黒字となっております。一般会計以外の特別会計のうち公営企業会計に係る特別会計以外の会計において、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計を合わせた連結実質収支額も黒字であるため、成果説明書3ページの実質赤字比率、連結実質赤字比率を横棒で示してございます。

成果説明書5ページをお開きください。

実質公債費比率の状況を示してございます。上段の1から14の指数により、実質公債費比率が算定されます。この数値を算定式で求めますと令和5年度は10.03592となり、令和4年度においては9.90498、令和3年度においては8.61667となっており、この3年間で平均した数値9.5が実質公債費比率ということになります。

次に、成果説明書6ページをご参照ください。

将来負担比率の状況でございますが、将来負担額として、地方債の現在高89億5,172万5,000円、債務負担行為に基づく支出予定額2億7,404万8,000円、公営企業等への繰入見込額13億8,093万円、一部事務組合等への負担見込額1,861万1,000円の合計が下段の将来負担額Aの106億2,531万4,000円であります。

充当可能財源等として、基金19億2,006万1,000円、家賃収入等の特定財源5億9,087万6,000円、交付税で算定される基準財政需要額の算入見込額51億1,572万8,000円の合計が下段の充当可能財源等Bの76億2,666万5,000円となっております。

将来負担額Aから充当可能財源等Bを差し引いた金額は29億9,864万9,000円であります。

標準財政規模Cから先ほどの実質公債費比率の状況の表中、9、10、11の算入公債費等の額Dを差し引いた額が33億6,033万1,000円となります。

表中、A－B、29億9,864万9,000円から、C－D、33億6,033万1,000円を除いた数値が将来負担比率となるため、令和5年度決算における将来負担比率は89.2%となり、令和5年度より28.9ポイントの比率増となりました。

令和5年度監査意見書の9ページをお開きください。

下段中央部からありますが、「早期健全化基準団体以下で将来負担が軽減されるように、後年度以降の社会情勢、特に医療費の増加や老朽施設の更新、町民所得減少による経済状況を勘案し、

将来負担比率が増加しないように健全なる財政計画を進めるよう要望する」との意見を鑑み、健全なる財政計画を推進してまいりたいと考えております。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

報告第5号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第5号、令和5年度健全化判断比率については、これで終結します。

報告第6号、令和5年度資金不足比率について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（寶永 英樹君）

続きまして、報告第6号、令和5年度資金不足比率について説明いたします。

成果説明書4ページをご参照ください。

右側の表に伊仙町上水道事業会計における剰余金を示しており、資金不足は生じていないことを報告いたします。

先ほどの監査意見書の23ページをお開きください。

5、結びとして、「令和4年度までの簡易水道と上水道の統合計画に基づき、計画的な老朽施設の更新とダム・ため池以外の原水を確保し、水質を向上させておいしい水を供給し町民の健康を守ることと、未収金の徴収に努力し、今後も引き続き公営企業事業の目的に沿った計画の策定と対策を講じることを要望するものである」との意見に鑑み、対策に努めてまいりたいと思います。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

報告第6号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第6号、令和5年度資金不足比率については、これで終結します。

△ 日程第6 報告第7号 令和5年度教育委員会活動の点検・評価報告書

○議長（前 徹志議員）

日程第6 報告第7号、令和5年度教育委員会活動の点検・評価報告書についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を一括して求めます。

○町長（大久保 明君）

報告第7号につきましては、令和5年度教育委員会活動の点検・評価報告を、地方教育行政の組

織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては、担当課より説明をさせていただきます。以上、よろしくお願いいたします。

**○議長（前 徹志議員）**

報告第7号、令和5年度教育委員会活動の点検・評価報告書について、補足説明があればこれを許します。

**○教委総務課長（町本 勝也君）**

ただいまの件につきまして補足説明をいたします。

町長のほうからも提案理由の説明がありましたが、この点検・評価に関しましては、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくことを目的としたものでございます。

これにつきましては、国のほうからも事務連絡等で来ておりましたので、今回の決算審査に併せて議案を提出した次第でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（前 徹志議員）**

報告第7号について質疑を行います。

**○1番（井上 和代議員）**

令和5年度教育委員会活動の点検・評価報告書の報告で、ちょっと質問をさせていただきます。

44ページのほうが内容のほうの総括というか、そういったところだと思いますけれども、右のほうの列のほうに評価点という形であります。大体が上位のほうの「4」であるとか「3」であるとかいうような形になっているかと思うんですけれども、「2」のほうであるとか、「1」はないですね。「2」のほうが何か所かあるんですけれども、こちらのほうに対しての何か対応というか、そういったものはどういうふうな形で検討をされているのかお伺いをしたいと思います。

**○教委総務課長（町本 勝也君）**

ただいまの質問にお答えいたします。

この44ページに関しましては、教育委員会の定例会の中で、教育委員の皆様を確認をさせていただいて評価を行った、これはいわゆる内部の評価であります。

その他のページにつきましては、外部評価委員の方々をお願いをしまして、このシートの点検等を行っていただきました。

今、ご質問のあったところにつきまして「2」の評価をさせていただいているところにつきましては、今後、定例教育委員会、毎月ございますので、こういった改善ができるのかというところを委員の皆様と話し合いを通じて、ここが改善できるような形で今後は進めていきたいと考えております。

**○1番（井上 和代議員）**

ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたように、教育委員会の中での評価ということなんですけれども、そう

しましたら、その前のほうまでのいろんな評価シートという形で行われているこの案件と、こちらのほうを反映されたような形で評価シートというような形でまとめられている部分っていうのはないのでしょうか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

この事業点検・評価シートにつきましては、各担当ごと個別で調書の作成を行っております。

今回のこの評価の流れとしては、このシート作成後に7月と8月にそれぞれ1回ずつ合計2回の外部評価委員会を開催しました。その中で、外部評価委員の方々のコメントに関しましては、このシートの右下のほうにございますが、コメント欄としていただいている状況でございます。

こういった意見を参考にして、令和6年度の事業に関してどのような改善ができるか、こういったものは各担当にしっかりと評価報告書を回覧、周知等を行って、今年度の事業改善のほうにつなげていければと考えております。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。今までにはなかったような細かいところまでの目の行き届いた形で、改善、改良、そして、また、新しいことを取り入れるというような形の活動のかなというふうに思います。

それで、外部評価委員っていうような形で、新しいシステムというような形も行われているかと思しますので、また、これからいろいろな活動で評価をして、そしてその評価に対しての活動の修繕というか、いろんな形で前進していけるような形をしていただけるのかなと思いつつ、とてもうれしく思うところでした。また、これからもよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第7号、令和5年度教育委員会活動の点検・評価報告書については、これで終結します。

△ 日程第7 議案第44号 面縄港整備等積立基金条例の制定

○議長（前 徹志議員）

日程第7 議案第44号、面縄港整備等積立基金条例の制定についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保 明君）

議案第44号は面縄港整備等積立基金の条例の制定につきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案しております。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第44号、面縄港整備等積立基金条例の制定について、補足説明があればこれを許します。

○建設課長（高橋 雄三君）

議案第44号、伊仙町面縄港整備等積立基金条例の制定について、補足説明させていただきます。

本条例は、琉球王朝時代から徳之島の表玄関として繁栄した歴史ある面縄港を、徳之島の既存港湾との機能分担を図ることを前提とし、島民の生命と生活を支える拠点としての整備推進を目的とし、基金を設置するものであります。

金額については、条例制定後、財務担当と協議の上、予算に定めていきたいと考えております。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第44号について質疑を行います。

○14番（美島 盛秀議員）

議案第44号、伊仙町面縄港整備等積立基金条例の制定についてお尋ねをいたします。

この条例を制定して港湾事業を進めるわけなんですけれども、町長の施政方針あるいは町長のいろんな場での話の中で、面縄港整備推進協議会を立ち上げるという話がありましたけれども、この協議会というのは今できているのでしょうか。

また、どういう人がその委員会の名簿に載っているのかお尋ねをいたします。

○建設課長（高橋 雄三君）

現在、面縄港整備推進協議会を設立して、今、構成委員の参画を依頼しているところであり、現在96%の合意をいただいているところでございます。あと残りの4%の方々に今また調整して、参画の依頼を行っているところでございます。

構成委員としては、町長をはじめ伊仙町議会議長、副議長、あと各区長等、それから建設業協会、徳之島観光連盟会長とか、もろもろ参画を依頼しているところでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

その名簿については、公表できる名簿でありますか。

○建設課長（高橋 雄三君）

はい、公表できます。

○14番（美島 盛秀議員）

ぜひ、プリントで資料として議会の皆さんに配付をしていただきたいと思います。

第2条の基金として積み立てる額は予算で定めるとありますけれども、大体の基金の基本的な積立額というのはどれぐらいを考えているんですか。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

交付金事業として、交付対象業務は実施設計からになっております。基本計画の策定、環境調査、

施設の基本設計等は町単独費で実施するものであり、1億円以上の予算が必要になってきます。

また、事業が採択され、工事が始まれば年間でも相当な額が必要になるため、財務担当と調整を図りながら基金を積み立て、一般財源と併用しながら着実に事業を進めていきたいと考えております。

○14番（美島 盛秀議員）

こういう基金を積み立てるときには、伊仙町の基金等の種類等を見たときに、あまりそういう基金の積立てがないわけなんです、他の市町村に比べて。例えば、この新庁舎の基金を普通であれば耐用年数等を考えて何年前から積立てをすとか、計画的にやるんですけども、急に、この面縄漁港の基金を積み立てる。やっぱり計画性が必要だと思いますので、やはり基金を積み立てたら、その基金をうまく活用して、漁港を改修あるいは港湾事業に役立てるようなしっかりとした今後の見通しを立てて、基金を活用していただきたいということをお願いします。終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○8番（岡林 剛也議員）

伊仙町面縄港整備等積立基金条例について質疑をいたします。

面縄港の建設ですけども、今ある既存の漁港の東側にまた一から整備するみたいですけど、これは総額大体幾らぐらいの事業なんですかね。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まだ詳細設計等していないので明確な金額は示せないんですが、総額事業費として200億円前後と考えているところでございます。

○8番（岡林 剛也議員）

これ事業主体は、町なのか、県なのか、国なのか、お願いします。

○建設課長（高橋 雄三君）

今、要望活動を行っているんですが、現在、国土交通省、鹿児島県に対し要望活動を行っております。

現在、面縄港整備の目的として、物流の拠点、人流拠点、また海に親しむ空間の形成整備の他、切迫性が指摘されている南海トラフ地震や有事の発生に対応できる防災、防衛機能を備えた港湾整備が必要になります。

また、官民一体となって勉強会等を実施して、より質の高い要望を防衛省等にも発信し、命の源としての整備を進めていきたいと考えております。

事業主体なんですが、この要望活動によって今後定められてくると思っています。

○8番（岡林 剛也議員）

そうすると、町の負担はどれぐらいになると考えられますか。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

通常の交付金事業であれば、200億円とすれば町負担は40億円程度になってくると思います。

施工期間が10年とすれば、年間4億程度の町の支出が見込まれると思います。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第44号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第44号、面縄港整備等積立基金条例の制定を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第44号、面縄港整備等積立基金条例の制定は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第8 議案第45号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更

○議長（前 徹志議員）

日程第8 議案第45号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保 明君）

議案第45号は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきまして、地方自治法第291条の3第1項の規定により提案してあります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第45号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（大山 拳君）

議案第45号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について補足説明いた

します。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行による、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、現行の被保険者証が廃止となり、資格確認書類が資格確認書となったことによる変更となっております。

ご審議いただき、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第45号について質疑を行います。

○1番（井上 和代議員）

鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてお尋ねをいたします。

昨日の説明もお聞きしましたがけれども、マイナンバーカードを持っていない方っていうのが、こちらのほうに書かれています資格確認書などを発行するというような形で書かれているかと思えますけれども、後期高齢者っていう、普通の保険証だけじゃなく、高齢者のほうの使用が多々だと思うんですね。その辺の不便さっていうのをそれから感じていくと思うんですけども。

このマイナンバーカードの普及率はどれぐらいになっているかと思えます。

○くらし支援課長（上木 博之君）

お答えいたします。

7月31日現在で4,615枚、率にしますと74.41%となっております。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。74。今、私手元のほうにあるんですけども、こちらのほう、ひもづけ云々っていうのがよく聞くんですけども、保険証にひもづけされているかっていうのが、これ見たって分からないんですよ。で、その辺が分かるような形が、どういう形で分かるのっていうか、高齢者等は分かりづらいと思うんですけども。

保険証、病院に行って、あなたのは保険証として使えませんよというような形になっていくと思うこともあるんですけども、その辺はどういう、今、この74%の方がどれぐらい保険証として登録されているか、お分かりになれば教えていただきたいなというふうに思いますが。

○健康増進課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

ひもづいている率を確認するのは、現在のところ難しいと思っています。

ただし、2年ほど前だったと思うんですけども、病院のほうでも資格を有する方の確認というのが、オンラインで確認できるようになっています。もちろん、これも行政そして国保連、連動した確認する体制を構築されているんですけども、このひもづけに関することができているかということ、また個人に聞かないと分からない部分もありますので、今後、こういった方への推進、そして関係課との連携、そして3町協力して推進していかなければならないものかと考えております。

○1番（井上 和代議員）

私も、これ、たしかひもづけっていうのは娘にお願いしたんですね。分からない部分が多々で、私たちはもう血圧薬であるとか、この年齢になると毎月のように病院に行くんですけども、そういったときにひもづけされていませんよというような形がないように、ひもづけがされているかどうかとか、もしくは、今74%以外の方が、ちゃんとこのマイナンバーカードが持てるような形の推進をもう一度していただいて、そういったものが病院に行くときに不便にならないような活動をもう一度、今、こちらのほうの変更をされるということではあるんですけども、もう一度このマイナンバーカードの在り方と、そして、こういった形で使われますよと。

そして、保険証のほう、今使われているものが12月ですか、廃止がされるよというような形での広報というか、そういったものを今なされているかどうかお尋ねしてよろしいでしょうか。

○健康増進課長（大山 拳君）

広報等については、国のほうでも広報がなされているところです。ただ、広報に関しては、町のほうでも今後、広報していかなければならないというふうに考えております。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○14番（美島 盛秀議員）

今の質疑に関連しますけれども、2ページ目のところに資格確認書等に改めるとありますけれども、この資格確認書というのはマイナンバーのことでよろしいでしょうか。

○健康増進課長（大山 拳君）

ただいまの質問に答えます。

マイナンバーカードではなくて、旧被保険者証のような資格確認書というのがあるんですけども、そちらのほうを発行するようになっています。

○14番（美島 盛秀議員）

今の、先ほどの答弁で74.4%がマイナンバーカードを申請してあると、あと26%程度は申請ができていないということで、ほとんどがお年寄りだと思います。

それと、このマイナンバーカードというのは、0歳児から全部含まれてマイナンバーカードを発行するわけですか。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

まず、マイナンバーカードができるのではなく、前のくらし支援課長時代にも説明をしたと思うんですけど、平成27年に個人番号制度ができたときに生まれた方、日本に住所を有した方々ですね、マイナンバーが自動で振られます。マイナンバーカードっていうのは、その個人が自分のマイナンバーを証明するために、義務ではなく申請で作るものなので、番号は自然に振られます。で、マイナンバーカードは個人の申請で作ります。0歳児も、もちろん作ることができます。0歳児の場合

に関しては、やっぱり0歳児で申請ができないので、その保護者の方が申請する形にはなります。

○14番（美島 盛秀議員）

ただいまの説明で理解できましたけれども。

例えば、私実際に持っていないんですよ、マイナンバーカード。届け出していないんです。これをずっとマイナンバーカードを届け出ないでおればどうということになりますか。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

すみません、先ほども説明しましたが、マイナンバーカードを作る作らないというのは個人の申請。義務ではないので、活用するしないは個人の判断になります。作っていないからってことで何かがあるわけではなく、保険証のひもづけであったり、それから各種資格のひもづけ、いろんなものを国は今からマイナンバーカードを活用していくっていう方向性を決めているんですけど、作らない方々のために保険証をなくすわけにはいかないの、資格証明書であったり、代用になるものを交付していくっていうことになります。

○14番（美島 盛秀議員）

ほとんどが、お年寄りはどういうことを知らないと思うんですよね。先ほども質問がありましたけれども、その再度説明をしたほうが良いということなんですけれども。

今後、お年寄りに説明していくには相当時間もかかるし、難しい点もあると思います。例えば、役場に来ることもできない、あるいは耳の障害がある、目の障害がある、あるいは高齢者になっていろんな条件がそろわないと。そういう人たちがもしこのマイナンバーカードを持っていない、あるいは資格証明書等で医療が受けられないという結果等になった場合、どうい対策を考えていますか。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

まず、高齢者、自分で申請ができないためのサポートっていうことなんですけど、昨年末から各施設連絡を取って、入所されている方であったり、ご自分でできない方、相談があれば訪問のほうをして申請サポートをしていきますっていうことで受付をしたり、それに関しては広報もしています。

今言われたように、いろんな資格が使えなくなるのではなく、資格を証明するための証明書として保険証であったり、今言われている運転免許証であったり、いろんな資格証があるんですけど、それをマイナンバーカードのほうに統合していくっていう制度ではあるんですけど、マイナンバーカードを持っていないから使えないっていうことではないということ为先ほども説明をしたんですけど、その証明に準ずるものは随時、今までどおり交付はされていくものになると思います。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○6番（佐田 元議員）

今の質問に関連してなんですが、この資格確認書等の申請は、代理の方でも申請はできますか。

○健康増進課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

現行の保険証と基本的には原則本人なんですけども、代理人の方でも今できるようにはなっています。

こちら辺も今後確認して、また議会のほうでもお示ししたいと思っております。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第45号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第45号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第45号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第9 議案第46号 伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例

△ 日程第10 議案第47号 伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例

○議長（前 徹志議員）

日程第9 議案第46号、伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例、日程第10 議案第47号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例について、2件を一括して議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保 明君）

議案第46号は、伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第47号は、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案しております。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第46号、伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（大山 拳君）

議案第46号、伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、現行の被保険者証が廃止となることによる変更となっております。

ご審議いただき、承認賜りますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第46号について質疑を行います。

○14番（美島 盛秀議員）

議案第46号、伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

次のページの上から3行目に、被保険者証の返還を求められこれに応じない場合、または虚偽の届出をした場合、改めるとありますけれども、この「虚偽の届出」というのはどういう届出であるのか、また、その下に「罰則」という言葉がありますけれども、どういう罰則があるのかお尋ねいたします。

○健康増進課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

「虚偽の届出」というものは、国民健康保険証を有していない方が、国民健康保険証を使用した場合には虚偽の報告というふうになります。例えば、社保の方が国民健康保険を使った、国民健康保険を離脱して社保になったのにそのまま国民健康保険を使ってしまったということがまれにあります。そういった場合には「虚偽の報告」となります。こういった場合は、その後の対応でどうにかなるんですけども。

ただ、この罰則については、現法律では10万円以下の過料となっております。この過料についても、12月の法律の改正により見直される予定と今現在のところとなっております。

○14番（美島 盛秀議員）

この国民健康保険、これは条例ですけれども、つい最近の新聞に、国民保険税の収納率の記事が載っておりました。伊仙町、43市町村の中で43番です、収納率が。こういうこと等を考えたときに、収納率が少ないと、何%以上収納があれば適当だと、あるいは何%以下だったら罰則があるというようなことたしかあったと思うんですけども、そういうことにもこれ関連する条例ですか。

○健康増進課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

徴収率の対策等については、担当課のほうから答弁あると思うんですけども、罰則等については、

以前はあったというふうに記憶しているんですけども、現在は罰則等はございません。

○14番（美島 盛秀議員）

現在はそういう罰則等はないということによろしいですね。終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第46号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第46号、伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第46号、伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第47号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○経済課長（橋口 智旭君）

議案第47号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

条例中、第2条第1項中、7,881万6,000円を7,881万7,000円に改めるものでございます。

基金の額の変動要因としては、利子の収入によるものです。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第47号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第47号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第47号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例を採決します。  
この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第47号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する  
条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時05分

---

再開 午前11時20分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第11 議案第48号 伊仙町特別養護老人ホーム「仙寿の里」指定管理者の指定

○議長（前 徹志議員）

日程第11 議案第48号、伊仙町特別養護老人ホーム「仙寿の里」指定管理者の指定についてを議  
題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保 明君）

議案第48号は、伊仙町特別養護老人ホーム「仙寿の里」指定管理者の指定につきまして、伊仙町  
公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定及び地方自治法第244条の  
第6項により提案しております。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第48号、伊仙町特別養護老人ホーム「仙寿の里」指定管理者の指定について、補足説明があ  
ればこれを許します。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

議案第48号、伊仙町特別養護老人ホーム「仙寿の里」指定管理者の指定について補足説明します。

1、施設名、伊仙町特別養護老人ホーム「仙寿の里」。2、団体名、所在地、鹿児島県大島郡伊  
仙町大字伊仙2571番地。名称、社会福祉法人伊仙町社会福祉協議会会長松満久。3、指定の期間で  
す。議決の日から令和11年3月31日までになります。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第48号について質疑を行います。

○7番（清 平二議員）

伊仙町特別養護老人ホーム「仙寿の里」指定管理者の指定について、今、伊仙町の社会福祉協議会の運営等について、いろいろわき話か何か分からないんだけど、聞いているんだけど、健全に運営されているのかどうかお尋ねします。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

今、社会福祉法人伊仙町社会福祉協議会のほうが、健全に運営されているかというご質問にお答えします。

社会福祉協議会、確かに昨年度から本来行うべきサービス等が、人材の不足であったりいろんな理由で停止した部分もあります。今回また、指定管理を継続する指定管理の公募をかけたときに、社会福祉協議会1件だけの申請があり、指定管理者選定委員会を開催し、社会福祉協議会のほうから提出をしていただいた事業計画書等を全部審査した上で、今回の指定管理者として選定しております。業務内容等、いろいろな細かい運営状況に対して、こちらのほうで全部把握できてない部分もあるんですけど、計画等上げてもらい、いろんな人材配置であったり、これからの事業計画であったり、見直し等が全部これであれば運営できていくってということで選定しておりますので、運営状況に関しては改善されていっているものと認識しております。

○7番（清 平二議員）

以前といいますか、私が保健福祉課にいたときは、役場から課長が福祉協議会の理事として参加していたんですけども、最近はその理事なんかは役場から入っているのかどうか。ただ、福祉協議会に任せっきりののかどうかお尋ねします。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

今現在、理事のほうの確かに活動等に関しても、役場としてもいろいろ見るために、担当職員のほうが理事として入っております。

○7番（清 平二議員）

担当職員が理事として入っているわけですか。やはり私は、担当職員が理事に入るということは、よっぽどその福祉協議会の勉強をしたり、いろいろ相談したりするのはいかなものかなと思いますけども。やはりここに、伊仙町も福祉協議会の本当に運営ができているのかどうか、責任を持って入るんだったら課長が入るべきだと思うんですけども。担当者が入って理事会に行ってもやはりそれだけの発言というか、中身が分かっているのかどうか。やはり、これは私は、課長が理事として入り、伊仙町が完全にバックアップしていくという姿勢を示さないと。担当者が入っても、理事会

行って聞いて、帰ってきて課長に報告しているか、あるいは総務課長、町長に報告しているか。その辺のところは、非常に私は心配ですけれども。その辺のところは、執行部としてはどうお考えなのかお尋ねします。

**○健康増進課長（大山 拳君）**

ただいまの清議員の質問にお答えします。

以前は、課長が入るっていうふうに、理事のほうに入るという形でした。ただ、当時私も入っていた期間があります。ただ、その後、日程等が合わない、議会と重なる、いろんな調整ができないってことで、参加できる方を理事にしたいっていう社協側からの依頼があって、また選任も社協側の定款で行われます。こちら側から推薦するっていうことはできませんので、その中で降ろされたという経緯があります。ただし、その代わりっていうことではないんですけども、地域福祉課、介護に携わる職員を選任するという形に現在もなっていると思います。

**○7番（清 平二議員）**

理事会をするとき、私は日程調整をすると思うんですよね。課長が議会があるからそれには出席できない、そういう理事会はやっぱり町が指導して、その日はちょっと議会があるので、理事会の日程を変更するとかいう指導をしないと。やっぱり責任者は役場のほうで、私は課長がその担当課長として理事に入るのが理想だと思うんですけども。

今後も担当者を理事としてやるのか、それとも課長がその福祉協議会の理事になって、運営状況を見て、指摘をするところは指摘をし、そして、もし何かそれでいろいろ問題がありそうだったら、何でそうなるのか、そういう原因究明もしていけないと思ってしまうんですけども。その辺のところは、町長にお伺いします。仙寿の里に、役場の責任ある課長を理事として推薦するかどうかお尋ねします。町長にお尋ねします。

**○町長（大久保 明君）**

清議員が話したように、議会が。議会は毎月やっているわけでありませぬので、できたら私も課長が入って、責任ある立場の方が入るほうがいいと思いますので。今後はその日程の調整は、議会は大体年間決まっておりますので、理事会がどれくらい毎月あるのか、2か月に一遍なのか、その辺も含めて、毎月やったとしてもそれを議会を避けてやるっていうことを、町のほうからもそのような状況だってことをぜひ理解してほしいってことであれば、いけるんじゃないかと思えます。確かに清議員が話したように、課長が行って責任ある態度で臨むことが、今そのようなことがまだなかなか上がってこなかったってことなどであれば、そうしたほうがいいとは思えます。

**○7番（清 平二議員）**

総務課長、今、町長は、課長が理事に入ったほうがいいということですので、ぜひ仙寿の里の理事には一職員が入るんじゃなくて、やっぱり責任ある課長が入って、その運営状況、ていどかんかんなんか見てみますと、しょっちゅう仙寿の里の職員募集しているんですよね。こういうことも何が原因で、こういう職員募集毎回やってそれでも入らないのか。やっぱりそういうのは、長が行っ

て、責任ある課長が行って内部に、何で入らないのか、そういうところのフォローまでしてもらわないと、やはり何かしら仙寿の里の理事会は、もう理事にかけたら発言する人がいないとか、注意する人がいないとかいうのじゃなくて、やはりちゃんと注意するところは注意し、指導するところは指導し、そして運営を手助けしていかせるようお願いしたいと思います。

**○総務課長（寶永 英樹君）**

清議員の質問にお答えいたします。

先ほど、健康増進課長あるいは地域福祉課長のほうから、仙寿の里の理事会等に担当のほうに参加をしているってということで答弁がございましたが、その中でもその担当職員より、理事会のメンバーの見直しであるとかっていうところは提案しているというふうに報告を受けております。また、運営面に関しても、いろいろ助言等も行っているというところも報告は受けております。ですが、先ほどございましたように、社会福祉協議会のほうでその理事は決定するっていうところもございますので、あくまでもこちらは提案する側であって、最終的な決定は、社会福祉協議会の判断であるところはまたご理解いただきたいと思います。

**○7番（清 平二議員）**

ぜひ、社会福祉協議会と協議をして、やはり役場もバックアップして行ってフォローするという面からも、そういうの協議して、ぜひ役場の担当課長を理事として入れてくださいという協議をして、入って、安定して運営ができるように指導していただきたいと思いますので。よろしくお願ひします。

**○議長（前 徹志議員）**

他に質疑ありませんか。

**○14番（美島 盛秀議員）**

ただいまの質疑に関連して、質疑をいたします。

私は10年続いたと思いますけども、この福祉協議会の会長が、議会の中から会長をしておったときがあります。そのときに、議会からそういう理事会長をするのはちょっと適當ではないんじゃないのという質問をしたことがあります。そういうこと等を含めて、この契約した現在の状況を見たときに、本当にあれ以来ずさんな運営であったと、その結果が今日に至っていると。そして今度、新しくまた社会福祉協議会の会長が替わって、新しく出発するわけなんですけれども。そこですすね、これ以前の契約書の内容なんですけども、経費の負担区分、費用は乙の負担とし、乙、社会福祉協議会ですよね。そして、負担とすると。それから、施設の備品購入・補充または増改築の必要に生じた場合は、その経費の負担区分を国、県の補助金等によって負担すると。それを甲が負担、甲というのはやはり国の補助金、県の補助金が入ってくるのは、県が仲持ちをしますので、町との関連性があると思います。

そういうときに私がたまたま増設の問題がありまして、増設をした時期でありました。そして、施設入所できる人も増えてきたなど、いまだに待機者も多いようですけれども、増えてきてよかつ

たなという感じでしたけども。増設はしたけどうまく運営がされてない、いなかったと。こういう矛盾したことが今まであった。このことに対して私は町長に、町が立ち入って検査をしたり、町が会計をしっかりと見たりする必要があるんじゃないのという質問をしたら、町長は、そこは県や国の下であるから立入りはできませんということで、ちゃんとした答弁はもらえませんでした。

そこで、なお、報告というこの契約書にうたわれているんですけども、事業報告、それから財産目録あるいわ貸借対照表と、これは会計を2か月内に報告しなければならないと、こういうふうに書いてあるんですけども、今でもこの契約書の内容は変わっていないのか、もう報告する義務などはないのかどうかお尋ねいたします。

○議長（前 徹志議員）

しばらく休憩します。

休憩 午前11時39分

---

再開 午前11時46分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

まず、収支報告とかいろいろなものに対して報告義務ということだったんですけど、指定管理することにより前回上げた条例改正の指定管理の条件とかいろいろなものを上げたんですけど、その中で毎月の報告と年間の報告をちゃんと協定書の中でもうたい込んで、今後は報告をしていってもらって、運営状況もこちらのほうで把握していく、把握できるような形にはしております。

○14番（美島 盛秀議員）

そう今説明があったようなことを、今のこの福祉協議会の会長と契約時にその文書をもって契約をちゃんと取り交わしたという文書がありますか。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

この議会に承認を得た後に協定書を全部交わしていくんですけど、その中で、まずちゃんとその報告をして、報告の義務であったりいろいろなものをうたい込んでおります。また、協定後、現在もいろいろな相談を受けている中で、今後、役場、伊仙町としても協力をしていきますということで今お話を進めているところです。

○14番（美島 盛秀議員）

言っていることは分かりますよ。分かりますけれども、契約書が出た時点でそういうことをきちんと分かるように契約をしておかないと、後でやります、そんな契約がありますか。そんな説明をしたって理解できないですよ。その契約した時点できちんとしたそういう条件を、条例に沿った契約をしないと。それがありますかということです。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

今回まず指定をして、議会の承認を得て契約の方に入りますので、まだ契約はできていない状況なので、その契約の中でいろいろなこういうふうな、今後またこのようなことにならないようなことで進めていくために、協定書等を作っているところです。

○14番（美島 盛秀議員）

理解ちょっとしにくいんですけども、一旦契約をしてからそういう条件をつけてまた契約をするということですか。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時49分

---

再開 午前11時53分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

ただいまの美島議員の質問にお答えします。

まず、過去の条例等の中で報告義務等があったと思うが、それが管理されていなかったのではないかと、今回の指定管理でそれを管理していくということで、今回、指定管理のほうを上げていったんですけど、確かに過去のほうでそういう義務があるのにできていなかったとか、一応いろんな仙寿の里に関する収支報告等も過去も上がり、いろんな補助金等の申請で通ってはいたんですけど、今回、社会福祉協議会母体としての運営状況も踏まえた上で、ちょっと管理をしていかなないと難しいとか、指定管理をして経営状況の中で町としてもアドバイスができる、サポートができるという形をするために、今回の指定管理を上げています。

ちょっと自分のほうでは、過去の方でのサポートができていなかった、指示・報告・義務がちゃんとなされてなかったというような資料は持っていないので、確かに議員が言われるようにされてなかったからずさんになったのではないとか、このような状況になったのではないのかという質問だったので、今後こういうことが起きないように、社会福祉協議会自体が町全般の福祉業務に携わる協議会でもあるので、今後、伊仙町の社会福祉サービス関係が不足しないように、協議会のほうも町のほうから協力・指導しながら、ちゃんとした運営できるようにしていきたいと思います。

○14番（美島 盛秀議員）

ちょっと理解していただけたと思いますけれども、期間が長くとちますと、やはり事務の引継ぎ、当時のこと、あるいは当時からの内容等の事務の引継ぎがしっかりと理解できていなかった点もあったと思います。しかし、皆さんはこの仕事はきちんとした規約とかあるいは条例に従ってやらなければならないわけでありますので、きちんとした引継ぎ等を今後やっていただきたい。

当時、私が質問して、ちょっとおかしいんじゃないのということを町長に言ったら、もう町長は全然タッチできないという答弁でありましたけど、やはり長く続けばもう恐らく10、これ5年間の契約でありますけど、今回は指定管理は5年間、この当時は3年間になっていますけれども、その委託あるいは指定管理を受けて期間が長引けば長引くほど、いろんな問題等が出てくる。言いたくないことなんですけれども、当時の会長は「大久保町長は日本一の町長です、日本一の町にしましょう」と、こういう余計なことを言って我々にごますりみたいなことをやってきたのが、今までの大久保町長の行政の在り方だったと私は考えております。ですから、そういうことがないように事務引継ぎをきちんとやっていただきたい。

そして、契約期間とかあるいは指定管理の期間、そういうこともはっきりとその時期その時期ではじめをつけてきちんと報告をさせる、あるいは会計も町が立ち入って決算審査等もやるということ等、今後できるような項目を追加して指定管理にさせていただきたいと思っておりますので、お願いします。終わります。

**○議長（前 徹志議員）**

他に質疑ございませんか。

**○8番（岡林 剛也議員）**

仙寿の里は、今デイサービスとショートステイがサービス停止している状況だと思うんですけども、この指定管理の中ではその事業はやっていただけるのかどうかお伺いします。

**○地域福祉課長（稲田 大輝君）**

ただいまの質問にお答えします。

確かに昨年ショートステイそれから短期入所、それから訪問サービスがストップしているということで、今現在、法人さんのほうとも話をして、今年度中に全て再開できていけるような計画を立てて提出してくださいということで、協議もしております。

まず、1番の入所の方々なんですけど、仙寿の里が50人の定数でやっている中で、40人前後の入所者の数だったので、そちらのほうも早期改善をしてくださいということでお話をして、先月末で49名、利用者のほうもまずそちらのほうから改善していただいて、また今後、それに併せてショートそれからデイサービスのほうの再開のほうも計画を上げてもらっているところです。

**○8番（岡林 剛也議員）**

50床あるところに49いるということですか。

**○地域福祉課長（稲田 大輝君）**

はい。先月末で49名の登録があったという報告を受けています。

**○8番（岡林 剛也議員）**

ぜひ、ショートステイ、訪問介護あとデイサービスも実施していただけるよう要望いたします。終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第48号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第48号、伊仙町特別養護老人ホーム「仙寿の里」指定管理者の指定を採決します。  
この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第48号、伊仙町特別養護老人ホーム「仙寿の里」指定管理者の指定は、可決することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。午後1時より再開します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 日程第12 議案第49号 伊仙町特産品加工工房指定管理者の指定

○議長（前 徹志議員）

日程第12 議案第49号、伊仙町特産品加工工房指定管理者の指定についてを議題といたします。  
提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保 明君）

議案第49号は伊仙町特産品加工工房指定管理者の指定につきまして、伊仙町の公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条の規定及び地方自治法第244条の2第6号により提案いたします。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第49号、伊仙町特産品加工工房指定管理者の指定についての補足説明があれば、これを許し

ます。

○経済課長（橋口 智旭君）

議案第49号、伊仙町特産品加工工房指定管理者の指定について補足説明をいたします。

1、管理を行わせる施設の名称、伊仙町特産品加工工房、2、指定管理者の所在地及び名称、所在地、鹿児島県大島郡伊仙町阿山2261番地、名称、株式会社徳之島かんかんファーム、代表者大竹勝人、3、指定期間、令和6年10月1日より令和9年7月31日の期間となっております。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第49号について質疑を行います。

○1番（井上 和代議員）

伊仙町特産品加工工房指定管理者の指定について質問をいたします。

未来創生課のほうにちょっとお尋ねしたいんですけども、こちらのほうはふるさと納税として活用されている商品とか、そういったものがあるんでしょうか。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの井上議員の質問にお答えします。

ちょっと詳細は分かりかねますので、後ほどちょっと確認してお伝えさせていただきます。

○1番（井上 和代議員）

そうしましたら経済課のほうにお尋ねいたします。こちらのほう、伊仙町特産品加工工房という形になっていますので、伊仙町のほうの特産品を使った商品という形だと思えますけれども、どんな商品があるか教えていただけますでしょうか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

昨期で10か年の指定管理の期間が終えております。その期間の中で黒糖の製造を行われているところではあります。

○1番（井上 和代議員）

伊仙町のほうの特産品って、今多々あるかと思うんですけども、今サトウキビのほうとジャガイモとか、タンカンであるとか、あとは、何ですか、ドラゴンフルーツであるとか、いろんな特産品があるかと思うんですけども、サトウキビのほうも黒砂糖もあるだろうし黒糖蜜というか、そういったものもあるかと思うんですけども、そういったものはどういう形になっていますでしょうか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

現在、本施設では石灰を無添加とした黒糖の製造のみとなっております。

○1番（井上 和代議員）

のみ、というようなお話ですけれども、今10年前ということなんですけれども、当初の目的としてどういった形でこちらのほうの建物、事業のほうをなされているのかお伺いしたいんですけれども、一応こちらのほうには伊仙町特産品加工工房というようなお名前が載っていますので、伊仙町のほうにあるものをいろいろ使って、まあ、宣伝をするとか、今でしたらふるさと納税云々に使っていただくというような形になっていくかと思うんですけれども、そういったところでいけばどうなっていますでしょうか。当初のほうの目的。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

本施設を建設した目的としましては、先ほど申し上げた石灰の無添加での黒糖の製造、他の黒糖との差別化を図った黒糖の製造を目的としております。

もう1つが、その黒糖を使用した次なる商品の開発、こういったことを目的として本施設は建設されております。

○1番（井上 和代議員）

今、未来創生課の課長にちょっとお尋ねしますけれども、入ってくるふるさと納税がありますよね、かなり少ないか、かなりというんでもないんでしょうけども産地を比べてもそれほどということではあるんですけど、よく聞くのが、返礼品が伊仙町はないよねというようなお話があるかと思うんですけれども、そういったところであれば、今この施設のほうに望むことというのはどこまでありますでしょうか。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの井上議員のご質問にお答えします。

今、井上議員のご指摘のとおり伊仙町においては、ふるさと納税のほうがなかなか伸び悩んでいる状態にあります。その中において、特産品はかなり少ない状況にありますので、今後ふるさと納税を伸ばしていくに当たって、伊仙町独自の特産品を開発していくことは非常に重要だと考えておりますので、今後経済課と協力して新しい商品開発等を進めていきたいと考えております。

○1番（井上 和代議員）

経済課の課長にもお伺いしますけれども、今、未来創生課の課長さんもおっしゃっていたように、返礼品が少ないというようなお話があつて、今石灰を使った云々というお話がありましたけれども、こちらのほうの加工工房のほうでそういうふるさと納税の返礼品としてのものっていうのを多々つくることは可能ではありますか。つくる材料だとか道具とか、そういうことではなくて、契約書とか、そういったものの中で、こういったものはつくっちゃいけませんよ、みたいな部分があったりしますか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

ふるさと納税に出す商品の開発としては、つくることは可能だと考えております。

しかしながら、町内にはほかの黒糖を製造する民間の事業者さんがございますので、そういったところとの競合しないような商品であれば、ふるさと納税等で販売していくことも可能だと考えております。

**○1番（井上 和代議員）**

可能であるということですが、今それほどふるさと納税として活用されていないということですか。ということですよ。

私も、外からしか見たことはありませんけども、ちょっと立派な建物だったような気がするんですね。そういったところを鑑みてもふるさと納税に何で使わないんだというようなことのほうが不思議でならないわけですが、

黒砂糖云々ということですが、それに対してもいろいろあるかと思うんですね、種類というか、それを使った、まあ、かりんとうであるとか、あめであるとか、蜜であるとかというような形もあるかと思うんですが、そういったことを今までなされたことはあるんでしょうか。

**○経済課長（橋口 智旭君）**

お答えいたします。

今回指定管理に指定させていただき事業者さん、こちらの方が過去10か年も指定を受けておりました。そういった中で、そういった商品の開発に取り組んだことは伺っております。

しかしながら、やはり他の事業者さんとの競合を避けるために特色のある商品の開発といったところが難しかったというふうには伺っております。

**○1番（井上 和代議員）**

黒砂糖を使って、というお話であるわけですが、これだけの施設があつて、まあ、他のほうと一緒にしないものというふうなことを考える余地というか、考える年数であったりとか、そういったことは多々できるかなというふうに思うんですが、これからの部分で本当に特色のあるものというか、そういったものをふるさと納税等が求めていくわけですから、これからそういったことも考えてつくっていただきたい、使用していただきたいというふうに思うんですが、そういったところをまたご指導していただきたいというふうに思います。

今、本当に新しいものが多々できてくるわけですが、例えば時期ですよ、黒砂糖の時期っていうのが、まあ、冬の間ですが、これからの間であれば特産品というものも伊仙町には少し少ないのかなと、夏場ですよ、そういったところであるわけですから。未来創生課の課長さんにお伺いします。夏場のほうに使える返礼品というのは、今、まあ、幾つぐらいというふうに言えないかもしれませんが、こういったものがあるよというふうな中に、その黒砂糖云々というのが何かありますでしょうか。

**○未来創生課長（野島 幸一郎君）**

井上議員のご質問にお答えします。

夏場の返礼品の主なものとしましては、マンゴーですとかパッションフルーツ、主に果樹になっております。今年に関しましてはマンゴーの付作によってかなりふるさと納税の納税額が落ち込んでいるところでもありますので、ま、ちょっと私の認識では夏場の黒糖を使った商品というのは特段設けてはいないと思うんですけども、もちろん来年以降もこういった状況は考えられますので、特産品の開発というところで申し上げますと、今後いろんな時期に扱えるような商品は開発していくべきではないかなとは考えております。

**○1番（井上 和代議員）**

ありがとうございます。本当に、ふるさと納税の返礼品が少ないというのは、本当に誰しもが思っていることだと思うんですね。それで、こういった形の工房があるわけですから、夏場にもまた使えるような商品の開発、またそういったほうの指導であるとかそういったものも、そちらのほうで指導をしていただいて、今までの10年間の実績を踏まえた形で、また、していただかなきゃ逆に困るかなというふうに思います。

返礼品というのが本当にないんですね、伊仙町のほうは。そういった部分も、今、同じような商品だと重なりと困るというようなお話でしたけれども、特にこれから夏場にそういったものが使えるかと思っておりますので、そういったところも考えていただいてご指導のほうをしていただきたいと思いますというふうに思います。以上です。

**○議長（前 徹志議員）**

他に質疑ありませんか。

**○14番（美島 盛秀議員）**

ただいまの質問に関連して質疑を行います。

この指定の期間でありますけれども、令和6年10月11日から令和9年7月31日まで、3年間になっております。今までは10年間で7月31日まで、これは今年の10月1日からですので、8月、9月、指定管理者がないという空白ができるんですけども、これをどう考えておりますか。

**○経済課長（橋口 智旭君）**

お答えいたします。

おっしゃるとおり7月31日をもって、全指定管理期間が満了しております。

今回10月1日から指定させていただくように提案しているわけですが、8月、9月においては指定管理者不在の状況となっております。

しかしながら、いかんせん、この施設、黒糖をつくるためにこれまで稼働してきた施設において、8月、9月には絞るサトウキビはないものとして、十分に10年間の成果等を確認するために指定管理者の空白期間を設けてでもそこを確認し、改めて公募を行うといった形でさせていただいております。

**○14番（美島 盛秀議員）**

そうしますと、これは、8月、9月、これは、電気代とか水道代とか、あるいはその他のいろいろ

ろ維持管理費がかかると思うんですけども、その料金、かかる維持管理費、これは以前の管理者が支払う、あるいはまた町が支払うか、そこらあたりの見解をお願いいたします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたしますまず。

まず、管理者さんから、少し在庫があるので冷蔵庫等を使わせてほしいといったお話を頂いております。

そこで我々も、先ほど申し上げたとおり、8月、9月余裕を持って確認したいといったところで、その許可は出しているところです。その際使用する電気等についてはその管理者さんをお願いしているところでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

それでは、先ほどの件に関連しますけれども、例えば黒糖の返礼品等をつくるには競合するという点もたくさんあると思います。ほかの製品を開発することになりますと、また新たな設備投資が必要になるかと思うんですけども、そういうときに、今これ3年間指定管理をしていますけれども、その設備、そういう費用というのは管理者がやるのか、あるいは町が整備をするのかお尋ねいたします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

細かな部分については、都度協議が必要となると考えますが、その設備を導入することにおいて成果を得られるといった考えが我々にも届けば、町のほうでその設備は整備するべきだと、私のほうは考えております。

○14番（美島 盛秀議員）

これ立ち上げたのは、10年前に、三重県のモクモクファームがそういう製品開発をしたいということで、共同での加工工場だったと認識しております。

そこで我々議会としても三重県まで行って市場調査等をやったわけなんですけれども、しばらくは相当百菜との連携を兼ねてやりたいという希望もあったようでありましたけれども、途中で立ち消えになってモクモクファームが百菜からも引き上げた、あるいはこの加工工場の件も、そういう特産品加工ができなかったというようなことになっているんだと思いますけれども、そこらあたりはどういうふうな経緯があったのかお尋ねをします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

モクモクファーム、当初立ち上げのときにいろいろお手伝いいただいております。そのことで、今回指定管理を行うかんかんファームですが、この、現在出てきた計画書の中で団体の概要等ございますが、その中にはモクモクファーム等はまだ出資者として構成なされているところです。

○14番（美島 盛秀議員）

やっぱり大事な、3億近くかかってますからね。大分予算を投資しての施設でありますし、また今後、永久にこれを維持管理あるいは指定管理にしていかなければいけないと、そして特産品を加工していかなければならないということになると思いますのでやはり10年経過して今までのこと等を精査しながら、そして今後もきちんと、先ほども言いましたけれども、事務引継ぎをしながらしっかりと指定管理、施設運営ができるようお願いをしたいと思っております。終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第49号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号、伊仙町特産品加工工房指定管理者の指定を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第49号、伊仙町特産品加工工房指定管理者の指定は可決することに決定しました。

△ 日程第13 議案第50号 令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）

△ 日程第14 議案第51号 令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

△ 日程第15 議案第52号 令和6年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）

△ 日程第16 議案第53号 令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

△ 日程第17 議案第54号 令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）

△ 日程第18 議案第55号 令和6年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（前 徹志議員）

日程第13 議案第50号、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）、日程第14 議案第51号、令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第15 議案第52号、令和6年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第16 議案第53号、令和6年度伊仙町後期高齢

者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第17 議案第54号、令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）、日程第18 議案第55号、令和6年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）について、6件を一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明を6件一括して求めます。

**○町長（大久保 明君）**

議案第50号から議案第54号までは、令和6年度伊仙町一般会計、令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計、令和6年度伊仙町介護保険特別会計、令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計、令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案しております。議案第55号は令和6年度伊仙町上水道事業会計の既定の予算に変更が生じたので、地方公営企業法第24条の規定により提案しております。

ご審議賜りますようお願いいたします。

**○議長（前 徹志議員）**

議案第50号、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）について、補足説明があればこれを許します。

**○総務課長（寶永 英樹君）**

議案第50号、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額69億2,845万1,000円に、歳入歳出それぞれ2億1,627万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を71億4,472万5,000円とするものであります。

予算書5ページをお開きください。歳入歳出事項別明細書により、まず歳入について説明いたします。また、歳入の詳細については、7ページから10ページをご参照ください。

1款町税、補正前の額3億6,028万2,000円に1項町民税の現年課税分1,328万1,000円を減額し、補正後の額を3億4,700万1,000円とするものであります。

9款地方特例交付金、この特例交付金は財源を圧迫すると見込まれる減収を補うための交付金であり、個人住民税減収補填交付金1,851万6,000円の歳入増であります。補正前の額81万1,000円に1,851万6,000円を増額し、補正後の額を1,932万7,000円とするものであります。

10款地方交付税、補正前の額32億8,320万2,000円に普通交付税の額の確定に伴い2億3,584万5,000円を増額し、補正後の額を35億1,904万7,000円とするものであります。

14款国庫支出金、補正前の額10億4,279万1,000円に1億588万4,000円を増額し、補正後の額を11億4,867万5,000円とするものであります。

主な要因として、国庫負担金の民生費国庫負担金において障害者自立支援給付費等負担金985万2,000円の増額、国庫補助金の総務費国庫補助金において重点支援地方創生臨時交付金9,082万6,000円の増額、民生費国庫補助金において子ども・子育て支援事業費補助金180万3,000円の増額、教育費国庫補助金において僻地児童生徒援助費等補助金236万7,000円の増額によるものであります。

15款県支出金、補正前の額5億9,816万7,000円から708万7,000円を増額し、補正後の額を6億525万4,000円とするものであります。

主な要因として、県負担金の民生費県負担金において障害者自立支援給付費等負担金492万6,000円の増額、県補助金の衛生費県補助金において離島地域子ども通院費等支援事業補助金160万円の増額等によるものであります。

18款繰入金、補正前の額3億5,173万3,000円から、特別会計繰入金の後期高齢者保健医療特別会計繰入金561万8,000円の減額、基金繰入金の財政調整基金繰入金2億3,073万5,000円の減額、公共施設総合管理基金繰入金2,900万円の増額等、合計2億735万3,000円を減額し、補正後の額を1億4,438万円とするものであります。

19款繰越金、補正前の額1,000円に令和5年度からの繰越金4,546万3,000円を増額し、補正後の額を4,546万4,000円とするものであります。

20款諸収入、補正前の額1億8,189万8,000円に37万2,000円を減額し、補正後の額を1億8,152万6,000円とするものであります。

主な要因として、雑入の衛生費雑入において新型コロナ定期接種ワクチン事業助成金498万円の増額、民生費雑入において障害者医療費国庫負担金精算金55万6,000円の増額、同じく県費負担金精算金27万8,000円の増額、委託事業収入の一体的実施事業委託収入において623万1,000円の減額等によるものであります。

21款町債、補正前の額5億9,885万6,000円から2,448万5,000円を増額し、補正後の額を6億2,334万1,000円とするものであります。

主な要因として、臨時財政対策債38万5,000円の増額、緊急防災・減災対策事業債の避難所環境改善整備事業債150万円の増額、緊急自然災害防止対策事業債、町道災害対策整備事業債、合計600万円の増額、一般単独事業債の特産品加工工房整備事業1,660万円の増額によるものであります。

歳入合計、補正前の額69億2,845万1,000円に2億1,627万4,000円を増額し、補正後の額を71億4,472万5,000円とするものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。予算書は6ページでございます。また、歳出の詳細については、11ページから28ページをご参照ください。

2款総務費、補正前の額10億5,312万8,000円に1,838万5,000円を増額し、補正後の額を10億7,151万3,000円とするものであります。

主な要因として、1項1目総務管理費8節旅費において特別職旅費150万円の増額、18節負担金補助及び交付金において徳田虎雄氏お別れ会実行委員会負担金210万円の計上、4目電算システム費において庶務管理システム導入委託料750万円の計上、議事録作成支援システム使用料55万円の計上、備品購入費300万円の計上、12目地域おこし協力隊推進事業費において地域おこし協力隊起業支援補助金100万円の増額によるものであります。

3款民生費、補正前の額16億2,120万8,000円に1億1,167万9,000円を増額し、補正後の額を17億

3,288万7,000円とするものであります。

主な要因として、1項社会福祉費3目老人福祉費においてパートタイム会計年度任用職員の任用に係る経費等合計134万8,000円の増額、4目後期高齢者医療費において後期高齢者医療特別会計予防重視一体的事業繰出金等合計625万8,000円の減額、6目障害者福祉費において障害者自立支援給付等事業費1,970万4,000円の増額、障害者自立支援医療費過年度分国庫支出金超過返還金等合計226万5,000円の増額、18目給付定額減税一体支援枠事業において1節報酬から8節旅費まではパートタイム会計年度任用職員の任用に係る経費の計上、19扶助費において新たな非課税世帯給付金等合計8,816万3,000円の計上、2項児童福祉費5目子ども医療費において義務教育就学児医療費等合計368万2,000円の増額等によるものであります。

4款衛生費、補正前の額6億2,274万円から1,225万4,000円を増額し、補正後の額を6億3,499万4,000円とするものであります。

主な要因として、1項保健衛生費3目保健センター運営費においては人件費の減額、4目予防費において予防接種委託料678万円等合計693万円の増額、5目健康増進事業費においてパートタイム会計年度任用職員の任用に係る経費等合計247万円の増額、6目母子衛生費において当該母子助成扶助費200万円等合計224万円の増額によるものであります。

6款農林水産業費、補正前の額8億5,545万3,000円に2,239万3,000円を増額し、補正後の額を8億7,784万6,000円とするものであります。

主な要因として、1項農業費4目農業総務費において工事請負費1,850万円の増額、7目有機物供給センター管理運営費において需用費111万6,000円の増額、8目園芸振興費において馬鈴薯農薬散布委託助成事業補助金225万円等合計268万1,000円の増額、24目直売所百菜運営事業費において修繕料220万4,000円等合計235万4,000円の増額等によるものであります。

7款商工費、補正前の額8,350万4,000円に、1項商工費2目観光費において委託料144万1,000円の増額、4目徳之島地域文化情報発信施設運営費において職員手当等2万6,000円の減額等合計140万3,000円を増額し、補正後の額を8,490万7,000円とするものであります。

8款土木費、補正前の額7億578万2,000円に1,430万3,000円を増額し、補正後の額を7億2,008万5,000円とするものであります。

主な要因として、2項道路橋梁費2目道路維持費において工事請負費600万円の増額、4項住宅費1目住宅管理費において修繕料240万円、解体撤去委託料210万円の増額、5項都市計画費1目公園費において分析調査委託料350万7,000円の増額等によるものであります。

9款消防費、補正前の額1億7,994万円に、1項消防費3目防災まちづくり事業費において、工事請負費150万円の増額により補正後の額を1億8,144万円とするものであります。

10款教育費、補正前の額8億2,303万8,000円から3,435万7,000円を増額し、補正後の額を8億5,739万5,000円とするものであります。

主な要因として、1項教育総務費2目事務局費において学校施設等計画策定支援業務委託料254

万3,000円の増額、5目学力向上プログラムにおいてオンライン英会話業務委託料147万1,000円、備品購入費189万円の減額、2項小学校費9目学校管理費10節事業費において教師用教科書指導書代1,750万3,000円、修繕料1,141万円の増額、3項中学校費4目学校管理費において修繕料315万円の増額、6項社会教育費4目社会体育費において各種スポーツ大会出場補助金593万円の増額等によるものであります。

歳出合計補正前の額69億2,845万1,000円に2億1,627万4,000円を増額し、補正後の額を71億4,472万5,000円とするものであります。

次に、予算書4ページをお開きください。第2表地方債の補正についてご説明いたします。

4 臨時財政対策債、限度額615万6,000円を654万1,000円に改めるものであります。

6 緊急防災・減災事業債、限度額2,430万円を2,580万円に改めるものであります。

13 緊急自然災害防止対策事業債、限度額1,080万円を1,680万円に改めるものであります。

15 一般単独事業債1,660万円については新たに計上するものであります。起債の補正前限度額合計5億9,885万6,000円を補正後限度額6億2,334万1,000円とするものであります。

いずれの事業債においても、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

以上、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）について補足説明を終わります。ご審議賜りご承認くださいますようお願いいたします。

**○議長（前 徹志議員）**

議案第50号について質疑を行います。

**○14番（美島 盛秀議員）**

令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）について質疑をいたします。

順次行きますのでよろしくお願いいたします。

9ページ、財政調整基金繰入金の2億3,073万5,000円が減額にされた理由をお尋ねします。

**○総務課長（寶永 英樹君）**

お答えいたします。

財政調整基金繰入金2億3,073万5,000円の減額であります。普通交付税や繰越金の確定により、当初予定していた財源不足が減少したため財政調整基金の取崩しが減少したものであります。

**○14番（美島 盛秀議員）**

現時点での財政調整基金の額は幾らですか。

**○総務課長（寶永 英樹君）**

お答えいたします。

今4号補正を算入しての残高でございますが、10億8,223万1,647円となっております。

**○14番（美島 盛秀議員）**

続けて次のページ、10ページの町債の1,660万円、特産品加工工房整備事業が新たに設けられておりますけれども、この整備事業はどこでどの加工工場に利用するのかお尋ねいたします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

本町債でございますが、予算書19ページ、6款農林水産業費1項農業費4目農業総務費14節工事請負費1,850万円に充当いたします。

工事場所としましては、特産品加工工房の施設周りのコンクリートでの整備となっております。

○14番（美島 盛秀議員）

この工事というのは、先ほどあった加工工房の外溝の工事ということでよろしいですね。

○経済課長（橋口 智旭君）

はい。

○14番（美島 盛秀議員）

次の11ページの一般管理費の徳田虎雄氏お別れ会実行委員会費の210万円、これは実行委員会負担金になっていますけれども、実行委員会という組織は徳之島全体なのか奄美群島全体なのか、どういう委員会なのかお尋ねいたします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

本実行委員会は、徳洲会グループそして徳之島3町という形で、実行委員としては組織されます。徳之島3町以外の奄美群島については協賛という形で参画していただきます。

○14番（美島 盛秀議員）

伊仙町が210万円と、徳之島町、天城町も同額で負担金を出している、そして足りない分、また、他に大島郡全体からの協賛金ということで理解してよろしいですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

徳之島3町均等割で210万円、また徳洲会グループからも210万円という形で、4団体から210万円という形で負担金を計上してございます。

○14番（美島 盛秀議員）

この徳洲会という名目で3,500万の慰霊塔のクラウドファンディングの給付金を頂いているわけでありましてけれども、今回のこのお別れ会への負担金、これ、たしか私は香典料も頂かない。それをこうしてお別れ会を組織して各町に負担してもらおうというこの理解が苦しむわけなんですけれども、これはどこでどういうふうに実行委員会が組織されたのか、町長、ご存じですか。

どのような内容で割り当て等ができたのか。

○総務課長（寶永 英樹君）

今お別れ会実行委員会負担金については、当初徳之島3町で名誉町民徳田虎雄氏ということで、徳之島3町でお別れ会を実施しようかということで、今現在、準備委員会として3回準備委員会を開催しておりまして、今週末土曜日にも4回目の準備委員会を開催する予定なんです、そちらの

ほうで日程また招待者等も今リストをつくっている段階でございます。

その中で実行委員会の負担金としてどれぐらい、まず、かかるだろうかというところを計算したときに、以前、伊仙町のほうで名誉町民の町民葬をしたときの資料を基に同等規模、もしくはそれ以上の規模になるかもしれませんが、そういった形で実行委員会の経費ということを算出しております。

当初、徳之島3町ということでございましたが、徳洲会グループのほうからも奄美群島を含めたお別れの会ということ徳洲会としても実行委員会に参画したいというところでお話を頂いて、徳之島3町プラス徳洲会グループという形で、今、実行委員会を立ち上げて招待者のリストであるとか、日程というところも含めて協議しているところではございます。

**○14番（美島 盛秀議員）**

今からお別れ会をするわけなんですけれども、時期的に大体お分かりですか。

**○総務課長（寶永 英樹君）**

今、お別れの会の日程としましては、11月の12日というところをベースに進めているところでございます。

**○14番（美島 盛秀議員）**

目の17、人口増加推進事業費の節7の報償費、空家等対策協議会委員謝礼金とありますけれども、今、空き家対策事業で空き家を改修するような事業等あるいは空き家が今何軒あってどれだけ申し込まれているのかお尋ねいたします。

**○未来創生課長（野島 幸一郎君）**

ただいまの美島議員のご質問にお答えします。

現在空き家対策の事業としましては空き家バンクを中心に空き家の紹介を行っているところであります。令和6年度に関しましては4件の空き家がございまして、4件の申込みとなっております。

今回補正に挙げさせてもらいました報償費に関しましては、現在空き家対策協議会において伊仙町の空き家対策等計画を策定しているところであります。また、その中で町民を対象にした講演会を行う予定をしております、こちらは空き家の専門家の方と、あとは司法書士の方にいろいろ講演をしていただく予定になっております。

**○14番（美島 盛秀議員）**

今、空き家対策には4件が申込みがあると、その件については町の予算でこれから計画をしていくことになるわけなんですけれども。

私の阿権に住宅街にまだ人の住めるような住宅があるんですけど、これは教育委員会関係です。校長住宅、それから一般教員の住宅、これも以前に改修をした経緯があります。

その2件についても修繕したりいろいろリフォームすると利用価値のある住宅なんですよね。

新築工事でいろいろ住宅を建築しているわけなんですけれども、阿権にも今後住宅建設の予定ということがありますけれども、こういう町の施設である、こういうのをまた今からあのまま放って

おく解体をして廃棄しなければいけない。しかし、他町ではこういう古い住宅等リフォームして、もう新しく活用しているというところがたくさんあります。

そういうような住宅、使えるような住宅あるいは修繕するとか、そういう考えはないのかお尋ねします。

**○未来創生課長（野島 幸一郎君）**

ただいまのご質問にお答えします。

先ほど申しあげました4件に関しましては空き家バンクの活用ということでございまして、あくまでも空き家の紹介になっております。

4件に関しましては、空き家の持ち主と利用者が直接やり取りをする形になりますので、特段、町のほうでは補助等は行っておりません。

ただ、今、美島議員からありましたとおり、まだまだ伊仙町のほうには利用可能な空き家があるというふうに認識しております。

その中で、奄振等、今後空き家等の活用に関して補助の拡大等を令和6年度以降行ってまいりますので、そういった事業を活用しながら積極的に空き家の活用を進めていきたいと考えております。

**○14番（美島 盛秀議員）**

その空き家バンクの事業を活用するときには、今4件と言いましたけれども、予算的にどれぐらいの予算、1件に対して、個人の負担分あるいは町からの負担金、どれぐらい考えていますか。

**○未来創生課長（野島 幸一郎君）**

ただいまの質問にお答えします。

空き家バンクは、先ほど申しあげましたとおり、あくまでも空き家の紹介になっておりますので、もし仮に利用される方が改修してほしいということであれば、直接空き家の持ち主が改修するかどうかというのを判断するところになっております。

ただ、今後、令和6年度以降空き家対策等の計画をつくった際には、空き家の促進という形でいろいろな補助金等を活用して空き家の改修等をしてから、空き家をお渡しするということも検討できるかなと思っておりますので、そういった方向性で進めていきたいと考えております。

**○14番（美島 盛秀議員）**

町内にも空き家はもう何十件何百件とあると思います。リフォームすれば利用価値のある空き家、他の町村では100万円が頭ですかね、20万円以上が対象になるというような条例等をつくって、補助金を出しているというふうなところも他の市町村はありますけれども、そういう考えで、やはり持ち主に負担をかけるだけでなく、町もそういう支援をできるような方向に持っていただきたいと思います。お願いします。

14ページ、節27の繰出金41万6,000円が減額になっておりますけれども、これも先ほども質問しましたけれども、これは、国民健康保険税の収納率、伊仙町、県下で43番と言いましたけれども、こういう収納率ができなかった、そういう中でのこういう41万6,000円、税金があったためにこれ

だけ減額したというふうに私は考えるんですけども、この理由を説明お願いいたします。

**○くらし支援課長（上木 博之君）**

先ほどからもありますように、県下最下位ということで、徴収率が上がっているんですけど。

5年度は、2月から各家庭訪問しまして、何とか4年度に比べては2.7%徴収率はアップしております。

6年度も、課で相談しまして、なるべく滞納を出さないということで、現年度これから強化していこうということで、督促、催告、それから財産調査から差押え、そういったものを進めていこうということで、今、頑張っているところであります。

**○14番（美島 盛秀議員）**

これは内容的に、国民健康保険事務費繰出金なんですけれども、その事務費というのは、そういう集金の人の事務的費用で、そういう職員のその滞納の集金、そういう費用がもう足りたから、これだけ減額にしたということと私は思うんですけども。

きちんとした職員、そういう仕事やってますかね。

**○くらし支援課長（上木 博之君）**

はい、お答えいたします。

こちらに関しては、徴収率が悪かったから減額ということではないと思っております。

それから、職員がしっかりしているかということでもありますけども、分納誓約等とかということで、納税、相談、そういったものも行っておりますので、職員はしっかりやっているものと思われま

**○14番（美島 盛秀議員）**

ぜひ、その徴収率等上がるように、新聞でこれだけ、43番といたら、43市町村で一番下のほうです、下ですからね。

こういう不名誉なことにならないように、ぜひ挽回できるように努力していただきたいと思いま

す。

16ページ、民生費の節19の扶助費。これは、国庫負担金でしたかね。8,816万3,000円の補正になっておりますけれども、それぞれについて、どういう、5項目にわたって、一つずつの説明をお願いいたします。

**○未来創生課長（野島 幸一郎君）**

ただいまの美島議員の質問にお答えします。

新たな非課税世帯給付金に関しましては、令和6年度非課税世帯に対して、1世帯当たり10万円を支給する事業になっております。

また、新たな均等割のみ世帯給付金に関しましても、令和6年度に新たな均等割のみ世帯の方に10万円を給付するものになります。

また、その下にあります子ども加算給付に関しましては、今、お伝えしました非課税世帯均等割

のみ世帯に対して、子ども1人当たり5万円を支給する事業になっております。

また、定額減税調整給付金に関しましては、令和6年の1月から開始されました定額減税所得税3万円、住民税1万円の減税に対して、減税し切れない分を調整給付する事業になっております。

**○くらし支援課長（上木 博之君）**

すみません。少し補足させていただくと、この新たな、というのは、5年度は課税世帯だったけど、6年度は非課税世帯とか均等割世帯になった方ということでもあります。

**○14番（美島 盛秀議員）**

これ、金額的に8,800万なんですけれども、これで交付される、10万円ずつあるんですけれども、これで完全に予定が満たされますか。

満遍なく皆行き届きますか。

**○未来創生課長（野島 幸一郎君）**

ただいまの質問にお答えします。

こちらは、町のシステムですとかいろんなシステムを駆使して、この世帯数を算出しておりますので、恐らく満遍なく給付できると思うんですけれども、居住地を移動されている方に関しては、この中に入っていない世帯も考えられますので、その際はまた追加で給付するような形を取ろうと考えております。

**○14番（美島 盛秀議員）**

ぜひ、この補助を受ける家庭、不平等さが、差が生じないように、平等な予算の割り振り等をやっていたきたい。

一方では、自分が非課税世帯かどうか分からない家庭もあると思います。あそこは、あの人は10万円もらったけど、私はもらえなかったと。こういう補助金が出たときには、そういう声が聞こえるんですね。我々にそう言う人もいます。

ですから、そのあたりをしっかりと説明をして、不平等なことが起きないように、そしてまた、そういう考え方等が出ないように、ぜひしっかりと説明等をしていただきたいと思います。以上です。

**○議長（前 徹志議員）**

他に質疑ありませんか。

**○6番（佐田 元議員）**

令和6年度一般会計補正予算（第4号）について質問いたします。

まず、予算書の17ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目4の予防費、この委託料、予防接種委託料となっておりますが、これの説明をお願いいたします。

**○健康増進課長（大山 拳君）**

ただいまの質問にお答えします。

この予防費は、島内医療機関での予防接種、接種委託料を支出するためのコロナワクチンの接種

のための委託料となっております。

想定人数として600名程度を、今、現時点で見込んでいるところです。

○6番（佐田 元議員）

これは、この予防というのは、コロナとかそういうあれの予防と捉えていいですか。コロナ関係の。

○健康増進課長（大山 拳君）

はい、今、議員がおっしゃるとおり、コロナウイルスのワクチンの接種の委託料となっております。

○6番（佐田 元議員）

25ページ、教育費小学校費の学校管理費の需用費で、節10の教師用教科書、指導書代、また、修繕料、これの説明をお願いいたします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

需用費の教師用教科書、指導書代でございますが、こちらにつきましては、小学校の学校の先生方が活用するデジタル教科書、また、教材活用ガイド、その他動画資料編、そういった授業の際に活用する教材等が、この教師用教科書の指導書代となっております。

また、修繕料に関しましては、犬田布小学校の空調設備、主に保健室、図書室、事務室、そういったところの空調関係が主なものとなっております。

○6番（佐田 元議員）

教師用教科書等の1,750万3,000円ですか、これは、町内の小学校の教師、全教師用でよろしいですか。全員にありますか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

はい、ご指摘のとおりでございます。各小学校の全教師の先生方に、この教材に関しましては配付を行いまして、授業のほうで役立てていただくという形を取る予定でございます。

○6番（佐田 元議員）

そしたら、これはもう次年度の教師という捉え方でよろしいですか。教科書という捉え方でよろしいですか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

この教科書に関しましては、恐らく記憶では4年だったかと思うんですが、改訂がございます。今年度から小学校の教科書に関しましては、改訂がなされてますので、この指導書代に関しましては、次期改訂まで使用を続けるということになります。

○6番（佐田 元議員）

次期改訂までということのようですが、これは、今現在、使われているのが改訂されてからのことですよ。

○教委総務課長（町本 勝也君）

はい、そのとおりでございます。令和6年度から新しい教科書に移行しておりますので、それに対応するための指導書代となっております。

○6番（佐田 元議員）

これは、小学校のみですか。中学校は、もう改訂等はあるわけですか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

はい、本年度に関しましては、小学校のほうがまず先に改訂が行われております。

中学校に関しましては、令和7年度から教科書の改訂がスタートしますので、現在、その事務等を進めている状況でございます。

○6番（佐田 元議員）

はい、ありがとうございました。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○5番（牧本 和英議員）

令和6年度一般会計補正予算（第4号）について質疑をいたします。

予算書の18ページ、款4、項1目の6母子衛生費の節の19補助費について200万と組まれておりますが、これは島で治療ができないお子さんなどを島外の病院で治療する、その旅費の助成だと思われませんが、その認識でよろしいですかね。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

はい、ただいまの質問にお答えします。

牧本議員のおっしゃるとおり、島外旅費助成、今までは町単独でこの事業を実施していたんですけど、今回、県の事業が出たということで、こちら、県の事業を活用して、今後実施していく方向になります。

○5番（牧本 和英議員）

今まで町がして、今回から県ということですが、そしたらもう、町の予算というのは、何といたしますか、組み替えして、県頼りにするということですかね。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

はい、この県の事業に移行して、今までは離島割引を適用したその船舶、2等の船舶を助成していました。

この県の事業を活用することによって、航空賃まで、航空賃、船賃、そして宿泊も1泊5,000円まで適用となっている事業になります。

○5番（牧本 和英議員）

ありがとうございます。本当にこういうふうにして、離島医療とか離島の方々との、何と申しますか、本土との格差をなくす事業にしては、県もいい予算立てをしたんではないかと思われま

ですが、やっぱり町としても、やっぱり少しは、幾分かは、またそういう方々に寄り添って、今までであったように町費でもやっていただきたいと思います。

20ページ、款6、項1、目の8園芸振興費の節の18負担金、補助金及び交付金で、バレイショ農薬散布委託助成事業の225万ですが、これはバレイショの農薬散布、ドローンでの農薬散布の補助事業、助成事業だと思います。が、大体何町歩ぐらい予定して、また農家負担はどのぐらいなってるのかをお聞きいたします。

**○経済課長（橋口 智旭君）**

はい、お答えいたします。

まず、助成割合でございますが、2分の1の助成を計画しております。

面積につきましては、50haの3回分、150haとなっております。

**○5番（牧本 和英議員）**

2分の1助成ということですね。分かりました。ありがとうございます。

そしたら、27ページの款10、項6、目の4の節の18、これもまた負担金、補助金及び交付金ですが、各種大会、スポーツ大会出場補助金593万ということですが、大体どのぐらいの人数を予定されているのかをお伺いいたします。

**○社会教育課長（中富 譲治君）**

ただいまの質問にお答えします。

こちらの各種スポーツ大会出場補助金ですが、これから予定されている県大会のほうが、バレーが4チーム、伊仙、喜念、阿権、犬田布です。野球のほうが、面縄、伊仙、犬田布の3チーム。剣道が、伊仙、剣道が1チームです。県大会のほうが、総額、上限1人3万円の上限で450万円となっております。

次に九州大会ですが、九州大会のほうは、伊仙相撲スポーツ少年団、徳之島レスリングと伊仙の空手。で、九州大会のほう総額45万円となっております。

全国大会のほうは、レスリングと伊仙の相撲と空手で、総額110万円となっております。

県、九州、全国、全て合わせた合計金額が605万円。現在残高が12万円残っておりますので、605万円から12万円を差し引いた額の593万円を計上させていただいております。

**○5番（牧本 和英議員）**

ありがとうございます。このようにして、また、子どもたちも一生懸命頑張っておられると思います。おられるので、まあ、欲は尽きないものですが、少しでも多く、やっぱりまた予算立てして、子どもたち、また、保護者の方々に負担を与えないような取組をしていただきたいと思います。以上です。

**○議長（前 徹志議員）**

他に質疑ありませんか。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時20分

---

再開 午後 3時28分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第50号について他に質疑ありませんか。

○7番（清 平二議員）

16ページの扶助費について再度説明をしていただきたいと思います。

16ページ、節19の扶助費、何年度の課税世帯なのか。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの清議員の質問にお答えします。

こちらに関しましては、新たな非課税世帯給付金と新たな均等割のみ世帯給付金に関しましては、令和6年度の非課税世帯と均等割のみ世帯になっております。

基準日としては6月3日になっておりますので、子ども加算につきましても令和6年度分になります。

○7番（清 平二議員）

6年度の課税世帯ですか、6年度の課税は今から申告をしてするのではなくて、5年度ではないですか。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの清議員の質問にお答えします。

こちらに関しましては、令和5年度の推定所得で金額を算出しております。

○7番（清 平二議員）

推定所得ということですのでけれども、税、これはくらし支援課かな、課税の申告をするのは。

町民の方に、例えば、申告したら国保税が幾ら安くなりますよと、まあ、6割軽減ですか、7割軽減だったかな、6割軽減とかあると思うんですけど、これを町民の方々に周知しているのかどうか、例えば申告をした場合、国民健康保険税が幾ら安くなります、申告をしなかったら幾らになりますというのはあると思いますけれども、これは申告していない方々は国保税は幾らですか。

○くらし支援課長（上木 博之君）

申告をなされていない方は全額を受けることができなくて、申告されると7割とか5割とかの減額が受けられるようになります。

そういう方たちに今回付加をする前に、申告されていませんけど、した方がいいですよ、ということ、声かけはさせていただきました。

○7番（清 平二議員）

私もこの前この給付金のことで、ある人に、申告をしているんですか、してないんですかと言っ

たら、してないと、いや、だから申告しなかったら国保税も高くなる、またこういう給付の、これの対象にならない、ということをやったんだけど、しっかりまだ町民の方々にそういうのが行き渡っていないのではないかなと思いますので、その町民の方々、7割軽減とか4割軽減と言ってもちょっと分からないと思うので、申告をしなかったら、たしか5万6,000円ぐらいですか、国保税が。やっぱり申告したらその7割軽減、あるいは4割軽減になってくると思うんですけども、申告しなかった場合は幾ら、申告したらその中に7割軽減と4割軽減になってくる、これだけの国保税が安くなりますよということをしたら、私は申告すると思うんですけども。もう自分は年金だけだから、牛だけしか飼ってないから申告をしないという方をたまたま見かけるんですよ。だからそういう方々にも申告をして、この新たな課税給付金、あなたは給付金もらったことありますかと聞いたら、自分はもらったことがない、だからその辺のところを申告をしてない方々に、やっぱり、文書もしくは訪問をして、指導して、やれば国保税の収納率も上がると思うんですけども、何もしないでただ文書だけ出してやると、収納率も上がらない。

さっき美島議員が言ったように、この前の新聞では43位、最下位という収納率でありますので、こういうのを町民に知らせていただきたいと思っておりますけれども、そういうことはできるのかどうか、可能なのかどうか、お尋ねします。

**○くらし支援課長（上木 博之君）**

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、申告につながるように、どうしたらつながっていいのかとかいうことを考えて広報等をしていきたいと考えております。

**○7番（清 平二議員）**

ぜひ、していきたいと思っております、ではなくて、していきます、ということで私は受け止めたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

同じく、17ページ、保健センター、給料が三角で526万8,000円、職員手当が163万と減になっていますが、この理由は何でしょうか。

**○総務課長（寶永 英樹君）**

お答えいたします。

人件費の減については、6月末で保健師が1名退職したことによるものです。

**○7番（清 平二議員）**

退職した方の減ということですね。その退職した方の後の補充というか、採用は考えているのかどうか、今年の採用枠で入れてあるのかどうか。

**○総務課長（寶永 英樹君）**

お答えいたします。

今年度採用試験の募集については、一般事務・建築・保健師、それともう1枠障害者雇用枠という形で採用試験の募集をかけております。

○7番（清 平二議員）

保健師ということ。保健師何名の予定ですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

若干名という形で募集をかけております。

○7番（清 平二議員）

私の記憶違いかどうか分からないけれども、私の知っている限りでは最近2名の保健師が辞めています。やはりこの補充はしっかりと補充をしていかないと、町民の健康が守られない、そして国保の給付率が下がらない、こういうふうにつながっていきますので、ぜひ、保健師は若干名とかではなくて、はっきり、1人だったら1人、2人だったら2人という具合にして、募集していただきたいと思いますが、もう募集の要項は決まっていると思いますけれども、若干名ではなくて2名採用する予定なのか、3名するのか、そのところ人数が分かれば教えていただきたいです。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

今年度募集に関しては、若干名という形で募集をかけて受付も締め切っております。

また、必要な職種に関しては、保健師に限らず専門職、その年度に応じて募集をかけているところでございます。

今後も専門職等の募集についても、試験委員会の中でしっかりと議論をしながら、必要な職種については募集をかけてまいりたいと思います。

○7番（清 平二議員）

募集をかけてもう終わったわけですね。何名募集が来ていますか。

○総務課長（寶永 英樹君）

そちらについては今締め切った段階で、まだ試験等を行っていませんし、試験委員会のほうにも確定人数をまだ報告していないところでございますので、そちらが確定次第また改めてご報告させていただきますと思います。

○7番（清 平二議員）

やはり町民の健康、それと国保の給付率を下げるというのも一つの施策ですので、やはりこれは非常に大事な仕事をする方だと思っていますので、ぜひ採用していただきたい。採用しても何かしら伊仙町では若年退職者が出ているわけですので、この前の私が一般質問したときも、伊仙町に入ってきたんだけど、ラスパイレス指数があまりにも低いということで、職種を変えていく、こういうことがないように、やはり専門職は専門職の方に安心して働ける職場づくり、生活、そういうのをさせていただけるようにお願いします。

その下に報酬が216万5,000円あります。これは看護師となっていますが、何名の報酬でしょうか。

○健康増進課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

看護師、栄養士、それぞれ1名ずつとなっております。

○7番（清 平二議員）

1名ずつ2名。2名ですね。私から見たら保健師がいらないから看護師でもいいだろうかなという感じで見れるんだけど、やっぱり職員は職員として、臨時ではなくて採用していただきたいと思います。

保健師がいらないから、その代わりに看護師を2名と見えますので、そういうことがないように、ぜひ保健師、専門職のほうを採用していただきたいと思います。

24ページ、款10の項1、目5、学力向上プログラムの中で、委託料と備品がせつかく予算がこれだけ組まれているのに、なぜここでこれを三角になって落とすのか、ちょっと説明をしてほしいと思います。

○教委総務課長（町本 勝也君）

この委託料に関しましては、2学期、来週からいよいよこのオンライン英会話の授業がスタートするわけですが、この委託料につきましては、もう契約が完了しておりますので、今回不用額として落としております。

また、その下、備品購入費につきましても同様で、購入済みで各学校に配付を完了しておりますのでこちらも不用額として減額した次第であります。

○7番（清 平二議員）

今、購入してあるから減額ということですが、ちょっとさっきに戻ります。

令和5年度の教育委員会活動の点検・評価・報告書の中に、2ページの中で私はそこを質問しようかなと思ったんだけど、これに関連していると思ひまして、中学生の3年生の数学77.1、同じく英語64.3という数字が出ています。このような数字が出ていますので、やはり予算を落とさずに、こういうのを活用して、中学生のこういう数学・英語の学力を上げるようなことはできないのですか。予算を落とさなければいけないのか、やはり子どもたち、これも伊仙町の学力は郡内でもあまりいいほうではないと私は見ているんですけれども、そのためにもこういう予算を落とさないで使えるものだと思いますけれども。今予算書が出てきたからだけれども、今後こういうことがないようにしていただきたいと思ひますけれども、今後の見込みがあるのかどうか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

今回この予算につきましては、企業版ふるさと納税を活用しまして、事業のほうを進めている状況でございます。

寄附された方に教育費ということで頂いておりますので、こういった不用額部分を、例えば既存の事業でまず各種検定事業、これは単費を充てたりしておりますので、そういったところにこの企業版ふるさと納税が活用できるものであれば、教育委員会としても大変ありがたいと思ひているところでございます。

○7番（清 平二議員）

企業版ふるさと納税を使っていることで不用額ということです。

では、未来創生課長にお尋ねします。このように企業版ふるさと納税で使っているのも、やはりこういうのは給付をもらっている方々にもちゃんと説明できると思うんですよね。こうやって伊仙町では備品が足りない、あるいはオンラインシステムが足りない、他のところが足りないからこれに充当しますということで、今後できるのかどうかお尋ねします。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの清議員の質問にお答えします。

結論から申し上げます、清議員のご指摘のとおりかなと思っております。

また、令和6年度に企業版ふるさと納税を頂いた企業様に、このオンラインの英会話教室に活用させていただくということを報告させていただいたんですけれども、非常に喜ばれておりました。伊仙町の教育全般にこの企業版ふるさと納税を使っていくことに関しては、もちろん賛成していただけるというふうに感じております。

ただ、企業版ふるさと納税の制度上、伊仙町総合戦略ですとか、地域再生計画というものにその事業を用いないと活用できないというところがありますし、さらには先方の企業様にも再度確認が必要になってきますので、そのあたりは調整させていただきながら、教育全般に使うような形でいろいろ調整をさせていただきたいと感じております。

○7番（清 平二議員）

しっかりと教育委員会と未来創生課と、あるいはまた他の課と連絡を取り合って、せっかく予算をつけたのに、こういう減額じゃなくて、子どもたちのために使えるんだったら、言葉は悪いかは知りませんが、流用でもして、生かして、やはり伊仙町の子どもを育て、学力向上のほうに努めていただきたいと思います。

これは減額ということだったんですけれども、次期12月議会あたりでまた復活することを願って、私の質問を終わります。

○14番（美島 盛秀議員）

22ページ、観光費の委託料104万8,000円、これの内容、説明お願いいたします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

美島議員の質問にお答えします。

こちらのほうは、観光庁の地域周遊・長期滞在推進のための専門家派遣事業と併用しまして、町内のエコツアーガイド、宿泊施設事業者、観光連盟等とも協議を重ね、次期観光振興計画策定に係る事前調査の委託料となります。

○14番（美島 盛秀議員）

私は、今ちょっと勘違いをしております、犬田布岬戦艦大和資料館のあそこの入込客、入館料のそういう調査費と思ったんですけれども、その予算ではないということですね。分かりました。

ありがとうございます。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○8番（岡林 剛也議員）

1点だけちょっとお伺いします。

13ページ、地域おこし協力隊起業支援補助金100万円とありますが、これはどういった方が、どういう起業をするのか、説明をお願いします。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの岡林議員の質問にお答えいたします。

こちらは、子育て支援課で勤務していた方になりまして、主に海岸の植物ですとか、野鳥、水生生物全般のフィールド調査ですとか、あとは海岸での自然観察会を行われていた方になります。

また、今予定されている事業に関しましては、オリジナル教材を活用した環境学習に関する出前事業や当該研究者を招致したセミナー等を計画されているようです。

○8番（岡林 剛也議員）

そういうセミナーとかをお金をもらって開催するということですか。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えします。

詳細につきましては、まだ計画等が上がってきていないので、分からない点があるんですけども、恐らくそういった方向性になるかと思えます。

○8番（岡林 剛也議員）

ということは、まだ詳細な事業内容とかは、まだ分からないということで。

だけど、ちゃんとそういうのを審査して補助金は出しますよね。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えします。

一応、伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金、交付要項第8条に基づき審査委員会を経て、補助金の交付をする予定となっております。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第50号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第50号、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第51号、令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（大山 拳君）

議案第51号、令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額を、補正前の額10億5,766万4,000円から歳入歳出それぞれ639万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額を10億6,406万円とするものです。

5ページをお開きください。

6款県支出金1項1目保険給付費等交付金は、人件費の再算定による減額と個々年に対する事務手数料の増額で、特別調整交付金が36万円、県繰入金2号分が75万2,000円減額の合計111万2,000円減額しております。

10款繰入金1項1目一般会計繰入金3節職員給与費等繰入金についても、人件費の再算定により41万6,000円減額しております。

11款繰越金1項1目前年度繰越金については、決算剰余金としての歳入と令和5年度保健事業の実績に伴う償還金の財源として792万4,000円増額するものです。

次に、歳出について説明いたします。予算書6ページになります。

1款総務費1項1目一般管理費は、人件費の減額で3万3,000円減額し、補正後の額を740万2,000円としております。

同款2項1目賦課徴収費は、くらし支援課での事業で133万5,000円減額し、補正後の額を222万2,000円としております。

6款保健事業費1項2目保健指導事業費も、人件費の減額で補正前の額1,319万5,000円に36万円減額し、補正後の額を1,283万5,000円とするものです。

下の3目医療費適正化対策経費は、求償事務の増加に伴い、予算額を大幅に上回っていることから現在の支出済額から算定し、20万円増額するものです。

7款基金積立金1項1目準備基金積立金は、国民健康保険事業特別会計内の差額調整として546万8,000円増額するものです。

9款諸支出金1項7目特定健康診査等負担金償還金、8目保険事業分交付金償還金それぞれ令和5年度事業の実績に伴う償還金として、特定健康診査事業が93万2,000円、保健事業が152万4,000円、合計245万6,000円増額するものです。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（前 徹志議員）**

議案第51号について質疑を行います。

**○7番（清 平二議員）**

令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算書について質疑をいたします。

先ほども質問しましたがけれども、6ページ、款1、2徴収費、賦課徴収費、これみんな減額になっていますけれども、この説明をお願いします。

**○くらし支援課長（上木 博之君）**

お答えいたします。

4月から会計任用の募集をかけていたんですが、応募がなかったということで8月分までを落としております。

**○7番（清 平二議員）**

まだ応募がなかったので、8月分まで落としてあるということ。9月以降はまだ残っているということですね。

ぜひ、こういう賦課徴収に対してはきちっとして徴収率を上げるようにしていただきたい。この今、徴収率何%とかやったら、これに対して今保健所は、県の保健所ですけども、これに対してペナルティーがあるのかどうか。

昔は、85%以下だったら何%のペナルティー、90%以上だったら100%の交付金が出るということがあったんですけども。

最近は県のほうになっているものだから、そういうようなペナルティーとかそういうのはないのかどうかお尋ねします。

**○くらし支援課長（上木 博之君）**

お答えいたします。

現在、ペナルティー等はございません。

**○7番（清 平二議員）**

ペナルティー等がなくても、伊仙町は43番じゃなくて、せめて40番以内ぐらいに入るように努力していただきたいと思います。

その次、7ページの諸支出金償還給付及び還付加算金の特定健診のとあったんですけども、現在特定健診は何%ぐらい上がっているのか、今年もう厚生連健診7月で終わっていますけれども、

現在の特定健診のパーセントは何%ぐらいなのか教えていただきたいと思います。

○健康増進課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

今年度の特定健診受診率については、まだ数字は確定していません。

さらに、5年度についても現時点ではまだ確定はしていません。この後に10月、11月頃に発表されるというふうに聞いております。

○7番（清 平二議員）

5年度の特定健診も確定されていないわけ。伊仙町の目標率はどのぐらいですか。特定健診の目標率は。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えします。

伊仙町の目標率は県と同じで60%を目標としております。

○7番（清 平二議員）

これは、目標率達成する可能性があるのかどうか。4年度は何%だったのか。

○健康増進課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

過去3年ほど60%は達成していないというふうに認識しております。今年度も厳しい状況ではあると思いますが、今年度内でまた、医療機関の協力も得て、受診率を上げていきたいというふうに考えております。

○7番（清 平二議員）

これも、60%以下だったらペナルティーがありました。現在は、そういうペナルティー等があるのかどうか。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えします。

ペナルティーというものは、今、公共事業においてはございません。全てそれがインセンティブ、加点のほうになっております。

○7番（清 平二議員）

これも、新聞等で取り上げられて、そのパーセンテージが市町村別で比較されると低くなるようなことがないように、先ほどもお願いしました保健師等をしっかりと採用して、こういう健診等の健診率を上げるということに努力していただきたいと思います。お願いします。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第51号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第51号、令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第51号、令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第52号、令和6年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）について補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

議案第52号、令和6年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額9億879万9,000円に、歳入歳出それぞれ1,218万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を9億2,098万6,000円とするものです。

それでは、歳入について説明いたします。5ページをお開きください。

1款保険料1項1目第1号被保険者保険料は、令和6年度介護保険料当初賦課及び令和6年度法改正による保険料の増額分685万6,000円の増加、2款国庫支出金2項国庫補助金1目調整交付金1節調整交付金現年度分は、当初賦課の確定により869万9,000円の減額、同款2項6目介護保険努力支援交付金は、令和5年度の実績及び令和6年度の取組に対するインセンティブ、努力支援等に関する分で、120万9,000円の増額、6款諸収入2項2目雑入は、令和5年度の過年度交付金として628万8,000円増額し、補正後の額を713万円とするものです。

7款繰越金1項1目繰越金令和5年度決算に伴う余剰金556万4,000円を増額し、補正後の額を556万5,000円とするものです。

続きまして、歳出について説明いたします。予算書8ページをお開きください。

4款基金積立金1項1目介護給付費等準備基金積立金令和5年度の決算に伴う繰越分と介護給付費の過年度精算金の合計額706万3,000円を増額しております。

5款諸支出金1項2目償還金は、令和5年度の決算に伴う償還金として地域支援事業が234万円、

介護給付費が245万円、合計479万円の増額をするものです。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第52号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第52号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第52号、令和6年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第52号、令和6年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第53号、令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（大山 拳君）

議案第53号、令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額2億949万9,000円に、歳入歳出それぞれ299万5,000円減額し、歳入歳出予算の総額を2億650万4,000円とするものです。

歳入について説明いたします。5ページをお開きください。

3款繰入金1項1目事務費繰入金は、人件費の減額3万7,000円にシステムリース料1万円を増額し、差し引き2万7,000円減額するものです。

4目保健事業繰入金は、事業を中止したことによる623万1,000円の減額となっております。

4款繰越金1項1目繰越金は、令和5年度決算に伴う繰越金として271万7,000円増額し、補正後の額を353万7,000円とするものです。

5款諸収入5項1目療養給付費負担金は、実績の確定に伴い54万6,000円増額しております。

次に、歳出について説明いたします。予算書6ページになります。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費 3 節の人件費 3 万7,000円の減額と、13節次期標準システム用端末機器リース料 1 万円、差し引き合計 2 万7,000円減額し、補正後の額を408万3,000円とするものです。

2 款後期高齢者医療連合納付金 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金は、後期高齢者医療特別会計内の差額調整として271万7,000円、療養給付費の過年度精算金として54万6,000円の合計326万3,000円増額し、補正後の額を 1 億9,870万7,000円とするものです。

3 款保健事業費 2 項 1 目予防重視一体的事業は、歳入でも説明した事業の中止による減額で、全額減額しております。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第53号について質疑を行います。

○7 番（清 平二議員）

ページ5ページと7ページですか、この、歳入もそうですけれども、予防重視一体的事業費の、これができなかったということは何か理由があるのですかね。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えします。

先ほど総務課長のほうからも答弁がありました、資格職の退職に伴う事業の中止となっております。

○7 番（清 平二議員）

資格職の減に伴うということで、減ですか、そういう資格を持っている方がいないからこの事業はできないということよろしいですか。

○健康増進課長（大山 拳君）

退職に伴うものとなっております。

○7 番（清 平二議員）

先ほども話しましたが、やはりこういう職員の資格のある早期退職者、やっぱり職員は大切にしてほしいと思うんですね。

そもそも、退職者がいるからこういう事業ができない、だから職員は大事にしないといけない。私は常日頃、町長、私は常日頃、職員は伊仙町の財産なのです。だからそういう退職者がいたらこういう事業ができない、国保の医療給付が上がる、町民の健康が守られない。やはり、こういう職種の方々は大事にしていきたいと思っておりますけれども、現状を町長はどう思われますか。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えします。

議員がおっしゃっているとおりだとは思っておりますけれども、以前から議員のほうから要望もあります保健師等の採用ということに関して、私のほうからも要望はし続けておりました。今年度採用

試験の中で資格職の要望、恐らく5年ぶりだと思います。この要望が今後も続けて、充足されるような体制に持っていきたいというふうに考えております。

○町長（大久保 明君）

いろんな営業活動とか、人を獲得するには待っておったら絶対集まらないわけでありますから、いろんな情報を得たら、例えば、子どもさんが今年卒業して、島に就職するかもしれないとか、そういう資格のある方々は徹底して、足を使って歩いて行って、そして直接その方に、学生たちにでも説得をしていくとか、私はそういうことは、まあ、以前はそういうことかなり自分は仕事としてやっていたけれども、徹底してやっぱり探していくということ、誠心誠意誠実にやっていけば、人は集めることはできるわけですから。

ただ最近、退職者が多い理由については、本当に体調の悪い方とかそういった方々がずっと頑張っていて頑張ってきたけれどもちょっと限界があったということなどもあるわけですから、それは、離島におればいろんな職種が非常に厳しいけれども、しかし、その資格があるだけで、また、採用するというのも間違っている場合もあるわけですから。その辺は営業ということをこれからリーダーも徹底して、学校に行くとかそういうことをやっていけば、必ずそれは獲得はできると思っておりますので。

今まで伊仙町においてそういうことをあまり行動しなかったことは、今になって、清さんがおっしゃっているとおり、そういうことが足りなかったなということ、そういう自責の念は、私は今感じておりますので、ご質問ありがとうございました。

○総務課長（寶永 英樹君）

退職者につきましては、第2回定例会において清議員からもご質問あった際には答弁させていただいたんですけれども、退職の相談を受けたときにはもちろんその方の話を伺って、一旦考え直してみませんかという形で、慰留等もさせてはいただいております。しかしながら、本人の今後の人生設計であったりとか、あと家庭の事情とかということと、また、職業選択の自由というところもございまして、これまで職員働いてきた仲間でもありますのでつらい部分もありますが、心苦しい部分もありますけれども、退職動機を受理しているところでございます。

専門職の採用についても、先ほども答弁いたしました、今後も計画的に募集をかけて採用を行っていかねばならないと考えてますので、そのところはまたご理解のほうよろしくお願いたします。

○7番（清 平二議員）

ぜひ、せっかく役場に入ったのに、資格はあるのに、若年で退職していく、これ理由はいろいろあると思うのですが、やはりこの、職員を大事にする、職員は、トップになる方は、町長、町長、トップになる方は、職員はね、伊仙町の宝であるということで大事にして私は育てていただきたいんですよ。だから、伊仙町はこうやって職員を大事にしていますよということやったら、まあ、今から保健師等も採用応募する方が多くなると思いますので、その辺のところはぜひ職員全員

伊仙町の財産であるということを基本に立ち返っていただきたいと思いますので、私はこれだけお願いして質問を終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第53号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号、令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第53号、令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第54号、令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）について、補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（大山 拳君）

議案第54号、令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）について、補足説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額1億3,095万円に、歳入歳出それぞれ9万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額を1億3,085万7,000円とするものです。

5ページをお開きください。

2款繰入金1項1目繰入金は、歳出の減額に伴いほーらい館運営費の一般会計からの繰入金を9万3,000円減額し、補正後の額を6,934万3,000円とするものです。

次に歳出について、予算書6ページになります。

1款総務費1項1目一般管理費は、補正前の額1億2,953万円に9万3,000円減額し、補正後の額を1億2,943万7,000円とするものです。

主なものとして、人件費38万円の減額、経年劣化によるフロント冷蔵ショーケースの買換えによる備品購入費28万円の増額によるものです。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第54号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第54号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第54号、令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第54号、令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第55号、令和6年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）について、補足説明があればこれを許します。

○水道課長（富岡 俊樹君）

議案第55号、令和6年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）について補足説明いたします。予算書をお開きください。

第2条収益的収入及び支出の補正について説明いたします。

収入、支出ともに既決予定額に1,125万円を増額補正し、収入合計2億9,070万2,000円、支出合計2億8,780万2,000円とするものです。

右のページの上の表をご覧ください。

内訳として、収入、1款水道事業収益1項3目その他営業収益補正予定額773万7,000円、1款2項4目消費税及び地方消費税還付金351万3,000円です。

次に、支出の内訳です。

1款水道事業費用1項3目総係費1,125万円は、水道事業資産台帳作成業務委託料1,640万円の増額、職員手当及び法定福利費515万円の減額によるもので、こちらは第5条議会の議決を経なければ流用することのできない経費で計上してあります。

次に、第3条資本的収入及び支出の補正について説明いたします。

収入、1款資本的収入、既決予定額1億8,024万3,000円に2,664万円減額し、1億5,360万3,000円とするものです。

次に、支出、1款資本的支出、既決予定額2億2,262万1,000円に1,892万6,000円を増額し、合計2億4,154万7,000円とするものです。

第3条括弧書きのとおり、収入額が支出額に対し不足する8,794万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填いたします。

次のページの下の表をご覧ください。

収入、1款水道資本的収入1項1目企業債3,414万円の減額、1款3項1目国庫補助金750万円の増額です。

次に支出の内訳です。

1款1項2目配水施設費1,500万円は、生活基盤近代化事業として糸木名浄水場と八重竿浄水場の2か所へ発電機設置を予定しており、国庫2分の1の補助事業でございます。

4目施設利用権392万6,000円は、水利施設等整備事業浄水場負担分の増額によるものでございます。

以上で、上水道事業会計の補足説明を終わります。

また、先ほど説明いたしました第5条職員給与費の減額補正についても、併せてご審議くださいますようお願いいたします。

#### ○議長（前 徹志議員）

議案第55号について質疑を行います。

#### ○3番（大河 善市議員）

令和6年度の上水道事業会計補正予算について課長に再度お尋ねをしますが、この収入で773万4,000円、これは一般会計補正から繰り出して上水道事業に繰り入れた予算だと思いましたが、支出のほうで先ほど課長が説明がありましたが、総経費ということで総経費1,125万円ですか、再度、先ほど課長が説明したんですが、ちょっと分かりづらかったんですが、この上水道事業の予算書を見てみると、どうも、そういうのがあったときには、他の一般会計予算では備考の説明欄とかでこういうのが分かるようになっていきますので、次回からこういう、一般会計から繰り入れて事業する場合は、何等に使うというものが示されたら次回からできないかお尋ねします。

#### ○水道課長（富岡 俊樹君）

先ほどの総係費ですけれども、もう一度説明させていただきます。

資産台帳の作成業務委託料で1,640万円の増額、これ、管路更新とか補助事業等に申請をする際にこの資産台帳を提出してくれと、今現在求められているところで、国の方からも県の方からも。早急にその資産台帳というのを作成しなければいけないということで、1,640万円に関しては今年度2か年で完了有効期限というか、その完了期限が7年度末、7年度の3月31日で、1,640万円は2か年で消費繰越予算として対応してくるところでございます。

今までの水道事業の工事の図面とそういったのも全てスキャンして、もうデータで保存をすると、それで資産台帳を作成するというところでございます。

これ1,640万円なんですけれども、そこから職員の手当と法定福利費515万円の減額、で合計差し引きで1,125万円になるところでございます。

予算書のほうが見にくいということで公営企業のほうで補正予算、議会等に提出するのは款項目のほうで節の細かい説明のほうはつけてない、様式としてこれでオーケーという形で今までもこれをしてきているということで今後もう少し細かいものが作成して提出していいものなのかということも検討していきたいと思います。

当初予算も事業明細とか、決算書のほうには給与明細書ということで節まで細かく載っているところでございます。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第55号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第55号、令和6年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第55号、令和6年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第19 認定第1号 令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算

△ 日程第20 認定第2号 令和5年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

△ 日程第21 認定第3号 令和5年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算

△ 日程第22 認定第4号 令和5年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

△ 日程第23 認定第5号 令和5年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算

△ 日程第24 認定第6号 令和5年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算

○議長（前 徹志議員）

日程第19 認定第1号、令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、日程第20 認定第2号、令和

5年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、日程第21 認定第3号、令和5年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、日程第22 認定第4号、令和5年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、日程第23 認定第5号、令和5年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算、日程第24 認定第6号、令和5年伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算、以上の6件を一括して議題といたします。

提出者より一括して提案理由の説明を求めます。

#### ○町長（大久保 明君）

ただいま議長から説明があったんですけども、再度、説明します。提案議員の説明です。

認定第1号から認定第6号までは令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、令和5年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和5年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、令和5年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和5年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算、令和5年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算を作成しましたので、地方自治法第233条、第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付して議会の認定に付するものであります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

#### ○議長（前 徹志議員）

これで提案理由の説明を終わります。

質疑に入る前に、提案のあった6件については、後ほど決算審査特別委員会に付託する関係上、1回1項目の質疑を行います。

#### ○6番（佐田 元議員）

令和5年度歳入歳出決算について成果説明書の35ページをお開きください。11地方創生推進事業費の成果及び問題点において企業版ふるさと納税で多額の寄附を頂いたとありますがこのことについて説明をお願いいたします。

#### ○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの佐田委員の質問にお答えします。決算書13ページをお開きください。

17款1項1目2節指定寄附金1億6,341万4,522円のうち、3,350万円が企業版ふるさと納税となっております。10社からの総額となっており、前年度の寄附総額より3,250万円の増であります。

寄附金納付書としまして地方創生推進事業費の高等教育フィールドワーク推進補助金に30万円、教育委員会事務局管理経費のICT教育推進ネットワーク構築に591万6,900円、山海留学推進事業の結い結い留学制度負担金に214万4,478円、学習支援プロジェクト事業費に815万6,622円の計1,651万8,000円となっております。

残額の1,698万2,000円については次年度以降の事業において継続に活用するため基金へ積立てを行っております。

○議長（前 徹志議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号、令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算から認定第6号、令和5年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算までの6件については、議長並びに議会選出監査委員を除く12名の委員で構成する令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、認定第1号、令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算から認定第6号、令和5年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算までの6件については、議長並びに議会選出監査委員を除く12名の委員で構成する令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これから、令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選を行っていただきたいと思えます。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 4時39分

---

再開 午後 4時40分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長に杉山 肇議員、副委員長に清 平二議員が互選されましたので、ご報告申し上げます。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の議会は、9月4日午前10時から開きます。議事日程は一般質問であります。お疲れさまでした。

散会 午後 4時41分

# 令和6年第3回伊仙町議会定例会

第 2 日

令和6年9月4日



令和6年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

令和6年9月4日（水曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問（美島盛秀議員、福留達也議員）2名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代議員	2番	久保量議員
3番	大河善市議員	4番	杉山肇議員
5番	牧本和英議員	6番	佐田元議員
7番	清平二議員	8番	岡林剛也議員
9番	上木千恵造議員	10番	永田誠議員
11番	福留達也議員	12番	前徹志議員
13番	樺山一議員	14番	美島盛秀議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君                      事務局書記 實夏三君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	総務課長	寶永英樹君
未来創生課長	野島幸一郎君	くらし支援課長	上木博之君
子育て支援課長	伊藤晋吾君	地域福祉課長	稲田大輝君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	高橋雄三君
耕地課長	田中勝也君	きゅらまち観光課長	上木雄太君
水道課長	富岡俊樹君	農委事務局長	豊島克仁君
教委総務課長	町本勝也君	社会教育課長	中富讓治君
学校給食センター所長	森一途君	健康増進課長	大山拳君
選挙管理委員会書記長	稲田良和君	総務課長補佐	古川徹君

令和6年 第3回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問相手
1	美島 盛秀 (議席番号14)	1. 大久保町長の町政における姿勢について	1. 伊仙町役場新庁舎建設2期工事計画について。 ①入札執行状況について問う。 ②令和2年度計画時点での予算額が約23億円。完成予定が令和7年2月末であったが、完成の目処は立っているのか問う。	町長
			2. 伊仙町糖業振興会使用途不明金問題における約1,400万円の回収はできるのか。振興会会長としてどう責任を取るのか問う。	町長
			3. 令和6年2月5日の第1回臨時会で再任された、教育長が7月31日付けで辞職したが、教育長としての大事な職務を放棄するような人選を議会に提案した町長の責任を問う。	町長
			4. 職員の綱紀粛正について。 ①中途退職者や退職を考える職員が増えていると聞かれるが、現状を把握しているのか問う。 ②人事異動の際の基準・規範はあるのか問う。	町長
			5. 町長を含む特別職や一般職、議会議員等は国民(県民・町民)の税金で優遇されていることについて。 ①町長の給与、賞与、交際費(香典料)、1期4年間の退職金等について詳細を問う。	町長
			6. 伊仙町建設業協会の存在について。 ①建設業協会の存在を大久保町長はどのように認識しているのか問う。 ②指名委員長の役割(職務)は果たしているのか問う。	町長
2	福留 達也 (議席番号11)	1. 農業政策について	①徳之島町においては、令和5年4月に、「有機農産物の生産から消費までを通して地域全体での有機農業の推進に向けた取り組みを展開していく」という、いわゆるオーガニックビレッジ宣言を行っているが、本町農政は有機農業の取組みに今後どのように関わっていくのか問う。 ②国や県が実施する農機具や農業用設備等の補助事業獲得に対し、担当課としてどのような態勢で臨み、そして町民の方へ周知しているのかを問う。	町長

2	福留 達也 (議席番号11)	2. 離島医療における血液備蓄所の現状について	①日本赤十字社からの委託を受けた民間の血液備蓄所が2018年に奄美大島から撤退し、現在大島郡内には血液備蓄所が無い状態であるが、撤退後から現在に至るまでに緊急手術などの際に支障は出していないのか問う。	町 長
			②当事案に関しては、奄美群島町村会並びに議長会においても要望を続けている問題であり、町として今後の離島医療のあり方についてどのように考えているのか問う。	

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（前 徹志議員）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、美島盛秀議員の一般質問を許します。

○14番（美島 盛秀議員）

町民の皆さん、おはようございます。伊仙町議会、議席番号14番、美島盛秀でございます。ただいま議長から一般質問の許可が出ましたので、質問をいたします。

その前に、台風10号による甚大な被害を受けられた皆さん、またお亡くなりになられた方々に、心からお見舞いとお悔やみを申し上げます。改めて、自然災害への取組の大切さを痛感させられたところでございます。

さて、議会では住民の命と財産、そして生活を支えるための予算や条例など、様々な議案を14名の議員で構成する議会の本会議で審議をいたしたりいたします。さらに、町民に代わって執行機関である行政を監視と評価をし、チェックする役割も議会は担っております。

大久保町政23年間を批判し、この批判というのは良いところを見て評価していくということであります。今後の伊仙町の発展に努めてまいりたいと考えております。

立つ鳥は後を濁さずと言います。大久保町長は、第1回定例会3月5日で、急遽に次期町長選挙には出馬しないと発言がありました。今、町民を不安と困惑で錯綜させております。副町長もいない。教育長も不在。度重なるパワハラとも受け取れるような発言や、さらには町民の代弁者である議会との信頼関係がなくなったと発言するなど、町長らしさを失ったリーダーと言われても過言ではないと考えます。

それでは、6項目について通告をさせていただきますので、順次質問をいたしたいと思っております。執行部の皆さんは、理解できる範囲内でしっかりと答弁をしていただきたいと思います。

大きな項目といたしまして、大久保町長の町政における姿勢について、6項目通告してまいります。

伊仙町役場新庁舎建設2期工事計画についてであります。

内容といたしましては、まず、入札執行状況について問うものであります。

次に、令和2年度計画時点での予算額が約23億円。完成予定が令和7年2月末であったと説明を受けておりますが、完成のめどは立っているのか問います。

2番目に、伊仙町糖業振興会用途不明金問題における約1,400万円の回収はできるのか。振興会会長としてどう責任を取るのか問います。

3番目に、令和6年2月5日の第1回臨時会で再任された、教育長が7月31日付けで辞職しましたが、教育長としての大事な職務を放棄するような人選を議会に提案した町長の責任を問います。

4番目、職員の綱紀粛正について。

まず、中途退職者や退職を考える職員が増えていると聞いていますが、現状を把握しているのか問います。

次に、人事異動の際の基準・規範はあるのかお尋ねいたします。

次に5番目、町長を含む特別職や一般職、議会議員などは、国民、いわゆる県民や町民でありませぬ、の税金で優遇されていることについて。

まず、町長の給与、賞与、交際費、1期4年間の退職金、旅費などを詳細に問うものであります。

次に、6番目、伊仙町建設業協会の存在について。

まず、建設業協会の存在を大久保町長はどのように認識しているかお尋ねいたします。

次に、指名委員長の役割（職務）は果たしているのかお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。

2回目からは自席で行いますので、よろしくお願ひいたします。

#### ○町長（大久保 明君）

美島議員の質問にお答えいたします。

まず、伊仙町役場新庁舎の2期工事につきましては、これはかなり遅れております。詳細については、課長のほうから答弁をしていただきます。

資材の高騰等で、指名委員会の中でやったところ不調に終わりました。今、職員とも話をして、新たに予算をつけて議会の方々に理解をしていただいて、再度提案していきたいと考えております。

あと、課長のほうからある程度の答弁をしていただきます。

美島議員がおっしゃった。私は6期目でございます。6期目、これはちょうどいいタイミングではないかと自分では考えております。6期もよくやったなとも思っておりますし、いろいろ議会と切磋琢磨しながら、侃々諤々、この伊仙町政を進めてきたつもりでございます。

その間、4期以上町長した方がいらっしゃらない中で、私は24年という形で町長をやることができたことは、議会の方々といろいろな、侃々諤々、批判、いろいろしながらやってきた形で、私自身としてはよく頑張ったなとは思っております。

今後、まだまだ70になったばかりでありますので、今後とも伊仙町を見守りながら、皆さんとの行動を、これからもお付き合いしていくと思っておりますので、人生は、これは年を取れば取るほど人間は磨かれていくと思っております。確かに、私は至らぬところがたくさんあったと思っております。その点を、美島議員の厳しい考え方にも、反論しながらいろいろやってきたということは、私自身としては、町民が私の政策をしっかりと理解していただいたというふうに考えておりますので、今日、またいろいろな質問がありますけれども、私の思いをまた答弁として述べてまいりたいと思っております。以上です。

○総務課長（寶永 英樹君）

美島議員の伊仙町役場新庁舎建設 2 期工事計画について、入札執行状況について問うということにお答えいたします。

今回の入札では、建築工事において特定建設業の許可を有し、県における建設工事格付で、土木一式工事、建築一式工事への資格を有する業者を選定して入札を執行した次第でございます。

8月22日午前10時に1回目の開札を行っていますが、こちらが不調となっております。続いて、8月23日に再入札を行っていますが、こちらは全社辞退のため、入札が取りやめとなった次第でございます。

○14番（美島 盛秀議員）

入札執行状況でありますけれども、今、総務課長のほうから説明があったとおりでと思います。

最終的に8月23日に入札を執行したけれども、取りやめになったという入札執行調査がございます。この入札を取りやめた理由についてお尋ねいたします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

県単価等基準に設計事務所とも協議の上、積算した予定価格と、指名業者等の見積もりとの積算に乖離があったため、というふうに理解をしております。

○14番（美島 盛秀議員）

入札が取りやめになったということで、今、説明がありましたけれども、この入札につきまして、去年の12月議会の説明で、最終的に23億2,200万円以内で完成できるという説明を聞いております。

そして、第2回定例会6月議会のほうで、令和7年、来年の6月末で完成予定だということで、これ、令和2年度からの事業計画だったと思います。既に4年が過ぎようとしております。まだ、2期工事の手がつけられていないと。

夏休みあるいはお盆に、友達やあるいは知人が来町しました。何だあの建物とは、非常に批判を受けました。何か完成したかのようにみんなは思っていたらしいです。それを見るのが楽しみだという声さえ聞こえました。しかし、それが完成できていないということで、私も説明するのに苦慮しましたけれども。

このようにして、やはり計画はきちんとできていなかった。コロナとか、あるいは物価高騰という条件もありましたけれども、しかしながら、昨日も言いましたように、計画性がない、もう古い庁舎というのは分かりますので、基金等を積み上げてきちんとやっておれば、こういう予算的な措置はできたらろうと私は考えます。

これも、私は大久保町長の23年間のリーダーの在り方、これに問題があると考えます。職員への対する指導等、こういうことになろうかと思っておりますけれども、ここに至って完成ができていないということです。ぜひ、完成に向けて最善の努力をしていただきたいと思います。

それと、今、言われました金額的に合わないという説明だったと思いますけれども、これを一括して出すのではなくて、設備、水道周り、あるいは電気とか、こういうのを分割して出せば、それなりの効果が出るんじゃないか、落札することができるんじゃないかと思うんですけれども、そういう考えないのかお尋ねいたします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

第2回定例会議においても、そういった分割発注というご意見もございましたが、できる限り早期の完成、また工事全体の整合性、施工責任の明確化という観点から、外構を含めた一括発注という入札を行った次第でございます。

○14番（美島 盛秀議員）

そういう厳しい面もあると思いますけれども、これ、恐らく、入札に参加した3社とも町外業者だと思います。町内業者には、そういう分割して発注すれば、仕事のできる業者、何業者かおられます。ですから、ぜひ、そういうような分割発注をできるように、今後、これからもう積算基準を設けてやると思いますので、ぜひ、そういう設計で入札をしていただきたいと思います。

それと、これ、令和2年度からの計画でありますけれども、こういう公共施設が完成した1年後、2年後には、交付税が交付されると思うんですけれども、今、4年たっていますけれども、工期が伸びてくると、その分、交付税の処置も伸びると思うんですけれども、その影響等がありますか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

継続費の5か年が、令和6年度で確かに終了いたします。今後、事故繰越しとなる見込みではございますが、令和7年6月議会等で繰越しの報告を行うことで、地方公共団体金融機構等の借入れにつきましては、問題ないということで確認がとれております。工事完了後に、そういった交付税措置等もなされるものだと認識しております。

○14番（美島 盛秀議員）

影響はないということなんですけれども、これは例えば3年で完成する、令和4年で完成する、そうすると、その間の予算の組み方、そういうことに対しては、私は恐らくいろんな面で、物価高騰とか金利面で町民の税金が無駄になる可能性があると思います。そういうこと等を考えたときには、やはり工期の遅れ、完成までにかかる費用というのは、それ相当の無駄な金額あると思うんですけれども、これは私の考えですので、そこらあたりも考慮に入れて、早期の完成をしていただきたいと思っております。

2番目の、令和7年2月末と、来年の2月末という説明だったんですけれども、来年の2月末までに完成ができますか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

第2回定例会において、令和7年6月末を予定してスケジュールを進めておりますというふうに答弁いたしました。今回の入札の不調を受け、令和6年11月末程度まで、再積算を行う予定にしております。その積算が終了後、工事費等が見込まれる場合には、12月議会での提案を予定しております。12月議会終了後、来年2月をめどに発注、開札、令和7年3月議会で契約議案の上程を進めていければと予定しております。

そうした場合には、完成としては令和7年12月末を予定として、スケジュールを今組み立てているところでございます。

**○14番（美島 盛秀議員）**

最終的には、来年の12月に完成予定と。といいますと、今から1年半ぐらいかかるということですよ。いかんせん、これ積算をして予算を計上して、工事を完成させなければならない事業でありますので、早くして12月ということを受け止めてよろしいですか。

**○総務課長（寶永 英樹君）**

工事費の増等が見込まれる場合には、12月定例議会で補正予算という形での増額の予算を計上する予定でございます。その後、入札を行い、令和7年12月末完成予定を目指して、スケジュールを進めていくというところでございます。

**○14番（美島 盛秀議員）**

来年度いっぱいでは、完成できるように努力をしていただきたいと思います。

次に、大きな2番目の糖業振興会の1,400万円に対して、お願いいたします。

**○町長（大久保 明君）**

伊仙町糖業振興会の件に関しましては、私も大変なことで、責任を取ることにいたしました。それは、令和3年9月までの6か月間給料の50%減額を行いました。

今後、今、裁判中でありますので、この結果が出た中で、またいろいろ判断をしてみたいと思います。

**○経済課長（橋口 智旭君）**

お答えいたします。

使途不明金の回収の可否についてでございますが、先ほど町長からもありましたとおり、現在訴訟を提起し、裁判が続いている状況でございます。その中で、最終的には、司法の判断に従うということになると考えております。

また、我々としても、1円でも多く回収するために、現在、弁護士との打ち合わせを行ったり、弁護士を介して裁判所の打ち合わせ等を行い、少しでも回収できるように努めているところでございます。

また、今後の予定としましては、令和6年10月21日に原告を代表して、私のほうが証人尋問を受けることになっております。また、同日、被告2名に対しても証人尋問が行われることになっております。

○14番（美島 盛秀議員）

これ、とにかく糖業振興会の会長は町長でありますので、先ほど50%の減額もあったということで、責任は果たせたという考えかもしれませんが、しかし、これ、1,400万、町長の50%減額で1,400万に足りる額ではありません。

その額の件については、これから裁判が続けられるものと思いますけれども、私の聞いているところでは、今、双方の弁護士で600万円ずつで和解したらどうかという案が出ているということを知っておりますけれども、そこらあたり掌握しておりますか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

金額については、様々な話がありましたので省略させていただきますが、一度、裁判所のほうから、和解で進めることはできないかという話はございまして、我々も現在訴訟を行っている約1,100万円の金額に対してであれば、和解を受け入れるという議論は可能ですということはお伝えしております。

○14番（美島 盛秀議員）

とにかく、こういう裁判問題というのは、殺人事件とかそういう罪の重いことに対しては和解ということは考えにくいと思いますけれども、こういう不正、こういうのについては、和解でやはり落とし所を見つけていかなければいけないだろうと思います。

そのときに、どういう落とし所があるのか、和解金ですよ。それが、裁判でどれだけの金額が提示、お互いであるのか分かりませんが、その金額等が提示されたときに、双方の違いがあって、訴訟を受けている人、そして町、両方の和解金が成立するわけなんですけれども、その和解金が成立したときには、町はそれを支払う義務があると思うんですけれども、これをもって、私は町長の責任であろうと、町長が責任をもって支払わなければならないと思うんですけれども、そのことに対して町長の考えをお尋ねいたします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

まず、町が、今後どこかに支払いを行うということは一切ありません。現在、訴訟を行っているものは、相手方から、その金額を確保するといった訴訟になっております。

○14番（美島 盛秀議員）

和解と言っても、相手からの和解金を取るだけで、町には関係ないということで理解していいですね。はい、分かりました。

それでは、これ、裁判で和解ということで、落とし所をつけないといけないと思うんですけれども、やはりこの裁判の中で304万ですかね、あと1,100万ぐらい、200万ぐらい残っていると思うんですけれども、これが回収できなかつたら、それだけ町には損害を与えるわけなんですけれども、その損害を与えた分について、町長はどう考えていますか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

裁判の結果にもよってくるんですが、現在、裁判を進めていく中で、被告自身が我々振興会の口座に入金した金額等もございました。そういった部分は、不明な金額として裁判所のほうへ提示しております。裁判の中で、そういったものが被告の入金だということが判明している部分もございます。そういったところを差し引いていき、今後、司法の判断として、金額が提示されてくるものと認識しております。

○14番（美島 盛秀議員）

その関係している人たちが、1,400万の不明金について、使い込みを認めれば、きちんと整理ができるわけなんですけれども、裁判の結果では、そこまではできないだろうと思えますけれども、そうなれば、その分は伊仙町にとって損失になるわけですよ。そこらあたりを、今後、私も勉強しながら、どうするのか考えながら、またその裁判の行方を見守っていきたいと考えております。

次に、3番目、お願いします。

○町長（大久保 明君）

3月議会において、私は6期24年で町長を終了するということを発表いたしました。その間、伊田正則さんともいろいろ話をしてきました、本人と話をしたこともあり、そして人物的には非常に優秀な方だということを、以前から私は期待をしておりました。そういった中で、議会での答弁もそうだし、それから集落説明会においても非常に分かりやすい言葉を発しておりました。

伊田正則さんの長所と言いますか、よくおっしゃるのが、あと「チュッキバリ」という言葉は、非常に心に響く言葉でありましたし、私は決断したからには、後継者として何とかお願いできないかということをお話いたしましたし、本人もそういう気持ちはあるというふうな感覚はありましたので、あの時点で話をしてきたということでもあります。

伊仙町政は非常に、常に緊迫をしております。それは、私もそうでしたけれども、伝統的な、伊仙町民そして伊仙町議会、伊仙町職員は、この町はもっともっと大きく大きく発展する潜在能力のあるまちだと思うし、また激しい選挙をやるのが、ある意味ではエネルギーとなっているかもしれません。

そういう中で、新しい教育委員会出身である方が町長として頑張るぞという気持ちでやっていることは、大変すばらしいことだと思っておりますので、今後とも私自身も任期期間中は、このまちの方向性を改めて皆さん方としっかりと議論しながらやっていきたいと思っております。

私は、伊田正則氏は、私が今までお会いした方の中では、ずば抜けて優秀な方だというふうに認識をしておりますので、そういった意味で、私もあの3月時点で辞職をして、準備をしていくということが必要だと思ったので、3月に結論を出しました。

美島議員から、いつも叱咤激励を受けながら、今回の庁舎が遅れた問題についても。

○議長（前 徹志議員）

町長、質問に答弁するようにお願いします。

○町長（大久保 明君）

ということであります。

○14番（美島 盛秀議員）

先ほど、町長からいろいろ激励を受けたり、あるいは施策に対して指導していただいたというお褒めの言葉をいただきましたけれども、私も1人の議員としてありがたく受け止めたいと思っております。

この2番目に対しては、今、町長が言った前教育長を後継者としてお願いしたということ、言葉が出たんですけれども、現職の教育長、それは個人的な話だったと思いますけれども、自分が、教育長としていろんな人格的にもあるいは社会的に認められた人だという認識の下で提案をされた人選であります。その人に対して、今度は1か月もしないうちに、再任されて1か月もしないうちに、後継者としてあなた町長やってくれんかと、これは、私は本当に許せないことだと怒り心頭です。

私たち議会は、西部に5人の議員がおります。私たちの後輩です。本当にかわいい後輩で、後輩が伊仙町の教育を変えるんだという思いで、一生懸命頑張っていた。1期目もそうでした。2期目も大久保町長の下で、教育行政でしっかりとした将来の伊仙町を立て直されるような子どもを育ててほしい、そういう思いで人事案件に私たちは臨んだわけでありまして。

そして、私は何回も言っています。町長らしさというのがないということを言いますけれども、その町長に振り回されない教育長にしたい、そういう思いでありました。

6月議会の同僚議員の質問の答弁内容、当時の教育長の答弁内容を聞きましても、私は非常に、これはこの教育長にはやめてほしくないなと、続けて2期も3期もしていただきたい、そういう思いをいたしました。

また、1期目のときも答弁等を聞いたり、あるいは本人のこの人柄を見たときに、この人だったら伊仙町が変えられると、派閥も考えないで変えられる人になってくる、そういう指導を子どもたちにしてくるという思いがあったわけなんです。

しかし、我々としては、私としては、また他の考え方もありまして、急遽、教育長が出るという話を聞いて、本当に残念な思いで今日に至っているわけでありましてけれども、本人も派閥のない伊仙町をつくりたいと。私もそうです。町民一人一人がそう思っています。それをできなかった、6期もやってできなかった町長の責任じゃないですか。

お互いの、他の議員の皆さんも、答弁の中にも、質問の中にも、たびたびの教育人事における、その派閥的な感情で教育長が変わってくる、そういうことと思う質問もあったじゃないですか。それを、また自分が自らが派閥をつくってしまった。私はそう思っておりますけれども、町長、まだまだ大久保派というのを続けていく、継続させたいという気持ちがあるんですか。お尋ねします。

○町長（大久保 明君）

私も、今、美島議員が話したように、この町がどうしたらまとまるかということは、この20数年間考え続けてまいりました。

今、美島議員が伊田正則氏を本当に評価しているということに、改めて感謝申し上げるし、そして喜んでおります。ですから、これは伊仙町が、今、美島議員が話したように、新しく生まれ変わる絶好のタイミングではないかと思っております。

そのことを、今、美島議員自身からそのような言葉を聞いて、改めて私の今回の判断は正しかったのではないかと思っておりますので、いろいろ、またこれからも議論をしながら、どうしたら町が一つになって、町がさらに発展していくかということを考えていくことができるし、そのための今日の美島盛秀議員、私の先輩でもあります。今まで、いろいろ叱咤激励を受けて、今の私は成長したと思っておりますので、今日のまた新たな提案に関しましては、大変喜んでおります。

伊田正則さんは、教育長をしながら（発言する者あり）素晴らしい方がこれから伊仙町をつくり上げていくだろうということを、私は今、美島議員の言葉で改めて感謝をしておるし、みんなで一つになる大きな機会が来るのではないかと、私は期待をしております。

○14番（美島 盛秀議員）

町長と私の考えのずれがありますけれども、私が言いたいのは1期目、そして2期目の再任の人事です。その2期目の、1期目のときにそういう話をして、なぜ2期目に町長にしたかった人を提案してきたかということなんです。町長が、そういう話をしたり勧めなかったら、私は受けなかったと思いますけども。それは本人の心です、気持ちですから。そういうことをやること自体、私は町長としての人間性を疑いたくなるわけです。

町長の言わんとすることも分かります。政争のまちから政策のまちへというのは、私も平成13年度の町長が誕生したときから、私もそれを信じながら、そしてそれを考えながらここ27、8年やってきたところです。

そういうこと等を住民に浸透させられなかった町長の責任はあると、私は考えております。町長の今言われたこととの、私はすれ違いが、開きがあるということをお願いしたいと思います。

それから、私はこれ、教育長が辞職をして、非常に教育業界に影響があると思います。そのことについてお尋ねしますが、さっきも言いましたように、度重なる教育行政のトップである教育長の辞職を受けて、教育現場の責任者である校長先生や教育委員を交えた検証や議論などを行ったことがあるのかどうかお尋ねをいたします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

ただいまの美島議員のご質問にお答えいたします。

まず、教育委員会の定例会のほうでも、この8月に関しましては、教育長が不在ということで、教育委員の方々と事務局の私のほうで定例会を持ちました。

やはり、その中でも教育委員のほうからも意見が出ておりましたが、やはり学校の影響、特に子

どもたち、最終的にはそのしお寄せは子どもたちに来るところを、教育委員会の定例会の中でも非常に危惧をしている状況でございました。

また、学校の校長先生方、9月の3日に校長研修会を実施をしておりますが、そちらでも教育長が不在のため、私のほうで代行者という形で研修会のほうで参加をさせていただきました。

こういった形で、私、今、代行者という立場で職務をお預かりしていますが、今後、人事関係であるとか、学校の様々な問題等、日々学校のほうは子どもたちが学びながら登校しているわけですが、日々刻々と状況が変化するところが学校の現場であります。

そういったときに、もし重大な懸案事項等が発生した場合には、やはり教育長の存在というのは、非常に大きなものであります。そういったところからも、教育長という専門的な立場の方は、やはり事務局にいなければ、なかなか教育行政というのは、何かあったときには対処が難しいというのが、今、代行者という立場でお預かりしていますが、私の本音といいますか、そういったところが、今、気持ちとして持っているところでございます。

#### ○14番（美島 盛秀議員）

確かに影響はあると思います。そういう、今は代理のほうで答弁していただきましたけれども、町長はそういうこと等を認識していて、あるいは当時の教育長とそういう話し合いなどをして、人選に提案したのかお尋ねいたします。

#### ○町長（大久保 明君）

前教育長とは、かなり協議をしております。そして、この後任に関しましても、いろいろ推薦をさせていただいております。ですから、今、教育委員会総務課長が答弁したように、大変な状況でございます。

ですから、本人がもう辞職を出して、今行動しているわけですから、一刻も早く、新しい教育長を議会のほうで選任していただきたいと考えておりますので、これは前に進めていくしかない状況に。それは、確かに私の結論が、皆さん方も相当批判をしたと思います。しかし、政治の中では思い切った決断をすべき時があるわけです。私は、あらゆる批判があろうとも、今回の件は私自身の心の中では、こうしたほうがよりみんながまとまった伊仙町ができるだろうと、美島議員が言ったように6期24年もしながら、まだまだ政争のまちにしているのは、私だっておっしゃったような、そうではないですけれども、それは町民性かもしれませんけれども、新たに我々はどうしたらこのまちが総意でまとまっていけるかと、もっともっと発展していけるかということを考えていくときに来たと思うし、新しいまた次なる教育長もしっかりとやっていける体制をやっぱり準備しなければいけないし、町長選の中で、何とか教育委員会が機能がうまくいかないことのないようにしなければならぬと、私もこれから最大の努力を尽くしてまいりたいと思っております。

以上です。

#### ○14番（美島 盛秀議員）

町長、私の質問していることを理解していないような気がしますけれども、やはり教育長に後任

をお願いする、後継者をお願いするとか、選挙に巻き込んでほしくない、教育界にまでほしくないというのが、私はお尋ねしたかったんですよ。

そうしたら、教育委員会も全部選挙戦に巻き込んでやらなければならない事態になってくる。それは、私は町長のお考えは間違っていると思います。そうなれば、本当の泥仕合になりますよ。言いたくないことも言うときがきます。

それは6期24年もした町長が、やはり考えるべきだと、ほかの他町村ではそういう話ができ、そして無投票になっているじゃないですか。本当に羨ましい限りですよ。何かといえば、どっかの誰かに行って相談をしていろいろやらせる、そんなことをやっているから、伊仙町は将来性が、未来が見えないんですよ。

町長がそういう答弁でありましたので、私もちょっと度が過ぎたかと思えますけれども、お許しをいただきたいと思います。

この教育長人選について、やはり執行部と提案する町長と議会と、そういう説明等、あるいは議会の理解を得るために、町長自ら責任を果たして、議会との信頼関係をつくるのが町長の役目じゃないですか。議会に全然1回も相談なかったですよ。この教育長の話は。自ら信頼性を失っている。それは自分はいいような、自分の欠点を棚に上げて、我々、議会が悪いような言い方をする。それこそ町長としての、らしさがない、リーダーとして、私は認められない態度だと、行動だと考えます。

あまり時間を取りますといけませんので、次に移ります。

4番目の職員の綱紀粛正についてお願いいたします。

#### ○総務課長（寶永 英樹君）

美島議員のご質問にお答えいたします。

令和6年第2回定例会において、清議員からもご質問いただき、また、昨日も退職等とのことに関して少し触れましたが、令和元年から令和5年までの自己都合による退職者が18名いらっしゃいます。

退職者につきましては、第2回定例会においてもお答えしましたとおり、退職の相談等を受けた場合には、もちろん話を伺って、一度考え直してみませんかというような慰留もさせていただいております。

しかしながら、本人の今後の人生設計であったりとか、家族の事情等も伺って、そういったものを考慮した上で、退職願いを受理しており、一緒に働いてきた仲間でもあるということも考えて、非常に心苦しいところではありますが、退職願い等とも受理している状況でございます。

#### ○14番（美島 盛秀議員）

今の説明では、令和元年度から令和5年度までに、18名の職員が途中で退職している。これは一身上の都合で、家庭の事情や、あるいは個人の事情等もあるということは理解できます、しかし18名も、せっかくの試験を受けて合格をした職員が職場を離れる、その気持ちを町長は考えたときに、

この役場に残るような労いの言葉、あるいはどうしても残ってほしいという、そういう労いの言葉等、かけたことがありますか。一応、町長に言わせて。

○町長（大久保 明君）

まず、今は伊仙町が、退職者が多いところでありますけれども、近年、他の自治体等いろいろ見ても、今の若者は転職はかなり多くなっているのは、そういう傾向がありますけれども、伊仙町下においても、そういう傾向があると思います。

労いの言葉というか、どうしてなのだということは、大体聞き取りをしております。その中で、やっぱり突然辞めた方もいらっしゃいますし、なぜ、職員が突然辞めたのか、後で聞いてみますと、本当は役場におるのではなくて、農業をしたかったという方3名ほどいらっしゃいます。ですから、それはこの役場にいながら、技術を取得して、農業をするということを最初から考えていたかもしれません。

ですから、今の職員は、国もそうですけれども、公務員の希望者が激減しております。ですから、そういった流れの中で、どうしたら魅力ある仕事だということをしっかりとやっぱり研究しながら、指導していくということは、これから最も重要ではないかと思っておりますので、労いの言葉、頑張ってもらいたいということは、ほとんどの職員に話しております。

○14番（美島 盛秀議員）

18名も退職をしている。最近の成人式での調査で、ふるさと、島に帰ってきて働きたい、島に帰りたいという若者が、もう90%に達しているとアンケート調査の結果があるという結果等も新聞に出ていました。本当に、この島はいい島だと思います。そういう希望をしている若者が、やはり試験を受けて役場に入ってきて、そして5年も、退職までに18人も辞めるということは、これは私は異常事態だと思います。

私も、何人かに聞いたり、あるいは親の話とか、親戚の話等を聞きましたけれど、本当に言葉に出せないような言い方をしていますよ。そこまで地に落ちたのかなという思いさえします。

そこらあたりを考えたときに、公務員でありますので土日は休み、そして5時以降は自由時間がある、最近働き方改革で公務員もアルバイトもできるということなどもありますので、農業をしながら、あるいは職員の皆さんでも肉用牛を生産牛を持っている人もいます。こうして、非常に環境的にもいい伊仙町であります。

また、役場を退職して畜産をやっている若者もいます。こういう人たちを、私はろう、頑張りなさいねと、そういう気持ちが町長以下、全職員、課長、職員があれば、私はこの人たちはこの島から出ていかないと思います。

この18人のうち、私は8割方、島から出ていっていると思いますよ。何人が島から出ていったかは、私は分かりませんが、やはり希望を持って島に帰ってきて、役場に入って、農業をしながら、あるいは午後に仕事をしながら、親の手伝いをしながら、やりたいと言って帰ってきた人がやめていく。そして、また都会に出ていく。こういうことがあるということは、私は異常事態だと

思っておりますので、今後こういったこと等がないように、また、しっかりとした綱紀粛正に努めていただきたいわけなんですけれども、例えば、何かあるたびに、町長は人事異動をしております。

人事異動をする基準、あるいはその人事異動に対しての規範、そういうこと等があるのかどうかお尋ねします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

人事異動については、職員の特性や能力に見合った仕事を配分する適材適所であったり、職務を通じて職員を育成する能力開発の視点から人事異動を行っております。

人事異動を行う理由としてよく挙げられるものとしては、各所属がバランスの取れた人員を確保するための業務上の必要性、また能力開発、または組織の活性化や不正防止であったりというものが挙げられます。そういうことを念頭に、人事異動を行っているところではあります。

○14番（美島 盛秀議員）

もちろん、異動に当たっては、適材適所という言葉がよく使われますけれども、しかし、私が聞くところによると、町長の言うことを聞かないのはすぐ変えてしまう、こういう話をよく聞きます。

公務員は、もちろん職員の皆さんは、選挙運動はしてならないわけでありまして。これは法律で決まっていますから。その職員を呼んで、あなたは次、誰々に投票できますかとか、協力できますとか、そういう職員がいると聞いております。

町長、そういうことを職員に言われた記憶はありますか。

○町長（大久保 明君）

職員の労いがないとか、そういうことは、私は足りなかったかもしれません。ですから、職員にどうしたらいいまちづくりができるかどうかということは、職員にいろいろ話をしていることはあります。

○14番（美島 盛秀議員）

いいまちづくり、職員以下、町民の皆さん、我々議会も含めて、すばらしい伊仙町にしたいというのが希望ですよ。そういう職員の未来を止めるような言い方、あの人に協力できますか、この人に協力できますか、協力できないと言ったらすぐ異動する、そういうことがあるんじゃないですか。実際に私も聞いていますし、いろんな問題が過去にはありましたよ。そういうことを、私はなくしていただきたい。

だから、大久保町長の後継者と言われる人にも、町長はそういうことを話しかけたり、今後していただきたくないというのが、私のお願いでもあります。

休憩 午前11時05分

---

再開 午前11時23分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

5 番の答弁から。

○総務課長（寶永 英樹君）

美島議員の質問にお答えいたします。

給与、賞与については、以前も美島議員のほうから資料請求等あり、回答もさせていただいておりますが、伊仙町長の給与等に関する条例第2条に基づき、給与、賞与をともに算出しております。

また、交際費につきましては、資料請求がありましたので、資料のとおりとの回答とさせていただきます。

また、退職手当につきましても、退職手当の支給に関する事務を県内市町村で共同処理しておりますので、鹿児島県市町村総合事務組合が事務を行っております。

詳細につきましては、鹿児島県市町村総合事務組合における、特別職の職員の退職手当に関する条例に基づき退職手当の額を算定しております。以上です。

○14番（美島 盛秀議員）

今、説明があった規約等にうたわれているとおりでと思います。

それで、資料をもらいました。なぜ、私がこのことをお尋ねしたかといいますと、今年、第1回定例会で、町長の答弁で「私は今皆さんの理解を得、私は次回の町長選挙には出ないことを表明いたします」と発表しました。

このことについて、私が6月の第2回定例会で質問を、このことについてなぜそういうことを言ったかということに対して、「私も本当のことを言います。生活が大変だというのは、本当の話でございます。これを借金してまで、町長を続けてどういう意味があるかと、本当に思っております。ですから、1つはそういう生活苦であります。誰も信じないと思いますが、これが現実です」と、町長は答弁いたしております。

そのために、どんな借金があるのか、ちょっとお尋ねをしたいんですけども、人の借金まで問いませんので聞きませんが、この給与等、これを資料から私がちょっとまとめてみました。

こうしますと、給与が先ほど説明がありました条例にのっとって72万1,000円、この12か月で865万2,000円あります。1年間で。そして、期末手当6月が、これ、算定基準がありまして、給料よりちょっと多い額で79万3,100円掛ける1.4%、110万300円、12月が79万3,100円掛ける1.5%で118万9,650円。賞与、これが229万3,050円。給料とこれを合わせると約1,100万円。これが町長の1年間の年収になっていると思います。

それに、他の介護組合とか、広域組合とかに出会った出会手当もあると思います。ですから年間が1,200万ほどあると思われれます。

それとこれが町長の、これは全部、町長の通帳に振り込まれる額だと思います。給料面は通帳に振り込まれますので、それとこれ以外に旅費の総額、総務費で組まれている町長の旅費の総額が

370万8,710円。これが、令和5年度に町長の旅費として使われている金額であります。

その他にも、それぞれの事業への食糧費とか、いろいろあると思いますので、それぞれの担当から出ているお金もあると思います。

こういうふうにして、退職金はいくらか分かりませんが、優遇されているわけです。国民の、県民や町民なんですけれども、これだけ優遇されていて、給料をもらったり、報酬をもらったり、またこれ以外に旅費で全部賄われて、自分の懐は全然出してない、痛まない。

以前にも、この質問したことがあるんですけども、旅費で鹿児島に行くときには、自宅に泊まる、ホテル代はいらない、こういう矛盾したことなどもあります。そのようにして優遇されている町長が借金があると言ったから、私は不思議でならないわけであります。

そこで、給料とか、こういうこと等を質問したわけでありましてけれども、このことに関して疑問の点あったらお答えください。

**○総務課長（寶永 英樹君）**

お答えいたします。

先ほども申しましたとおり、特別職の給料等に関しては、条例等で定められている額を算出しております。また、出張旅費や交際費の支出に関しても、条例また規則等によつての支出となっております。特段、優遇をされているとかではなく、必要な支出であるというふうに認識しております。

**○14番（美島 盛秀議員）**

私は、今、金額をちょっと提示しましたけれども、これが数字的にちょっと違う面もあると思いますけれども、合っているのかどうか、また計算をして、次のときに合っているのかどうか、その差額とかを説明していただきたいと思います。

今言った1,200万程度の年収、あるいはまた旅費等あって、町長は優遇されていると思うんですけども、町長の考えとして優遇されていると考えているのかどうか。

**○議長（前 徹志議員）**

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時32分

---

再開 午前11時34分

**○議長（前 徹志議員）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**○総務課長（寶永 英樹君）**

町長を含む特別職の給与、賞与等につきましては、条例に定められたとおりの規定に基づき算出されており、旅費、交際費等につきましても、条例また規則に基づいた支出であり、特段、優遇されているということではなく、必要な支出だと認識しております。

○14番（美島 盛秀議員）

分かりました。

それでは、私が資料によって試算した、この町長の年収これについて、町長はどうこれだけはあ  
るものだと認識しておりますか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

町長の年収等、試算等につきまして、資産公開条例に基づき適宜公開しているものであり、そ  
らのほうで公開しているものでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

条例と言いますけれども、規約と言いますけれども、それに決められた額で支給しているとい  
うことは分かります。

ですから、私が今、資料をもらって、その資料で計算をしたその額が適当な額なのか、そこら  
あたりを、あともって計算をして合っているのかどうか、私のと照合していただきたいという  
ことをお願いします。

○総務課長（寶永 英樹君）

そちらについては、こちらのほうもまた精査をして、ご提示できるものに関しては、提示して  
きたいと思えます。

○14番（美島 盛秀議員）

先ほど言いましたように、町長が借金をしてまで出る必要があるかという答弁でありましたので、  
私は借金という言葉がどうも気になるんですよ。これだけの年収があつて、借金という言葉が出  
たものですから、こういう質問になったわけなんですけれども、その借金等で町長はトラブルは起  
きていないですか。もし、借金があれば。

○町長（大久保 明君）

トラブルというのは全くないです。いろいろ交際費とか、いろいろあるわけですから、やっぱ  
り首長というのは、皆さん大変だと思いますよ。

以上です。

○14番（美島 盛秀議員）

町長として、そういう町民とか、いろいろな方々のトラブル等がないということでもありますので、  
それを信じますけれども、今後、そういうトラブル等がないようにしていただきたいということ  
をお願いいたしておきます。

次に、6番目の伊仙町建設業協会の存在についてお尋ねをいたします。

○町長（大久保 明君）

建設業協会については、社会資本の建設や維持管理を通じて地域社会の発展を支えるとともに、  
災害発生時において応急対応、復旧対応など、地域の安全安心の確保にご協力いただいている団体

であると認識をしています。

○14番（美島 盛秀議員）

私もそのように考えております。これは、建設業協会として、個人的な活動、1つの団体としての活動だと思うんですけれども、法人化された協会なのか、あるいは伊仙町内の業者で話し合われて、ただの任意団体なのかお尋ねをいたします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

法人化されている団体ではなく、任意の団体だというふうに認識しております。

○14番（美島 盛秀議員）

法人化すれば、いろいろ規約等いろいろなのがあると思うんですけれども、例えば私、最近なんですけれども、どうもこの協会について疑問があります。

こういう協会、1つの組織ですので、協会費というのがないといけないと思っているんですけれども、その協会費等が納められて、業者さんから協会費等などが納められている協会と捉えてよろしいでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

その部分につきましては、その団体の中での協議する部分であり、こちらとしてなんら触れる部分ではないという認識でございます。

○14番（美島 盛秀議員）

任意団体であるということで、そういう協会費とかは分からないということなんですけれども、さっき町長の言われた祭りへのとか、いろいろな行事等、いろいろなボランティア活動、そういうところに建設協会のほうから資金提供と言いましょうか、寄附があったり、そのために花火をあげて町民を非常に感動させているということ等があります。建設協会のおかげで、夏祭りが盛り上がっているのではないかなと思っておるところです。

そこで、その建設費についてなんですけれども、私が聞くところによると、その受注した工事の金額の3%を協会費として納めているということなんですけれども、これは任意団体ですので、町と関係のない話で分からないと思いますけれども、そういう話等は、協会費を業者から集めているということは聞いていますか。

○総務課長（寶永 英樹君）

先ほども申しましたように、その任意団体の中での取決めについては、こちらのほうでは把握していないところでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

任意団体ですので、そこらあたりは分からないと思いますので、ここで終わりたいと思います。

次に、指名委員長の役割、今までは副町長がおって、副町長が指名委員長という責任を果たしていたと思うんですけれども、今の指名委員長は総務課長になっていると思いますけれども、どうで

すか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

伊仙町請負工事入札者指名選考委員会設置規定第2条に基づき、委員長は副町長とされております。本町については、副町長が不在のため、同条の但し書により、総務課長の立場の人間がその職を執るものというふうに規定をされております。

○14番（美島 盛秀議員）

副町長がいないと、やはり段階的と言いましょうか、責任を負わされるわけなんですけれども、私は指名委員長というのは、やはり副町長がいて、副町長の下で各課の担当が委員になって指名委員会を組織にして、平等に入札を行うべきだと、公平に入札を行うべきだと考えるわけなんですけれども、同じ職員が、同じ部下、課長と指名委員会を組織して、そこできちんとした役割が果たせると、総務課長は考えていますか。

○総務課長（寶永 英樹君）

美島議員おっしゃるとおり、本来であれば、副町長がその指名委員会の委員長の職を執るべきだという認識は、私もそのように感じております。

しかし、本町においては、副町長が不在であるため、先ほど申しましたように総務課長がその職を取るということになっております。

指名委員長の責務を果たしているかどうかということですが、その設置規定に基づき、適切に対応していると申し上げます。

○14番（美島 盛秀議員）

総務課長が指名委員長になって、副町長の代わり指名委員長になって、責任を果たしているということなんですけれども、最近の指名入札において、何業者か、今までスムーズに指名に入って仕事をもらっていたのに、指名にも入らない、入れてくれないという話をよく聞きます。

そういうことに対して、指名から外した、この業者は外さなければいけない、そういうこと等が指名委員会で話し合われているんですか。お尋ねいたします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

指名委員会の内容については、公表しないこととされてはおりますが、指名をするに当たって過去の実績、また工種や資格、あるいは県の建設工事入札参加格付などを勘案して指名を行っているところではあります。

○14番（美島 盛秀議員）

私の聞き間違いかも分かりませんが、そういう指名から外されたという話をよく聞きます。ですから、指名願いが出されている業者、町内町外を含めて、今何業者ありますか。町内だけでもいいですが。

○総務課長（寶永 英樹君）

入札参加資格申請書が提出されている業者につきましては、町内では41業者ということでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

41業者、伊仙町にいるということですが、この41業者、満遍なくと言いましょか、この1年で指名に入った業者、41業者とも入っていますか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

その41業者、全てが満遍なく指名に入っているかどうかというところは、今ちょっと確認はできないところでありますが、先ほども申しましたとおり、工種や資格、実績等々を勘案して指名委員会は行っているところでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

これも以前から問題になっている点でありまして、町長はオール伊仙ということを行いました。入札も平等にするという答弁もいただいております。

41業者、それぞれ個人差はあると思えますけれども、仕事をもらう業者は何千万も、恐らく1年通しては億単位でもらっている業者もいるかもしれません。それは、いろんな会社によりけりだと思いますけれども、1件ももらっていない業者もいると聞いておりますので、ぜひこの41業者、町長、指名委員長ではありませんけれども、町長が在職しているあと1年3か月、ぜひ仕事の1つでも取らせて、24年間のお世話になった業者さん、そういう業者さんへの恩返しをしていただきたいと思うところなんですけれども、そういうことができるのかどうかお尋ねいたします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

以前から、たびたび、この議会の中でも話題にはなるんですが、町内業者育成という部分も含めまして、これまでもそういった指名の在り方というところもなされてきたところであります。今後も、そういった部分を考えながら、指名委員会を行ってまいりたいと思います。

○14番（美島 盛秀議員）

いろいろ質問をいたしましたけれども、町長が言っている政争のまちから政策のまちへ、最後にそれを実現して、有終の美を飾って庁舎から去られることを要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（前 徹志議員）

これで、美島盛秀議員の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時51分

---

再開 午後 1時00分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、福留達也議員の一般質問を許します。

○11番（福留 達也議員）

皆さんこんにちは、11番、福留でございます。ただいま議長の許可がありましたので、令和6年第3回定例会において一般質問を行います。通告してありました2項目について伺いたいと思います。

まず、農業政策に関して伺います。

徳之島町においては、令和5年4月に「有機農産物の生産から消費までを通して地域全体での有機農業の推進に向けた取り組みを展開していく」という、いわゆるオーガニックビレッジ宣言を行っておりますが、伊仙町は有機農業の取組に今後どのように関わっていくのかを伺いたいと思います。

次に、国や県が実施する農機具や農業用設備等の補助事業獲得に対し、担当課としてはどのような態勢で臨み、そして町民の方へ周知しているのか伺いたいと思います。

大きな2点目として、離島医療における血液備蓄所の現状について伺いたいと思います。

日本赤十字社からの委託を受けた民間の血液備蓄所が2018年に奄美大島から撤退し、この間約6年もの間、大島郡島内には血液バンクがない状態であります。このことが原因で、緊急手術などの際に、支障等、弊害等が出ていないのか伺いたいと思います。

最後に、当事案に関しては、奄美群島町村会並びに議長会においても要望を続けているようですが、町として今後の離島医療の在り方について、どのように捉えているのかを伺い、1回目の質問を終わります。

○町長（大久保 明君）

福留議員の質問にお答えいたします。

このオーガニックビレッジ宣言を徳之島町が行ったということでもありますけれども、例えば10年ほど前は、こういうことは、なかなか、国、県も厳しかったんですけれども、今やっと有機農業の重要性が、国もしっかりと認識してきた中での取組だと思っております。

伊仙町においても、そういう方々が昔から頑張っておりましたので、バレイショを中心として、オーガニックビレッジ宣言というのを伊仙町でもやっていくタイミングではないかと考えております。以上です。

○経済課長（橋口 智旭君）

福留議員の質問にお答えいたします。

本町における有機農業の取組についてでございますが、まず、令和5年度におきまして、みどりの食料システム戦略に基づく、有機農産物の生産体制確立事業、こちらのほうを獲得しております。バレイショ中心に、有機栽培の推進と有機JASの取得に向け取り組んでまいりました。結果、バ

レイシヨにおいては約2.1haのJASの認証、また併せてショウガ、レモン、ニンニク等、様々な品目に対して、総面積で3.3haの認証を受けたところでございます。

また、令和6年度におきましては、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金において実施されておりますグリーンな栽培体系への転換サポート事業、通称グリサポ事業、こちらのほうを獲得し、3か年かけて有機農業の推進を図っていくこととしております。

本事業の中におきましては、有機資材の投入による化学肥料の低減、また化学農薬以外の防除方法の確立などにより、化学農薬使用量の低減を図ることを目的とし、実証を行ってまいります。

また、本事業におきましては、消費者理解の情勢等々に対しましても支援が出てまいりますので、町民を対象とした理解促進活動にも手がける予定としております。

また、9月30日には、有機農業の講習会を予定しております。現在、有機農業されている方などにも、さらなる理解促進として受けていただきたいので、経済課だよりのほうで周知をする予定としております。

#### ○11番（福留 達也議員）

ありがとうございます。国は、みどりの食料システム戦略ということで、化学肥料や農薬の低減など、環境保全型農業、そして持続可能な農業の振興の推進を図っております。その一環として、日本国内においては、2050年までに有機農業の取組の面積を100万ha、日本の全農地の25%に当たらしいんです。100万haまでに拡大することが目標とされていると。

現在の有機農業の取組は、耕地面積の0.5%にしか過ぎないということでもあります。そういった中で、持続可能な農業の実現に向けての取組が進められていると。その1つとして、オーガニックビレッジ宣言というのがあります。

国としては、このオーガニックビレッジ宣言というのを、令和5年から募集というのか、声かけをしてきていると。令和7年までに100自治体を目標に、いろんな補助事業等を出してきてはいると。そういった中で、令和7年まで100自治体と予測していたのが、令和6年6月時点で130自治体ぐらいが応募してきていると。国の予想をはるかに上回るスピードで、このオーガニックビレッジ宣言をしている自治体が増えてきていると。そういったことでもあります。

伊仙町においては、今、課長の答弁の中で、令和5年においては、有機農産物の生産体制確立事業、これを獲得して有機JAS取得に向けての取組を行っている。令和6年においては、グリーンな栽培体系の転換サポート、通称グリサポ事業、これを獲得して有機農業の推進を図ってきていると。

今後のオーガニックビレッジ宣言というのをしていくための、そういった視野に入れた取組を行っているということでもありますけれども、令和5年、令和6年のこういった事業をオーガニックビレッジ宣言に向けた事業を獲得して、それに対する成果というのかな、課題というのかな、そういったのがあれば教えていただきたいと思います。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

まず、成果としましては、有機農業、メインにバレイショを栽培しておりますが、バレイショに関して使える資材が相当豊富にあるということを知りました。そのため、そういった資材を活用しながら、JASの認定取得してきたところでございます。

課題としましては、我々もそうなんですが、農家の皆様も、そういった資材が使えるということが、あまり理解ができていなかった、いわゆる無農薬栽培と勘違いをしている部分が多くて、ほとんどの資材が使えないと思っていた、そういった部分が課題だと感じております。

そういった中で、本年のグリサが事業を活用しまして、様々な使える資材を集め、実証を行っていくとともに、伊仙町版の簡易な栽培暦、こういったものも作成していくこととしております。

○11番（福留 達也議員）

オーガニックビレッジ宣言をしていくに向かって今、5年度、6年度、こういった事業を行って、課題が出てきたと、こういった成果を踏まえて、具体的にいつごろこういった内容を盛り込んだ事業計画を立てて、オーガニックビレッジ宣言を行っていく、そういった予定になっているのか伺いたしたいと思います。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

まず、オーガニックビレッジ宣言をする前には、有機農業実施計画、こちらのほうを策定していくことになります。この計画の策定を、令和7年度中に終え、令和8年4月に宣言いたしたいと考えております。

また、その中でやはり重要なのが、堆肥等の有機資材の活用方法でございます。本町の堆肥センターの堆肥のペレット化はもちろんです、その堆肥を有機JASの適合資材として販売できないかどうかということも調査、検討しており、こちらのほうを令和6年度中には、適合資材として販売できないかということで検証してまいります。

○11番（福留 達也議員）

いろんな検証を行いながら、令和7年度中には事業計画というのを作り上げて、令和8年4月ぐらいに宣言を行える、そういった体制を持っていきたいということでもありますね。分かりました。

オーガニックビレッジ宣言を行うにあたって、事業計画というのは、いろんなメニューが準備されていると思います。例えば、指導活動促進事業、これは言ってみれば農家に対する有機農業の指導や技術的なサポートらしいです。新規参入者の技術取得の支援、あるいはオーガニック産地育成事業、もろもろいろいろあるんですけども、そういった中に、町内でも幾つかの農家が有機農業に取り組んでおりますけれども、年1回検査機関から来て検査を受けるんです。その検査手数料とか、その方たちの旅費とか結構な負担になるんですけども、そういったのも賄っていただける、そういったいろんなメニューがあるということでもあります。

去年、徳之島町がオーガニックビレッジ宣言をしたときに、手助けをしていただいた福岡有機の方がいらっしゃるんですけども、私も顔見知りで、いろんな相談事をさせていただいているんですけども、私としては、堆肥センター、あそこはサトウキビのハカマ等が結構持ち込まれている、島の大半の農業は観光農業でありますから、そのサトウキビ生産のときに、除草剤等を使ったハカマ等が運ばれているので、あれをなかなか有機にするのは厳しいんじゃないかとか思っていたんですけども、その福岡有機の方に聞くと、いろんなやり方があるって、あれを有機堆肥として使える可能性は十分にあるとか、そんなことをおっしゃって、本当にうれしく思って、ぜひそういったのを実現していただきたいなと思っておりますけれども、来年にその事業計画を立てる時には、そういった方たちのアドバイスとか、現在、有機に携わっている町内の有機農家の方、そういった人たちの意見を聞きながら、ぜひその実施計画を立てていただきたいと思いますが、こういったメンバーで、こういった感じで作られていくのか伺いたいと思います。

#### ○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

まず、本有機農業実施計画、こちらの内容が現在の状況、また5年後に目指す目標、さらには実施体制図、資金計画等々を記載することとなります。そういった中で、町内において、広く有機農業をされている方、こちらを全て参集したような形で、事業実施計画のほうは作っていきたいと考えております。ですので、先ほども申し上げた9月30日の講習会には、ぜひ参加していただきたいと考えております。

また、先ほど議員のおっしゃられたJAS認証に係る旅費、手数料等も、まとまって申請をすれば、かなり安価で抑えられるということもありますので、ぜひ参加していただきたいと考えております。

#### ○11番（福留 達也議員）

鹿児島県内も、結構、有機の産地があって、一番大きなところが鹿児島島の始良有機というところでありました。今でもそうだと思います。20年ぐらい前までは、始良有機に次いで、この伊仙町にある有機のグループが、県内で2番目ぐらいに大きな団体でありました。なかなか大変な部分もあったでしょうね。そういった、もろもろの経費がかかる割には、なかなか高く売れなかったりとか、そういったことがあって、ほぼ半分以下に今なっているんですけども、そういったいろんな検査手数料とか、そういったものが賄っていただけのらんだら、ありがたいことだなど思っております。

全国を見渡して、この有機農業で成功している事例としてよく上がってくるのが、千葉県のいすみ市というところがあります。

このいすみ市というところは、2015年から地元産の有機米を学校給食に導入しており、安定的な消費先があるということで、有機農業に転換する農家が増え、市内の有機生産米が、この8年間で約30倍に増えたと、そしてそれだけではなくて、自分の子どもに安全な食事を提供していきたいと、

そういった親御さんがいる、若い世代がどんどんどんどん転入してきて、人口も増えてきていると、そういった自治体の事例もよく紹介されております。

町内においても、私はそのジャガイモは有機ではないんですけども、4、5軒の有機栽培でジャガイモを出荷している方がおります。毎年、そのジャガイモの時期になると、今日は100円かな、90円かなと、そういった話題で持ち切りになるんですけども、買取業者の皆様も一生懸命頑張っているんですけども、今期のジャガイモは100円前後で推移していたと。ことこの有機でやっているその方たちはキロ280円前後で売れて、送料から箱代から、全て出荷先が持ってくれると。全然違ってくる、3倍近い差があって全然違ってくる。そういった話を聞きながら、徐々に徐々にいろんな方が有機でジャガイモを作っていこうという広がりはよく聞きます。

こういった感じで、有機農業というのは、国の政策と相まって、今後ますます増えていく、重要な役割を果たしていくと思っておりますけれども、町としても、そういった周知というのかな、こんなのがオーガニックビレッジ宣言する前に、そういったこともするんでしょうけれども、こういった成功事例というのを周知する、そういったことは考えられますか。

#### ○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

価格帯のほうの周知でございますが、こちら、それぞれの農家さん、事業者さんの取引に関することですので、一体的に周知するというのは、なかなか困難であると考えております。しかし、その中でも、やはり有機JASを取得している農産物については、本土のほうでもかなり引き合いが強く、差別化を図るには絶好の資材だと考えております。そういった部分で、かなり高単価な取引も現在行われているところでございます。

また、出荷に関しましても、大手の企業さん等々からも引き合いがございますので、出荷料に関しても、我々としてもやはり集めていきたいというところもありますので、そういった部分、出荷先に対して賛同していただける方々には、そういった価格帯のことも周知はしていけるものと考えております。

#### ○11番（福留 達也議員）

私も有機農産物を作って出荷しているので、今年2、3か月前、大阪のほうで生産者の集いというのがあって、参加してきたんですけども、そこでもやはり徳之島産の有機のジャガイモというものの需要というのかな、欲しがっている、そういったのは話題になるほど望まれております。そうしたら、それぐらいの280円前後で、そんなのが出せるというのは、世の中の需要はまだまだあるわけですから、そういったところに本当に力を入れていただきたい。もったいないなという感じで帰ってきました。

2番目の資材補助についてよろしく申し上げます。

#### ○経済課長（橋口 智旭君）

2番目の農業用設備等の補助事業獲得に対してでございますが、こちら、栽培生産する品目によ

って対象となる機械、また種類、事業参加の要件などがまばらであるため、基本的にはそれぞれの品目ごとに説明を行っているところでございます。

例えば畜産ですと、クラスター事業等では、事業参加の要件を満たす農家の方々全てに対しまして、要望調査等を発出しているところでございます。

また、園芸、糖業等におきましては、国、県の予算組の段階で補助事業の発出の可能性がある場合には、それぞれ栽培講習会等で案内を行っているところでございます。

#### ○11番（福留 達也議員）

分かりました。これから農業で頑張って、生計を立てていこう、こう考えたとしても、最初はやはり機械や設備、こういったのが必要となってくるんですよ。実際問題として金融機関からの借入れを行ったり、そして機械や設備導入して、懸命に頑張ったとしても、いってみれば気象条件や販売価格等、なかなか思い通りの結果にならない現実があったりするわけでありまして。こういった困難性を、少しでも取り除く意味合いからも、この補助金制度というのは、本当に大事な制度なのかなと感じております。

この質問、今、品目ごとにということでありましたがけれども、経済課の職員が懸命に頑張っている補助事業を獲得しているのは、承知の上でまた聞くんですけれども、従来の補助は、いってみれば大型トラクターとか、ポテトハーベスターとか、こういった大型の農家を中心に分配されてきているのが多かったなと思っております。

私ごとではありますけれども、小規模で有機のニンニクを栽培しております。作る年によって、未だに生産量のばらつきがあったりするんですけれども、毎年少しずつであります、改善されて、大変ではあるんですけれども、こういった作業・手入れをすれば来年こうなるなど、そういったのがやっと分かるようになって、今楽しみながら有機栽培を行っております。

ありがたいことに、有機のニンニクが需要が増えて、今作っているのじゃ全然間に合わないということになって、思い切って去年、従来の倍ぐらい植え付けをしたんです。そしたら、また保管する倉庫が必要とか、大型の乾燥機が必要とか、結構な300万、400万かかる、そういったことになって、ちょっと困ったなと思っていたら、商工会に知り合いの方がいたもんですから、彼に相談したら、経済産業省の持続化給付金というのがあって、国の3分の2の補助で、そういった事業が行えて、やったと。今年はまた機械が必要だなということになったら、今度は厚労省の業務改善助成金というのが、また獲得できて、これ8割補助でありました。

このように、僕らも全然勉強不足で知らなかったんですけど、知っている人は知っているんですよ。今後は、国の政策と相まって、こういった本当に見逃していたそういった事業というのは、どんどんあるのかなと、彼にまた今回質問するに当たっていろいろ聞いてきたら、今はなくなっているんですけれども、農水省の事業で、本当に50万から100万、個人の小規模な農家ができる事業もかなりあったと、そういったの誰も活用していなかった現実があるらしいんです。

こういったのを、やはり懸命にアンテナを高く立てて、そういったのを獲得していただきたいな

と思っております。

町長も、たびたびその小規模農家の重要性を話しておりますけれども、小規模農家であっても、必要な機械とか設備とかあるわけでありますから、そういったところに目配りできたらなと、していただけたらなと思っております。

商工会とか、そういった情報を持っている人との連携とか、あと、農機具屋さんに行っても、自分たちも全然知らなかったと。そんなのもうちょっと詳しく教えてくれよとそういうふうに言われたものですから、私も知っている範囲ではそういった話をしましたんですけども、町としてもそういった商工会、あるいは農機具屋さん、そういったところの連携をもうちょっと強くして、農家が獲得しやすいそういった情報をどんどん周知というかな、提供していただきたいと思いますが、そのあたりはどうですか。

#### ○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

議員のおっしゃる厚労省事業、こちら我々のほうでも認識しておりませんでした。議員からお話を伺いまして、少しずつ勉強をしていっているところではございますが、内容を掴み次第、また商工会のほうにも相談に行きながら、農機具屋さん、メーカーのほうにも周知をかけ、小規模農家への安定につながるような取組は、ぜひしてまいりたいと考えております。

#### ○11番（福留 達也議員）

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

言ってみれば今までの補助の在り方としては、国がいくら、県がいくら、町がいくらで、農家がいくら、そういった感じの補助が多かったわけでありますけれども、国の予算なんていうのは、各自治体と比べものにならないぐらいあるわけですよ。その国、県、町、個人、この4者での事業というのは、町には予算が限られているわけですから、なかなか手広く広まっていけないわけです。

今後、国とダイレクトに、国からのそういった補助事業探して、どんどん周知して申請書の書類の書き方もそれほど大変ではなかったんですよ、そういった手助け等してあげて、農家が助かるそういった取組を進めていっていただきたいと思っております。

次の、離島医療のほうよろしくお願ひします。

#### ○健康増進課長（大山 拳君）

福留議員からの血液備蓄所撤退後の現状についての質問にお答えいたします。

結論から申しますと、支障はあるというふうに認識しております。

つい先日、8月の21日でございましたけれども、県立大島病院の医師が、医療現場の現状を知ってほしいとのことで来庁され、町長も交え窮状を知るところでした。

この件について、その医師からいただいた資料をお手元にお配りしておりますので、抜粋して読み上げたいと思います。

今年度、7月の1日に南海日日新聞に掲載されている記事です。

現在、日本で輸血を行うには、国内血液製剤の製造販売業である日本赤十字社から血液を購入する必要がある。ところが、奄美群島においては2018年、先ほど議員からもあったんですけども、撤退しております。そのため、現在、奄美大島の病院やクリニックでは、医療機関が直接、鹿児島市の県赤十字血液センターから血液を購入しなければならない状況になっております。そして、その血液をオーダーして、離島に届くまで10時間の時間を要します。この時間ですが、本土においては70分平均です。こういった時代になっています。

そして、その使い切ることがなければ、返品も融通もできない。廃棄しなければならない。肝心な血液が足りず、ボランティアに供給してもらおう生血輸血が後を絶たないような状況である。

そして、その供給の責務について、備蓄所が担っていたものに比べ、今は病院側が追わなければならない状態となっております。余っても足りなくても、責任は備蓄所ではなく、現在、病院のほうになってしまう、という現状を医師からいただきました。

そして、そういった状況に陥らないよう警鐘を、今現在ならしているところなんですけれども、これ、ゆでガエルの理論というそうなんです、カエルを熱湯に入れるとカエルはすぐに逃げ出すんですが、常温に入れた状態で徐々に熱すると、カエルはその温度変化に慣れていき、生命の危機に気づかず死んでしまう、こういうような状況にならないよう、離島の医療機関、そして行政においても、いろんな取組が今後必要になってくると思っております。

そして、行政としては、撤退後も島内医療機関の代表者も含まれている徳之島将来の医療と福祉を考える会において、鹿児島県赤十字血液センターへ要望しておりましたが、回答は困難であるとのことでした。

2番目の質問にも触れますが、現在、議員の皆さんの協力を得て、奄美群島振興開発の推進に関する要望書にて要望をしているところです。このことに関して、奄美群島広域事務局へ問合せたところ、この要望に関する回答や報告は、未だ受けていないとのことでした。今後も、議員の皆様の協力の下、継続して要望していきたいと考えております。

また、今年度、先ほど挙げました徳之島の将来の医療と福祉を考える会の事務局が伊仙町となっております。今年度の活動計画において、本事案は予定されておりませんが、当該会の会則、目的に島民の生命の維持健康の増進を図り、抱える課題解決に努め、奄美群島における医療・福祉の向上を皆で考える先進モデル島を目指すとされておりますので、離島医療の今後においても必要であると考えております。次の協議の場で問題提起するとともに、関係機関と慎重に協議を行ってまいりたいと考えております。

#### ○11番（福留 達也議員）

ありがとうございます。今、課長がおっしゃった県立大島病院の先生、私も、また別の時にお会いできて、今、読み上げていただいた資料等を読みながら、本当に6年前に撤退するときに全然気づかずに、勉強不足で気づいていなくて過ごしておりました。その先生の話聞きながら、こういったことを本当にいろんなところで発表したりとか、案内したりとか、そしてみんなが分かって行

動に移す、そういったことが必要だなというそういった思いで、今回、急遽でありますけれども一般質問させていただいております。

これまで、離島医療ということで、いろんな本土に暮らしている人たちと比べてハンディがあったと思います。例えば、産婦人科が少ない、いない、小児科の先生が少ない、この前の議会であったように、精神科医がいないということで、近隣自治体が補助金を出して、その人たちに来ていただく、そういった対応をとっております。これは、いろんなところで声が上がって、行政にも届き、議会にも届き、そういったことで、こういった解決策につながってきているのだと思います。

今回、この大島病院の先生が言うには、こういった血液バンク、血液備蓄所がないというのは、大島郡中の医者では当たり前のことで、共通の認識があつて、大変なことだという認識があつたらしい、だけれども、こと一般、我々に関しても、なかなか言われればそれは必要なことと分かるんですけども、一般的な認識として全然認識されていなかったと。

こういった問題は、自分自身なり、身近な人が緊急に輸血が必要になるほどの大手術を受けるとか、そういったときに血液が足りなくて厳しいとか、そういったことにならないと、なかなか皆さん理解しないというか、身近なこととは感じないことだと思います。

今回、こういった感じで、その先生の話聞いて、気づいて質問しておりますけれども、こういった感じの要望活動はずっとしていると思うんですけども、なかなか日赤さん、日赤と厚労省が判断する事項ではあるらしいんですけども、なかなか動いてくれない。これに対して、今後どういった動きというのかな、取組というのかな、やっていかれる予定ですか。

#### ○健康増進課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

今後、その医師のほうからの要望もあつたんですけども、現在、先ほど説明したんですけども、奄美群島振興開発の推進に関する要望書で、要望は年に2回、要望しているところではあるんですが、なかなかまだこの回答が得られていないという状況であれば、もちろんまた別の動きをしなければならぬ。

そのためには、その医師とも相談を今している中でなんですけれども、単独市町村ではなくて、奄美群島それぞれの市町村において、この要望を直接国へしたらどうかというふうな検討も、今後していかなければならないのかなというふうにも考えています。また、それを全国の離島に広げられればとも考えております。

#### ○11番（福留 達也議員）

日本赤十字社、通称日赤というんですけども、皆さんもよく聞くと思うんですけども、いってみれば紛争地域での医療活動や災害時のボランティア派遣など、国内外において多大な貢献をしている、そういった団体だという認識はありました。

私としては、これは公的な団体なのかなとばかり思っておりましたけれども、実はそうではなくて、民間の団体だと。だけれども、この団体は国から多額の補助金をもらったり、日本船舶協会、

あるいは宝くじの収益金、そういったところから多額の寄附をもらって活動している団体だと。これが、こういった公的な団体の扱いをされているし、期待されているからこそ、こういった多額の寄附なり補助金が入ってくるものだと思います。

そうであれば、日赤さんも経済的な合理性、あるいは費用対効果、そういった観点からばかり判断して、あまり儲けないから大島からは撤退するとか、そういった観点じゃなくて、離島医療の充実とか、公的なそういった判断をするべき団体だと思っております。

先ほども、ちょこっと話しましたがけれども、実際血液バンクを置くとなると、厚生労働省とか日赤の判断に委ねるしかない、そういった現状だと言われております。

我々、離島に住む者は、この大変さを大島本島だけではなくて、徳之島もそうです。全国にある有人離島に、手術ができるそういった病院がある有人離島には、絶対に血液バンクを置かなきゃいけない、そういった活動を、執行部もそうでもありますけれども、議長会あるいは市町村会、国会議員、県会議員、そういったいろんな手段を用いて、粘り強く訴えていくことが非常に大事なことでないかなと、この前その先生の話聞きながら思っていたところであります。

先日亡くなった、命だけは平等だと言った理念の下、全力で離島医療の充実に向けて取り組まれた徳田虎雄先生の、こういった方の意志を引き継ぐ意味合いからも、こういった活動はすべきなのかなと思いついて聞いておりますが、これに対してどうですか。質問がちょっとあれでしたけどね。

#### ○健康増進課長（大山 拳君）

今、議員がおっしゃった、命だけは平等だ、これは医療従事者、そして医師の間でも同じような気持ち、意思を抱いていると思います。そして、それは我々行政も同じような気持ちで、この医療体制構築に向けて取り組んでいかなければならないとも考えております。

そのために、今後の医療の在り方ということに関しても、この血液備蓄所の設置、そして先ほどもあったんですけども、医師の確保、医療機関存続のための医師の確保、そして来年度徳洲会病院がリニューアルされ、その際には搬送による身体的、精神的、経済的負担を緩和するために、島内での完結型の医療を目指すというふうにも聞いておりますので、行政で支援できるところについて、支援していきたいと考えております。

#### ○11番（福留 達也議員）

分かりました。

最後になるんですけども、この取組は、先ほど話した産婦人科医とか、小児科医とか、精神科医とか、そういった先生の不足に関しては、関係する自治体が補助金を出し合って給料を出すと、そういった取組で解決はしているんですけども、ことこの壁地の血液バンクがないという、こういったことに関して、例えば徳之島に設けたいから3町で日赤の保管所を金を出し合おうとか、そういった形ではなくて、仮にそういったことをすると、日本全国離島が300とか400あるわけですから、そういった仮にそんなことで解決すると、変な先例というのかな、先行事例というのかな、作ることにつながりかねないことだと思っております。

やはり、日本赤十字社という、その人たちの自分たちの責務というのかな、責任というのかな、そういったところを気付いて、壁地医療こそ優先的にしなきゃいけないと、そういった感じの取組をして、ぜひ日赤にそういった行動を取ってもらえるような活動ができたらと思いますが、町長として、町長、医療関係者であります、最後にまたこういったことに関してどのように思っているか、また、どのような取組をしていきたいか、そこいらあたりを聞かせていただければと思います。

#### ○町長（大久保 明君）

先般、全国離島振興協議会が主催している離島甲子園に参加いたしました。そこで、全国の首長の方々、共通して言っているのは、離島野球だけでなく、このことを全国各地の自治体同じような悩みでありますので、そういうことを協議していく時代になったなということで、壱岐4島の大会にも、高岡町長と2人で行ったんですけれども、前の晩、ほとんど離島の共通の課題をどうしていくかということが中心でありました。ですから、今回、日本赤十字社から委託を受けたことが、日赤も非常に厳しい状況の中で、県、国がなかなか打ち出せないという状況の中では、全国の離島が共通の課題を1つ1つ解決していくということが大変重要であると思います。

これは、私は島の医療に関しましても、この5、6年、相当の苦情を聞いておりますので、そういうことを解決することも、私の本来の、目標を持って島に帰ってきたわけでありまして、最後はそのことに全力を尽くしていきたいというのが、私の本心であります。

ですから、離島医療にしても、この前の、産婦人科の件も3町が1人、これは額まで言ったらびっくりしますけれども、1人産婦人科医に3,000万という給与を保証したわけです。そしたら、全国から応募が6人ぐらい来て、そのうち、2人、3人が、今、徳之島病院で働いていると。

そしたら、今回の精神科の問題も、同じような形で徳之島病院に、以前この徳之島に関係していた、これ、ちょっといいですか、鹿児島島の先生が来て、その徳之島と奄美大島に献身的に、自ら徳之島病院、奄美病院つくったわけでありまして、それはもう自治体がやっぱり協力していかなければ維持できないというのが、徳之島病院の状況でしたので、それを大学から医師を2人、精神科の医師を派遣してくるということで、3年間の契約をしましたので、この血液の問題も同じ状況でありますので、これ聞いたとき、本当に驚いたですね。本土では、血液はほとんど全部使用されているわけです。ところが、5日とか6日で破棄しなければならぬという状況の中で、破棄する方法も、いろいろまた考えていく方法があると思います。それは、この例えば、最初の2日間はとにかく離島に渡して、3日目からは鹿児島島で使ってもらおうと、そういうふうな循環、そういうやり方も、この前先生ともお話ししましたがけれども、やっていけば少しは緩和できますけれども、ただやっぱり全国離島の話の中では、もう離島ほど安全保障の問題でも大変な状況はないということで、いろんな補助事業は、これ、沖縄の離島の方々も来ていましたので、やっぱり沖縄並みの水準まで、奄美も、奄振も、今まで奄美群島は県の離島振興協議会になかなか入るのも難しかったです。奄美は優遇されているということでしたけども、そういう垣根を全部外して、全国離島が1つにまとまれば、

血液の問題もいろいろな問題も大きく変わっていく可能性あると思いますので、そういう視野で全国離島振興野球大会を行ったら、ほとんどの自治体がそういう悩みを持っていますので、これが大きなグループとして、奄美だけじゃなくて、鹿児島県だけじゃなくて、全国に広がっていけば、相当の力を発揮することができると思いますので、そういうことも含めて、この血液の問題は、これは相当、今、遅れておりますので、徳之島の病院も、まだまだこれから開拓するべき点がたくさんあると思いますので、そういうことをまた交渉しながら、やっていきたいと思いますので、今日はこのような質問、少しは中身知ってましたけれども、こんなに厳しい状況であるということは分かってなかったということで、それから先ほど有機農業の話も、時代はどんどん変わってきたというふうに思いますので、そういうことも今日の一般質問の中で、しっかりと考えていかなければいけないというふうに思いましたので。

以上です。

#### ○11番（福留 達也議員）

ありがとうございます。島内の医療問題も、いろんな課題があると思います。搬送による身体的、精神的、経済的負担を緩和するために、すぐにドクターヘリで島外に運ぶとか、そういったことばかりではなくて、町長が常日頃おっしゃられている完結型の病院でなければならないとか、医者の確保が必要だとか、今回の血液備蓄所がないとか、いろんな課題を抱えていると思います。

そういった中でも、離島特有の課題であれば、いろんな機会、今おっしゃったその離島甲子園に集まる、そういったところは離島の方ばかりであります。そういった人たちと共通認識、共通目標を持って、共にそういったことを成し遂げていける、そういった社会であって欲しいと思います。

以上で終わります。どうもありがとうございました。

#### ○議長（前 徹志議員）

これで、福留達也議員の一般質問を終了します。

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

明日9月5日は、令和5年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会による現地調査となります。委員の皆様は、現地用の制服を着用の上、10時までに議場へご参集願います。お疲れさまでした。

この後、議員の皆様は全員協議会を開催しますので、委員会室へお入りください。

散 会 午後 1時52分



# 令和6年第3回伊仙町議会定例会

第 3 日

令和6年9月5日



令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会

令和6年9月5日（木曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第3号）

○日程第1 令和5年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会（現地調査）

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代 議員	2番	久保量 議員
3番	大河善市 議員	4番	杉山肇 議員
5番	牧本和英 議員	6番	佐田元 議員
7番	清平二 議員	8番	岡林剛也 議員
10番	永田誠 議員	11番	福留達也 議員
13番	樺山一 議員	14番	美島盛秀 議員

1. 欠席議員（1名）

9番 上木千恵造 議員（議選監査委員）

1. オブザーバー（1名）

12番 前徹志 議員

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也 君                      事務局書記 實夏三 君

～令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時00分

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

ただいまから令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を開会します。

当特別委員会は、令和5年9月3日の本会議において付託されました令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算の審査を目的としており、委員会の会期は、本日9月5日から11日までの6日間を予定しております。詳細については、お手元に配付してあります議事日程のとおりです。また、委員の皆様におかれましては、同決算審査において慎重に審査を行ったうえで、委員会報告書を提出いたしますので、効率的かつ円滑な委員会運営を行えるよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

日程第1 委員の派遣について議題とします。

お諮りします。令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査に関する現地調査を実施するため、伊仙町議会議事規則第74条の規定に基づき、お手元に配付してある委員派遣要求書（案）のとおり、議長へ委員派遣要求書を提出してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

異議なしと認めます。したがって、委員の派遣については、お手元に配付してあります委員派遣要求書を議長へ提出することに決定しました。

本日はこれで散会いたします。

次は、9月8日金曜日午前10時より本議事堂において令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査を行いますので、午前10時まで本議事堂にご参集下さい。

散 会 午前10時03分



# 令和6年第3回伊仙町議会定例会

第 4 日

令和6年9月6日



令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会

令和6年9月6日（金曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第4号）

- 日程第1 認定第1号 令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第2 認定第2号 令和5年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第3 認定第3号 令和5年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第4 認定第4号 令和5年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第5 認定第5号 令和5年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算  
（補足説明）
- 日程第6 認定第6号 令和5年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（補足説明）

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代 議員	2番	久保量 議員
3番	大河善市 議員	4番	杉山肇 議員
5番	牧本和英 議員	6番	佐田元 議員
7番	清平二 議員	8番	岡林剛也 議員
10番	永田誠 議員	11番	福留達也 議員
13番	樺山一 議員	14番	美島盛秀 議員

1. 欠席議員（1名）

9番 上木千恵造 議員（議選監査委員）

1. オブザーバー（1名）

12番 前徹志 議員

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也 君                      事務局書記 實夏三 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明 君	総務課長	寶永英樹 君
未来創生課長	野島幸一郎 君	くらし支援課長	上木博之 君
子育て支援課長	伊藤晋吾 君	地域福祉課長	稲田大輝 君
経済課長	橋口智旭 君	建設課長	高橋雄三 君
耕地課長	田中勝也 君	きゅらまち観光課長	上木雄太 君
水道課長	富岡俊樹 君	農委事務局長	豊島克仁 君
教委総務課長	町本勝也 君	社会教育課長	中富譲治 君
学校給食センター所長	森一途 君	健康増進課長	大山拳 君
選挙管理委員会書記長	稲田良和 君	総務課長補佐	古川徹 君

～令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時00分

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

ただいまから令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を開会します。

審議を始める前に、本日は令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算についての補足説明のみを行います。

説明をする際は、歳入歳出それぞれの各款項目順に各課長により、決算書並びに主要施策の成果説明書のページ数を提示した上で進めていただきたいと思います。

また、決算書に提示されている件について、簡潔明瞭な説明をされることを心がけていただき、特に徴収率、不用額、流用額、繰越額について詳細な説明をお願いいたします。

日程第1 認定第1号、令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について議題いたします。

補足説明があればこれを許します。

○総務課長（寶永 英樹君）

補足説明に入る前に一部修正がございましたので差し替えのほうをお願いいたします。

成果説明書の31ページ、伊仙町消防団の現況の表でございます。

お手元にお配りしてありますように、人員の欄を条例定数と実員という形の分かりやすい表記にしております。その下の機材のほう、水槽付消防自動車「1台」を「2台」に修正しております。

③各分団人員及び機械設置一覧表の喜念分団、「4名」を「3名」に修正、合計数も「71名」を「70名」に修正してございます。同表の水槽付消防自動車「1台」を「2台」という形で修正したものをお配りしてございます。差し替えのほうよろしく申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは、認定第1号、令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について補足説明いたします。

決算書62ページをお開きください。

実質収支に関する調書から、1、歳入総額83億7,838万1,000円、決算書の62ページでございます。2、歳出総額81億7,403万7,000円、3、歳入歳出差引額2億434万4,000円であります。この中から4、翌年度へ繰り越すべき財源として継続費通次繰越額1,984万円、繰越明許費繰越額6,705万2,000円、事故繰越し繰越額2,598万8,000円、合計額1億1,288万円となり、5、実質収支額9,146万4,000円。実質収支のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を4,600万円といたしました。

続きまして、総務課所管事務について説明いたします。決算書5ページ下段から7ページ、成果説明書については10ページをお開きください。また、総務課関連の歳入としまして、成果説明書22ページから29ページに詳細を記載してございますのでご参照ください。

2款地方譲与税1項地方揮発油譲与税、これはガソリン等に課税される地方揮発油税1,811万円、2項自動車重量譲与税、これは町道等の延長面積により案分して交付される自動車重量税5,459万

9,000円、4項森林環境譲与税の92万円を含め、前年度比0.8%増の7,362万9,000円となっております。

3款利子割交付金、これは預貯金の利子として課税される県民税のうち、市町村の個人県民税の収入率によって案分して交付されます。令和5年度の交付額は前年度比7.5%増の10万円となっております。

4款配当割交付金、これは預貯金の利子として課税される県民税のうち、市町村の個人県民税の収入率によって案分して交付されます。令和5年度の交付額は前年度比30.8%増の119万8,000円となっております。

5款株式等譲渡所得割交付金、これは一定の特定口座における上場株式の譲渡による所得等の金額に対して課税される県民税を、市町村の個人県民税の収入率により案分して交付されます。令和5年度の交付額は前年度比40.6%増の147万3,000円となっております。

6款法人事業税交付金、これは県に納付された法人税を基に、当該市町村の経済センサス基礎調査の従業者数で案分して交付される交付金であります。令和5年度においては661万4,000円となっております。

7款地方消費税交付金、これは国勢調査時の人口及び経済センサス基礎調査の従業者数により案分して交付されます。令和5年度の交付額は前年度比0.1%減の1億4,101万9,000円となっております。

決算書7ページに移ります。

8款環境性能割交付金、これは県に納付された自動車税環境性能割額を町道の延長及び面積により案分して交付されます。令和5年度の交付額は前年度比35.5%増の493万3,000円となっております。

9款地方特例交付金、この特例交付金は財源を圧迫すると見込まれる減収を補う交付金であり、令和4年度から個人住民税減収補填交付金だけとなり、令和5年度の交付額は前年度比50.1%増の184万円となっております。

10款地方交付税、これは普通交付税において地方公共団体の毎年度の基準財政需要額が基準財政収入額を上回る額を補填するものであります。令和5年度の交付税額は前年度比0.6%増の34億9,699万1,000円となっております。

11款交通安全対策特別交付金、これは道路交通法の規定により罰則金に係る収入を財源として、道路交通安全施設の設置、管理及び交通安全教育に要する経費として交付されるものです。令和5年度の交付税額は前年度比10.2%減の92万3,000円となっております。

決算書8ページに移ります。

13款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料に、駐車場使用料の39万5,000円が含まれております。2項手数料1目総務手数料に、臨時運行許可手数料75件分の5万6,250円が含まれております。

決算書9ページに移ります。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務費国庫補助金2億5,265万6,544円に、再編関連訓練移転等交付金4,864万6,000円が含まれております。この補助金は在日米軍の再編に当たり、その周辺地域における住民の生活の安全を及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設を指定し、その周辺市町村に対して交付される交付金であり、住民の生活の利便性向上に寄与する事業に充てることができるとされております。

決算書11ページに移ります。

15款県支出金2項県補助金7目消防費県補助金923万8,000円については、奄美群島防災関連施設整備事業の予算であります。3項県委託金1目総務費県委託金5節権限移譲委託金の6万9,000円のうち、公有地に関連した事務の権限移譲委託金4万円が含まれております。

決算書12ページに移ります。

8目消防費県委託金1節権限移譲委託金1万7,000円については、火薬類取締法に関する事務の委託金であります。

16款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入696万7,462円に、駐在所敷地貸付け、N T T等の無線局敷地貸付け、道路占有料、町有財産使用料の43万5,462円が含まれております。2目利子及び配当金3万9,797円に、きばらでえ伊仙応援寄附金基金利子17円、減債基金利子66円が含まれております。2項財産売払収入2目物品売払収入89万3,700円については、公用車2台及び旧庁舎物品の購買によるものであります。

決算書13ページに移ります。

17款寄附金1節一般寄附金22万7,200円については、個人及び団体から町制施行60周年に関わる10件の寄附、1団体から用途指定のない寄附であります。2節指定寄附金1億6,341万4,522円に、戦艦大和慰霊塔修復に充てるための指定寄附金4,616万3,737円が含まれております。

18款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金2節きばらでえ伊仙基金繰入金6,076万2,681円に、ふるさと納税活用事業分として1,699万8,873円を繰り入れしてございます。6節減債基金繰入金23万3,708円については、令和3年度普通交付税見直しの際に増額となった臨時財政対策債増加分の償還に対する繰入れとなっております。

19款繰越金1項1目繰越金2億451万8,085円については、令和4年度からの繰越金であります。

20款諸収入3項1目1節総務管理費雑入963万5,938円に、主なものとして、公益財団法人県市町村振興協会からの宝くじ交付金275万7,080円が含まれております。

決算書14ページに移ります。

9目消防費雑入22万3,700円については、消防団員等福祉共済事務取扱交付金3,700円、ほーらい祭実行委員会からの消防団員への交通整理報酬22万円であります。

決算書15ページに移ります。

21款町債、令和5年度において18億1,467万1,000円の借入れを行っております。

成果説明書15ページから18ページにかけて、地方債の借入れ実績現在高、借入れ先別・利率別現在高、年度別償還状況等を示してございますのでご参照ください。

以上で、歳入についての説明を終わります。

続きまして、歳出について説明いたします。成果説明書12ページをお開きください。

まずは、各課共通する人件費について説明いたします。

1、人件費の内訳、議員委員等報酬手当につきましては、議員、農業委員、教育委員、監査委員等の報酬であり7,045万3,000円、2、会計年度任用職員の報酬手当であり1億3,575万9,000円、3、特別職の給与につきましては、町長、教育長の給与であり1,825万8,000円、4、職員給与5億9,495万6,000円、5、職員共済組合負担金1億4,159万7,000円、6、退職手当組合負担金6,885万7,000円、7、災害補償費79万9,000円、8、その他1,769万4,000円。

成果説明書14ページには、1、議会費から10、教育までの費目ごとの人件費を示してございます。総額としまして10億4,837万3,000円、前年度比7.2%の減となっております。要因としまして、定年引上げに伴う負担率の見直しによる退職手当負担金が減となったためであります。

続きまして、総務課関係事業費の歳出についてご説明いたします。決算書16ページから18ページにかけて、成果説明書22ページから28ページにかけてご参照ください。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費については、庁舎全体に係る維持管理費であります。8節旅費については、普通旅費、特別職旅費、研修旅費等であります。10節需用費については、コピー用紙等の消耗品、庁舎の光熱水費、条例追録費等で1,959万5,569円、不用額については、条例追録件数が想定していたよりも少なかったことと、新庁舎の電気代が想定していた金額よりも低かったことが要因であります。11節役務費については、切手、レターパック等の通信運搬費、電話料、各種手数料で336万4,760円。不用額については、新庁舎移転の際に電話回線が増加し、電話料が高くなる見込みでしたが、想定よりも低かったこと、切手の使用料が令和4年度より減少したことが要因であります。12節委託料については、宿日直、警備、高圧電気管理、健康診断、公会計制度導入指導・助言等の委託で2,085万2,351円。13節使用料及び賃借料については、自治体ホームサービス等の使用料で56万4,061円。18節負担金補助及び交付金については、県町村会、郡町村会、防犯連絡協議会等への負担金、がんばる集落支援事業補助金等で357万5,392円。令和4年度と比較して減となった要因としては、がんばる集落支援事業補助金において申請件数が1件だけであったためであります。24節積立金については、財政調整基金、減債基金の利息相当分を積み立てたものであります。

2目財産管理費10節需用費については、燃料費、公用車車検、庁舎の修繕等で94万261円。令和4年度より増加となった要因としては老朽化している公共施設の修繕が発生したためであります。11節役務費については、市町村建物共済分担金、市町村自動車損害共済分担金、全国町村会損害賠償保険料等で682万444円。12節委託料については浄化槽管理委託料で54万8,866円。新庁舎のエレベーター保守委託料16万8,300円。不用額については、浄化槽管理委託料において新庁舎移転に伴

う見直しがあったことが要因であります。13節使用料及び賃借料については、駐車場用地借り上げ、国有林野借り上げ、重機借り上げ料等で159万4,807円。17節備品購入費については、庁舎各フロア用掃除機、職員のデスク下に設置、使用する収納庫の購入に51万5,350円。再編関連訓練移転等交付金を活用して整備した防犯カメラ資材購入費593万円であります。24節積立金については、再編関連訓練移転等交付金を財源として整備した防犯カメラ等に対する次年度以降の維持管理経費に充てるために積立を行ったものであります。26節公課費については、公用車車検に伴う重量税であります。

3目交通安全対策費8節旅費については、交通安全指導員の研修旅費等で12万960円。不用額については年度末予定していた出張等不参加となったことによるものです。10節需用費については、新入生の黄色い帽子等消耗品費で4万4,663円。13節使用料及び賃借料については、ガードレール転落防止柵、カーブミラー設置に係る重機借り上げ料で76万6,900円。15節原材料費については、交通安全施設用のガードレール等の材料費で282万342円。不用額については設置に伴う重機借り上げ料の予算残額が年度末に不足してしまったことが要因であります。18節負担金補助及び交付金については、交通安全母の会負担金であります。

4目電算システム費8節旅費については、コンビニにてマイナンバーカードを活用した証明書発行システム整備に関するものであります。10節需用費についてはシステム関連の消耗品費、修繕料等で101万7,216円。11節役務費については総合行政ネットワークシステム使用料、クラウド回線使用料等で143万1,901円。12節委託料については、電算システム保守、電算システム改修、プリンター保守、パソコン設定、ホームページサーバーシステム、コンビニエンスストア収納代行等の委託料で1,362万1,041円、コンビニ交付システム導入委託料として33万円。13節使用料及び賃借料については、住基ネットシステム機器、総合行政ネットワーク機器、コンピュータウイルス対策ソフト、総合行政システム機器リース、仮想デスクトップ環境構築機器リース等で1,753万5,152円、コンビニ交付システム利用料として39万6,000円。17節備品購入費については、9台のパソコン購入で199万9,140円。18節負担金補助及び交付金については、町村会総合行政システム負担金、中間サーバープラットフォーム利用負担金、自治体クラウド負担金等で1,576万1,999円、コンビニ交付システム整備に関する負担金としての89万5,510円であります。

5目男女参画事業費8節旅費については、担当職員や委員の協議会参加に要する費用であります。決算書20ページ、成果説明書27から28ページをお開きください。

15目庁舎建設事業費11節役務費については、建築物省エネ適合判定に係る手数料であります。12節委託料については新庁舎建設に伴う情報ネットワーク関係の業務委託や新庁舎建設オフィス環境整備備品調達業務委託等で2億6,712万8,400円。翌年度へ繰り越している610万2,100円については、新庁舎建設管理業務委託料であります。14節工事請負費については、1期本体工事や旧庁舎解体工事、2期地盤改良工事の前払い等で8億8,229万4,000円。翌年度へ繰り越している4億181万100円については、2期地盤改良工事の残額と2期本体工事であります。

決算書49ページ、成果説明書30ページから31ページをご参照ください。

9款消防費 1項消防費 1日常備消防費18節負担金補助及び交付金については、徳之島地区消防組合の事務執行経費を負担割合に応じた負担金を支出してございます。2目非常勤消防費については、災害時等から町民の生命と財産を守るという消防の使命の下、消防・防災全般にわたる施策を実行するための経費として、1節報酬に消防団員への報酬355万7,748円。不用額については、出動回数数が減少したことに伴う費用減が要因であります。4節共済費については、消防団福祉共済費でございます。8節旅費については、消防担当職員や消防団員の総会等の出席に伴う費用でございます。不用額については、担当職員の出張回数の減が要因であります。10節需用費については、消防車両の車検整備費、修繕費、消防団員の被服費等の費用で59万3,966円でございます。17節備品購入費については、消防団の小型ポンプ購入費でございます。18節負担金補助及び交付金については、市町村消防補償等組合負担金、離島緊急医療対策組合負担金等で271万2,649円であります。

決算書50ページをお開きください。

3目防災まちづくり事業費10節需用費については、防災無線屋外スピーカーの電気代であります。不用額については地域防災計画見直しに伴う印刷製本の外注分を予算計上しておりましたが、防災会議での協議を基に見直しを行った結果、担当者レベルでの対応が可能であったためであります。12節委託料については、防災無線設備更新委託料繰越分4,224万円、防災無線管理委託202万4,000円、戸別受信機代替機整備委託料177万3,750円、糸木名生活館改修設計業務委託料127万7,000円、未改修避難所の耐震診断業務委託料1,312万1,000円の合計額6,143万5,750円であります。不用額については避難所整備に関する委託業務の入札執行残であります。15節原材料費については、防災無線の外部アンテナ等資材であります。18節負担金補助及び交付金については、県防災行政無線運営協議会等への負担金であります。

決算書55ページをお開きください。

10款教育費 4項高等学校費 1目高等学校総務費18節負担金補助及び交付金1,367万1,303円のうち、300万円の樟南第二高等学校校舎建築事業補助金が含まれております。当校の校舎改築に要した事業費の返済補助として、伊仙町においては令和元年度より予算化してございます。

決算書61ページをお開きください。

12款公債費については、元金7億7,776万5,813円、利子4,137万4,689円、総額8億1,914万502円の元利償還を行いました。

成果説明書16ページをお開き、下から3段目をご参照ください。

地方債現在高の状況について、令和4年度末現在高として79億1,482万円、令和5年度発行額18億1,467万1,000円、令和5年度元利償還額8億1,899万2,000円、令和5年度末現在高として13.1%、10億3,690万5,000円増の89億5,172万5,000円となっております。残高増となった要因としては、新庁舎1期工事の完了に伴う起債発行額が10億790万円あったためであります。

成果説明書17ページをお開きください。

年度末工事代金の支払い等で一時借入れを行いましたので、その状況を記載してございます。その下、予備費充当状況の表をご参照ください。

以上、決算について、総務課関係の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

**○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）**

次に、未来創生課、お願いします。

**○未来創生課長（野島 幸一郎君）**

未来創生課より、令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算の補足説明を行います。

歳入について説明いたします。決算書8ページから9ページをお開きください。

8ページ、13款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料について、収入済額1,241万6,899円のうち、未来創生課が所管する主な使用料としてIRU芯線使用料として1,100万7,649円、前里屋敷使用料10万8,950円、サテライトオフィス施設使用料90万5,300円の収入がございました。

同款使用料及び手数料1項使用料3目商工使用料2節商工使用料について、糸木名集落にあります企業誘致促進施設の使用料として360万円の収入でございます。

決算書9ページをご覧ください。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金について、収入済額2億5,265万6,544円のうち、未来創生課が所管する主なものとして、無線システム普及支援事業費等補助金314万6,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金9,312万8,791円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こちらは低所得者世帯への7万円支給分及び事務費として9,123万9,000円、特定地域づくり事業協同組合補助金306万1,000円の収入がそれぞれございました。

決算書10ページから11ページをお開きください。

10ページ、15款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金1節総務管理費補助金として、令和5年度地方公共交通特別対策事業補助金が237万6,000円、同款項目の2節統計調査費補助金として、令和5年度土地利用規制等対策費6,000円の収入がそれぞれございました。

決算書11ページをご覧ください。

15款県支出金2項県補助金5目商工費県補助金について、収入済額179万3,000円のうち、未来創生課が所管する主なものとして、令和5年度鹿児島県消費者行政活性化事業補助金が6万6,000円、新型コロナウイルス感染症対策利子補給事業については14万5,000円収入がございました。

同款県支出金3項県委託金1目総務費県委託金4節統計調査委託金として令和5年度教育統計調査費が1万円、令和5年度鹿児島県人口移動調査費が1万円、令和5年度経済センサス調査区管理費が3,160円、令和7年農林業センサス調査準備市町村交付金2万9,500円、令和7年国勢統計実務検討会市町村交付金4万8,480円、令和5年漁業センサス市町村交付金31万1,655円、令和5年住宅土地統計調査市町村交付金28万9,000円、それぞれ収入がございました。

同款項目6節総務費委託金として、令和5年度鹿児島県議会だより配布業務委託金として1万5,546円、令和5年度県政かわら版配布業務委託金として7万9,914円、それぞれ収入がございま

た。

決算書13ページ、成果説明書32ページをお開きください。

17款寄附金 1 項寄附金 1 目寄附金 2 節指定寄附金について、ふるさと納税に該当するきばらでえ伊仙応援寄附金が7,144万3,017円、企業版ふるさと納税が3,350万円、それぞれ収入がございました。

18款繰入金 2 項基金繰入金 1 目基金繰入金 2 節きばらでえ伊仙応援基金繰入金について、6,076万2,681円のうち、未来創生課所管のふるさと納税に関する事務費及び返礼品に対する費用として4,376万3,808円を繰入れしております。

20款諸収入 3 項雑入 1 目総務費雑入 1 節総務管理費雑入、収入済額963万5,938円のうち、主なものとして令和5年度コミュニティ助成事業が450万円、行政視察負担金として2万3,000円の収入がそれぞれございました。

続きまして、歳出の補足説明をいたします。

具体的な説明につきましては、毎年計上しているものを除き、当該年度において新規事業及び重要事項のみを優先的に説明し、併せて高額の不用額が生じたものを重点的に説明いたします。

決算書18ページから19ページ、成果説明書は33ページから34ページをご覧ください。

2款総務費 1 項総務管理費 7 目文書広報費10節需用費において、毎月3,900部発行している広報いせん印刷製本費が主なものとして上げられます。17節の部品購入費につきましては、カメラの望遠レンズ、画像編集及び動画編集用PC購入等が上げられます。

2款総務費 1 項総務管理費 8 目企画費について説明いたします。

10節需用費の主なものとして、光ケーブルの修繕費及び支障移転工事、サーバー室の光熱費等が該当しますが、88万5,733円の不用額の主な要因としては、九州電力やNTTの電柱に共架している光ケーブルの支障移転工事の増加に伴い予算計上いたしましたが、一部の工事費の圧縮や工事が次年度に変更となった等の理由により、不用額となっています。

12節委託料の主なものとして、光伝送路施設保守委託料1,260万1,044円、3町で制作した闘牛の島とくのしまの制作委託料200万円がございました。

同款13節使用料及び賃借料の主なものとして、光ファイバーを共架している九州電力やNTTの電柱使用料649万5,063円が上げられます。

同款18節負担金補助及び交付金の主なものは、各種協議会への負担金及び令和5年度コミュニティ事業補助金として西伊仙東集落に250万、阿権集落へ200万円の補助、特定地域づくり事業協同組合補助金720万2,000円、徳之島自動車学校法定講習補助金80万5,000円、不用額の752万2,138円の主な要因としては、令和5年度奄美群島航空・航路運賃軽減協議会負担金の実績に伴う負担金の減額分122万3,507円及び特定地域づくり事業協同組合の実績に伴う補助金の執行残590万3,000円が原因として上げられます。

成果説明書35ページをご覧ください。

2 款総務費 1 項総務管理費 9 目企業誘致対策事業費について説明いたします。

10 節需要費の主なものとして、糸木名集落にある企業誘致における貸し施設の修繕費等が上げられます。

12 節委託料の主なものとして、高圧電気管理委託料30万2,016円、浄化槽管理委託料24万3,120円等が上げられます。

2 款総務費 1 項総務管理費10目きばらでえ伊仙応援基金事業費について説明いたします。

7 節報償費の主なものとして、返礼品代の2,624万9,585円が上げられます。

11 節役務費の主なものとして、返礼品の発送料などの通信運搬費、口座振替手数料、ふるさと納税収納代行手数料、合わせて914万5,753円が上げられます。

12 節委託料の主なものとして、ふるさと納税システム保守委託料及び各種システム保守業務委託料等、合わせて533万180円が上げられます。不用額につきましては、寄附額に応じた返礼品等の不用額になります。

15 節原材料費の主なものとして、返礼品撮影用材料費等 1 万2,060円が上げられます。

24 節積立金、令和 5 年度ふるさと納税の総額7,144万3,017円を積み立てております。

続いて、決算書19ページから20ページをお開きください。

2 款総務費 1 項総務管理費11目地方創生推進事業費について説明いたします。

8 節旅費につきましては、寄附を頂いた企業訪問等による旅費であります。

12 節委託料につきましては、企業版ふるさと納税に係る業務委託料になります。

18 節負担金補助及び交付金につきましては、伊仙町高等教育フィールド推進事業補助金として、町内でフィールドワークを行った 1 校の大学に対しての補助を行いました。

24 節積立金については、伊仙町まち・ひと・しごと創生基金条例に基づき1,708万2,000円を積み立てております。

2 款総務費 1 項総務管理費12目地域おこし協力隊推進事業費について説明いたします。

同項目につきましては、人件費、活動に関する事務経費、先進事例の視察研修の費用であります。令和 5 年度における当課所属の地域おこし協力隊は 1 名所属しており、2022年 8 月から現在まで活動されております。主に未来創生課内でふるさとレストランに関する業務と各月の寄附実績に伴う集計業務等を行っております。

成果説明書36ページをお開きください。

2 款総務費 1 項総務管理費14目長寿と子宝のまちでサテライトオフィスについて説明いたします。

12 節委託料の主なものとして、サテライトオフィスに入居企業誘致に資する各種支援業務委託料299万2,000円、サテライトオフィス施設管理委託料143万円、サテライトオフィスの予約管理システム運用における委託料29万5,988円が上げられます。

18 節負担金補助及び交付金の主なものとして、サテライトオフィス進出企業への補助金216万6,666円が上げられます。これにつきましては、3 年間を上限として 1 年当たり100万円の補助をす

ることとしておりますが、当該年度におきまして、進出時期が年度途中で進出されたため、日割り計算で支給をいたしております。

決算書、20ページ下段から21ページをご覧ください。

2款総務費1項総務管理費16目集落活性化事業費について説明いたします。

同項目につきましては、平成25年に寄附されました阿権集落にある前里屋敷の整備に関する決算であります。10節需用費の主なものとして、消耗品、光熱水費、修繕料が上げられます。不用額の12万4,230円は、各細節の執行残でございます。

12節委託料の主なものとして、浄化槽管理委託料及び前里屋敷清掃管理業務委託料が上げられます。

2款総務費1項総務管理費17目人口増加推進事業費について説明をいたします。

8節旅費につきましては、大阪での移住相談会への参加や尼崎で行われました第11回徳之島祭りへの参加に係るものでございます。

成果説明書38ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費19目町制施行60周年記念式典事業について説明いたします。

同項目につきましては、令和5年4月14日及び15日に開催された町制施行60周年記念式典及び前夜祭の実績であります。

7節報償費の主なものとして、14日に行われました伝統文化と芸能の祭典における余興の謝礼金24万円、15日式典の記念講演における謝礼金が上げられます。

8節旅費につきましては、前夜祭の出演者及び式典での記念論文発表者、記念講演講師の費用弁償になります。

11節役務費の主なものとして、60周年記念前夜祭や式典の案内に係る広告料が上げられます。

12節委託料の主なものとして、前夜祭及び式典の音響やYouTube配信に係る委託料、60周年記念メッセージ動画、冊子制作に係る委託料が上げられます。

2款総務費1項総務管理費20目奄美群島日本復帰70周年記念事業について説明をいたします。

7節報償費につきましては、出演者や講師の方、余興に出演された方々への謝礼金になります。

8節旅費につきましては、講師等の旅費の費用弁償になります。

12節委託料につきましては、町内の小中学生による演劇の技術指導及び実習指導として7万円、当日上映し、その後、町内小中学校に配布した記念動画の制作委託料189万5,300円が上げられます。

続きまして、2款1項21目伊仙町クラウドファンディング事業について説明をいたします。

7節報償費につきましては、クラウドファンディングの返礼品代になります。

11節役務費につきましては、返礼品の送料及び収納代行手数料が主なものとして上げられます。

決算書24ページから25ページ、成果説明書37ページをお開きください。

2款総務費5項統計調査費1目統計調査総務費から18目就業構造基本調査費までは、主要統計調査にかかる事務経費でございます。

次に、決算書40ページ、成果説明書38ページをお開きください。

6款農林水産業費1項農業費19目ふるさとレストランプロジェクト事業費について説明いたします。同項目につきましては特産品のブランド価値の向上、販路の拡大、税込確保の3つを目的としております。12節委託料188万8,700円は、同プロジェクトの目的を達成するための業務委託料でございます。

決算書44ページをお開きください。

7款商工費1項商工費3目消費者行政強化費について説明いたします。7節報償費6万6,000円は、弁護士無料相談会開催に伴う弁護士への報酬であります。

以上、未来創生課の所管する歳入歳出決算について説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

**○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）**

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時01分

---

再開 午前11時15分

**○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）**

休憩前に続き会議を開きます。

**○くらし支援課長（上木 博之君）**

令和5年度一般会計歳入歳出決算、くらし支援課分について補足説明いたします。

歳入から説明いたします。決算書5ページをお開きください。

1款町税1項町民税から4項市町村たばこ税までの調定額は4億45万6,286円となり、前年度より約140万円の減となっております。収入額については3億6,056万2,020円となり、前年度より約98万円の増となっております。収入未済額は3,489万4,935円で、徴収率は90.04%となっております。前年度89.5%より0.54%伸びてはいますが、徴収率は低い状況です。現年度分については、督促や電話催告、文書催告など初動対応の強化を、過年度分については分納管理の徹底や財産調査を基に納税交渉などを行い、徴収率向上を図っていきたいと考えております。

次に、歳出について説明いたします。決算書22ページをお開きください。成果説明書は39ページからになります。

2款2項1目税務総務費については事務経費になります。13節の222万900円は電子申告サービス利用料、登記地図管理システム使用料などとなっております。18節の35万4,987円は大島地区租税教育推進協議会負担金、地方税電子化協議会負担金などとなっております。

2目賦課徴収費は、主に徴収に係る事務になります。13節の使用料及び賃借料の36万4,012円については、令和5年度より導入した預貯金照会サービスシステム利用料となります。滞納者の情報収集を行い、納税交渉等に活用しております。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費については、各種証明書発行に係る事務経費となっております。13節のうち952万2,830円は戸籍総合システムリース料となっております。

次に、決算書27ページをお開きください。成果説明書は44ページからになります。

3款1項5目国民年金事務費については、事務経費となりまして、310万3,309円の国民年金事務費交付金が充当されております。

次に、成果説明書の68ページをお開きください。

国民健康保険税の徴収率については88.90%となっており、前年度と比較しまして2.7%上昇しております。引き続き、督促、催促、財産調査、納税交渉、差押えといった滞納整理業務の強化を図り、徴収率向上に努めてまいります。

以上、くらし支援課の補足説明書を終わります。

#### ○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

次に、子育て支援課。

#### ○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

それでは、子育て支援課関連の主なものについて補足説明をいたします。決算書7ページ、成果説明書は60ページから65ページになりますのでご参照ください。

12款分担金及び負担金2項負担金1目民生費負担金2節児童福祉費負担金、収入済額の803万6,850円は保育所に入所している児童の保護者負担金になります。収入未済額の27万5,000円につきましては、現在14万5,000円が納入されており、残り13万円となっております。こちらについては通知書、納付書を随時発送し、督促に努めております。

8ページから9ページになります。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金2節児童福祉費負担金2億6,700万4,327円は、子どものための教育・保育給付負担金及び児童手当の国庫負担金になります。

9ページの同款2項国庫補助金2目民生費国庫補助金3節児童福祉費補助金2,601万4,632円は、子育て世帯生活支援特別給付金、出産・子育て応援交付金、保育対策総合支援事業補助金、子ども・子育て支援交付金等の国庫補助金になります。

3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金、収入済額の1,871万2,476円のうち、48万4,476円は母子衛生費国庫補助金になります。

10ページをお開きください。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金3節児童福祉費負担金9,570万2,864円は、子どものための教育・保育給付費及び児童手当の県負担金になります。

同款2項県補助金2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金、収入済額の243万8,000円のうち119万円はひとり親家庭医療費の補助金になります。

3節児童福祉費補助金1,069万8,000円は、子ども・子育て支援交付金、子ども医療費助成事業補助金、保育所等給食支援事業補助金、出産・子育て応援交付金の県補助金になります。

3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金、収入済額の1,536万3,300円のうち99万3,300円は、離島地域不妊治療支援の補助金になります。

14ページをお開きください。

20款諸収入3項雑入6目民生費雑入1節児童福祉費雑入352万4,161円は、子どものための教育・保育給付負担金の国・県追加交付金及び子育て支援委員研修の個人負担金になります。

続きまして、歳出について、29ページをお開きください。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉費総務費12節委託料875万円は、西伊仙児童クラブ運営委託料、子育て支援幼児保育委託料、子育て短期支援業務委託料になります。

19節扶助費1億2,418万5,000円は、児童手当及び子育て世帯生活支援特別給付金になります。

30ページ、2目の私立保育所費18節負担金補助及び交付金3億2,922万8,790円は、保育所運営経費、保育対策総合支援事業・保育所等給食支援事業補助金、徳之島地区保育協議会負担金となっております。

3目子育て支援事業費12節委託料2,444万2,965円は、子ども・子育て支援事業費、放課後わくわくクラブ事業費となっております。19節扶助費の330万円は、出産祝金になります。24節積立金1,381万9,000円は伊仙町子ども・子育て支援基金の積立金になります。

30ページから31ページ、子ども医療費19節補助費1,662万494円は、子ども医療費、ひとり親家庭医療費、義務教育就学時医療費助成費になります。

6目の18節負担金補助及び交付金の320万円については、出産・子育て応援交付金になります。

33ページ、4款衛生費1項保健衛生費6目母子衛生費12節委託料372万4,552円は、妊婦・産婦・乳幼児健康診査委託料及び妊婦歯科検診委託料になります。

17節備品購入費49万9,730円は、親子教室や健診のときに利用するトランポリンや体操マット、滑り台等を購入いたしました。

19節扶助費396万6,042円は、養育医療費助成事業扶助費、ハイリスク妊婦旅費扶助費、島外旅費助成扶助費となっております。

以上、子育て支援課の補足説明を終わります。

#### ○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

次に、選挙管理委員会をお願いします。

#### ○選挙管理委員会書記長（稲田 良和君）

令和5年度一般会計歳入歳出決算選挙管理委員会について補足説明いたします。

まず、歳入について、決算書11ページをお開きください。

15款県支出金3項県委託金1目総務費県委託金3節選挙費委託金402万9,235円は、県議会議員選挙の選挙費用でございます。

次に、歳出について説明いたします。決算書23ページから24ページ、成果説明書126ページでございます。

4 項選挙費 1 目選挙管理委員会費1,829万179円は、委員報酬、職員手当等になります。

2 目選挙啓発費10万8,838円です。主に総会及び研修のための旅費、費用弁償等で支出しております。

8 目県議会議員選挙費388万3,085円の支出です。選挙の主な支出につきましては、選挙事務に係る職員手当となっております。

以上、選挙管理委員会の補足説明を終わります。

#### ○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

次に、地域福祉課。

#### ○地域福祉課長（稲田 大輝君）

令和5年度一般会計決算、地域福祉課に係るものについて補足説明をいたします。成果説明書は46ページから50ページになりますのでご参照ください。主に決算書での説明をしたいと思います。

歳入につきまして、決算書7ページをお開きください。

12款分担金及び負担金2項1目1節老人福祉費負担金は、徳之島老人ホームの入所措置費として1,147万6,351円の歳入となっております。

決算書9ページをお開きください。

14款国庫支出金1項1目1節社会福祉費負担金1億8,079万3,188円のうち、障害者自立支援給付費等負担金1億3,792万82円、障害者自立支援医療給付費負担金639万6,000円、障害児給付事業負担金2,656万7,469円の合計1億7,088万3,551円が含まれております。

同款2項国庫補助金2目1節社会福祉費補助金249万6,000円は、地域生活支援事業補助金です。2節老人福祉費補助金は、介護保険低所得者保険料軽減負担金として1,120万3,200円の歳入となっております。

決算書10ページになります。

15款県支出金1項1目1節社会福祉費負担金1億3,941万9,404円のうち、障害者自立支援給付費等負担金、障害者自立支援医療給付負担金、重度心身障害者医療助成金、障害児給付事業負担金、それぞれの事業合計9,513万4,774円の歳入となっております。

同款2項県補助金2目1節社会福祉費補助金243万8,000円の中に地域生活支援事業補助金として124万8,000円が歳入として含まれております。2節老人福祉費補助金は、老人クラブ育成補助金、介護保険低所得者軽減措置事業補助金、介護保険低所得者保険料軽減負担金交付金、元気度アップ地域包括ケア推進事業補助金、介護人材確保ポイント事業補助金の合計716万1,891円の歳入となっております。

決算書11ページ上段、3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金1,536万3,300円の中に地域自殺対策に係る事業費として112万3,000円が含まれております。

3項2目民生費委託金1節権限移譲委託金22万6,000円のうち障害者を支援するための法律に関する事務の権限移譲委託金として4万4,000円が歳入として含まれております。

決算書14ページになります。

20款諸収入3項6目2節社会福祉費雑入及び3節老人福祉費雑入は、各種事業の実績に伴う精算返還金等として2節社会福祉費雑入が1,314万9,616円、3節老人福祉費雑入が181万9,904円の歳入となっております。

以上が、歳入についての説明となります。

続きまして、歳出の主なものについて説明をいたします。決算書26ページをお開きください。成果説明書は、引き続き46ページから50ページになります。

3款民生費2目社会福祉施設費、主なものとして10節の需用費において管理施設の水道光熱費や修繕費としての支出90万4,773円であります。不用額はその実績に応じて支出したための執行残となっております。

決算書27ページ、3目老人福祉費27節繰出資金は、介護保険給付、地域支援事業、介護保険事務費、低所得者介護保険料軽減措置、それぞれの事業実績に応じて合計1億4,535万8,507円の歳出、446万7,493円の不用額となっております。

6目障害福祉費19節の扶助費は、障害者自立支援給付事業等など各種事業の計3億5,062万1,799円の歳出となっており、それぞれの実績に伴い不用額のほうが大きくなっております。

決算書28ページ、8目重心医療費19節扶助費は、重度心身障害者医療助成金として1,982万7,609円の歳出となっております。不用額については事業実績に伴う執行残となっております。

9目地域包括支援センター運営費10節需用費の内訳として、公用車の修繕費と車検整備費の費用として21万3,100円の歳出で、不用額は修繕費の執行残となっております。また、1台のほうは車検を受けずに廃車しているので不用額のほうが大きくなっております。

10目元気度アップ地域包括ケア推進事業は、高齢者の社会活動などに付与するポイントを商品券化する事業として125万7,800円の支出です。

32ページから33ページです。

4款衛生費1項7目地域自殺対策強化事業は、11節の役務費において個別相談に係る広告料や電話相談費の費用として17万7,081円の支出をしております。

以上、地域福祉課における一般会計決算についての説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

#### ○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

次に、健康増進課。

#### ○健康増進課長（大山 拳君）

令和5年度一般会計決算において、健康増進課に係る主なものについて補足説明いたします。成果説明書は66ページから67ページをご参照ください。説明は決算書にて行います。

決算書7ページをお開きください。

12款分担金及び負担金2項2目1節保健衛生費負担金は、各種検診受診者からの個人負担金収入

として272万8,120円が歳入として含まれております。

決算書8ページから9ページにかけて、14款国庫支出金1項2目1節保健衛生費負担金は、新型コロナウイルスワクチンの接種費用としての補助金で505万6,722円が含まれております。

2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金は女性がんや感染症予防等に関する事業収入で424万5,000円の歳入が含まれております。

決算書10ページになります。

15款県支出金1項1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金国民健康保険基盤安定負担金4,418万7,691円が含まれ、2節老人福祉負担金は後期高齢者医療特別会計基盤安定負担金として3,059万4,750円の歳入としております。

決算書10ページから11ページ、2項3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金、健康増進事業に係る県からの補助金で12万9,000円が歳入として含まれております。

3項県委託金2目民生費県委託金1節権限移譲委託金は県からの委託金収入で16万2,000円の歳入が含まれております。

続いて、歳出について、不用額が多いものを中心に説明いたします。決算書26ページになります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費27節繰出金は、出産一時金の実績に伴う139万6,000円の不用額が主なものとなっております。

27ページ、4目後期高齢者医療27節繰出金についても後期高齢者医療事業の実績に伴うもので、不用額183万779円のうち後期高齢者医療広域連合療養給付費が169万2,744円となっております。

決算書32ページ、4款衛生費1項3目保健センター運営費は、18節負担金補助及び交付金の30万800円と19節扶助費の28万8,000円の不用額は、いずれも実績に伴うものとなっております。

4目予防費、不用額の主なものとして、12節委託料において各種ワクチン接種の実績に伴い不用額を42万8,056円としております。

5目健康増進事業費は、7節報償費において26万200円の不用額としております。健康推進活動の実績に伴うものとなっております。

決算書34ページ、10目新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、ワクチン接種に係る事務費で事業全体の不用額を4万6,838円としております。

以上、一般会計決算における健康増進課所管部についての説明を終わります。

#### ○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

次に、きゅらまち観光課。

#### ○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

それでは、きゅらまち観光課所管の補足説明をいたします。

まず、歳入より説明いたします。決算書8ページをお開きください。

13款使用料及び手数料1項使用料3目商工使用料1節観光使用料の261万1,763円は、徳之島なくさみ館の施設使用料になります。

同じく 2 項手数料 2 目衛生手数料 1 節衛生手数料の32万8,700円は、犬、猫の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料になります。

9 ページをお願いいたします。

14款国庫支出金 2 項国庫補助金 3 目衛生費国庫補助金 1 節保健衛生費補助金の1,871万2,476円のうち1,398万3,000円は、合併処理浄化槽設置に係る国からの補助になります。

10ページをお願いいたします。

15款県支出金 2 項県補助金 3 目衛生費県補助金 1 節保健衛生費補助金の1,536万3,300円のうち677万8,000円は、合併処理浄化槽設置に係る県からの補助金628万5,000円は猫対策に係る県からの補助金となっております。

11ページをお願いいたします。

同じく 5 目商工費県補助金 1 節商工費補助金179万3,000円のうち158万2,000円は、希少動植物保護に係る県の補助金となります。

同じく 3 項県委託金 3 目衛生費県委託金 1 節保健衛生費委託金の1,769万5,000円は、海岸漂着物対策事業の歳入となります。

13ページをお願いいたします。

17款寄附金 1 項寄附金 2 目寄附金 2 節指定寄附金の 1 億6,341万4,522円のうち犬田布岬慰霊塔修復に関するクラウドファンディング型寄附金1,230万7,785円、指定寄附金4,616万3,737円となっております。

20款諸収入 3 項雑入 2 目衛生費雑入 1 節保健衛生費雑入の584万1,332円のうち266万4,045円は、ハブ買上げの県負担金及びヤスデ駆除の薬剤販売分になります。残り317万7,287円は、令和4年度3町猫対策協議会の精算返納分になります。

14ページをお願いいたします。

同じく 7 目商工費雑入 1 節商工費雑入205万9,000円は、令和3年度マイナポイント事業補助金となります。

以上が歳入となります。

続きまして、歳出のほうの説明をいたします。決算書31ページ、成果説明書は101ページから105ページをご参照ください。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目衛生総務費 18節負担金補助及び交付金の支出済みのうち1,053万8,717円は、徳之島食肉センター負担金となります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 2 項環境衛生費 7 節報償費508万8,000円は、ハブ買上げ代になります。

32ページをお願いいたします。

同じく 18節負担金補助及び交付金の使用済額のうち3,639万6,000円は合併処理浄化槽設置補助金、1,047万6,319円は徳之島3町猫対策協議会への負担金となります。同じく 22節償還金利子及び割引料の190万5,000円は3町猫対策協議会への国、県への返納金となります。

決算書34ページをお願いいたします。

同じく 8 目海岸漂着物地域対策推進事業については、2,562万3,000円の支出となります。

決算書35ページをお願いいたします。

4 款衛生費 2 項清掃費 1 目清掃総務費12節委託料は、一般廃棄物収集委託になります。18節負担金補助及び交付金に関しましては、徳之島アイランド広域連合負担金となります。

決算書43ページをお願いいたします。

7 款商工費 1 項商工費 1 目商工振興費18節負担金補助及び交付金のうち、プレミアム付商品券発行事業として300万円、商工会事業補助金として120万円などを支出しております。

決算書44ページをお願いいたします。

2 目観光費12節委託料のうち、戦艦大和慰霊塔修繕調査委託料として609万8,000円、修復委託料として8,715万8,500円を支出しております。同じく18節負担金補助及び交付金につきましては、ほーらい祭補助金、全国闘牛サミット負担金、徳之島観光連盟負担金と各種協会、実行委員会への補助及び負担金となっております。

6 目世界自然遺産保全事業につきましては、外来種対策、希少種の調査及びロードキル対策、また、町内の小中学生を対象に環境教育、自然体験活動などを行いました。

以上、きゅらまち観光課関連の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

#### ○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

ここでしばらく休憩します。午後 1 時より再開します。

休憩 午前 1 1 時 5 4 分

---

再開 午後 1 時 0 3 分

#### ○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、農業委員会。

#### ○農委事務局長（豊島 克仁君）

それでは、農業委員会の令和 5 年度歳入歳出決算の補足説明をいたします。

決算書、歳入につきまして11ページをお開きください。

15款県支出金 2 項県補助金 4 目農林水産業費県補助金 1 節農業委員会補助金、収入済額は702万6,157円となっております。内訳といたしまして、農業委員会補助金222万9,307円、機構集積支援事業補助金143万4,000円、農地利用最適化交付金336万2,850円となっております。

続きまして、12ページをお開きください。

15款県支出金 3 項県委託金 4 目農林水産業費県委託金 2 節県権限移譲委託金、収入済額19万9,000円のうち農業委員会の分といたしましては7万2,000円が農地法に関する事務の権限移譲交付金になります。

続きまして、14ページをお開きください。

20款諸収入4項受託事業収入1節農業費受託事業収入、収入済額は37万200円となっております。内容といたしましては、農業者年金業務受託収入になります。

続きまして、歳出について説明いたします。決算書35ページから36ページをお開きください。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費1節報酬、支出済額897万8,195円、これは農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬になります。12節委託料、支出済額25万3,000円は農地基本台帳のシステムデータ照合作業になります。18節負担金補助及び交付金、支出済額42万8,700円は、主なものとして農業会議所及び天城地区農業委員連絡協議会の負担金になります。

続きまして、成果説明書125ページをお開きください。

農業委員会開催状況につきましては、毎月15日前後が開催日となっております。主な議題としましては、農地法第3条許可申請の議案、農地法第4条、5条許可申請を議案として主に取り扱っております。令和5年度の農地法第3条許可申請は80件、30万8,949m<sup>2</sup>が売買及び贈与での申請となっております。農地法第4条許可申請は3件、2,152m<sup>2</sup>、農地法第5条許可申請は8件、8,894m<sup>2</sup>が転用されております。農地利用集積結果につきましては40件、11万5,453m<sup>2</sup>となっております。

農地の利用関係にめぐる紛争につきましては、令和5年度は境界線等の和解の仲介申立てがなかったため0件となっております。

農業者年金加入条件につきましては、令和5年度加入が2件、受給者数が102名となっております。

以上で、農業委員会の補足説明を終わります。

#### ○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

次に経済課。

#### ○経済課長（橋口 智旭君）

経済課所管の令和5年度一般会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。

歳入のほうから説明いたします。歳入については、決算書により説明いたします。6ページをお開きください。

2款地方譲与税4項1目1節森林環境譲与税、収入済額92万円は全額を一度基金へ積み立てし、新庁舎建設に合わせて木材利用の促進や普及啓発を目的に島内産材を活用した備品の導入を実施いたしました。

8ページをお開きください。

12款分担金及び負担金2項5目農林水産業費負担金1節農業費負担金、収入済額9万7,500円はカミキリムシ防除資材購入助成の際の農家負担金、2節畜産業費負担金、収入済額278万8,500円は畜産関係の資機材の導入助成の際の農家負担金となっております。

13款使用料及び手数料1項2目1節農業使用料、収入済額379万3,256円は、直売所百菜、生活改

善センター及び農業支援センターの使用料でございます。

9 ページ、14款国庫支出金 2 項 4 目 2 節農業費補助金、収入済額1,334万5,000円は、農村漁村振興交付金事業の実施による歳入であり、一部が令和 6 年度への繰越しとなっております。

11ページを開きください。

15款県支出金 2 項 4 目農林水産業費県補助金 2 節農業費補助金、収入済額6,716万3,460円、主なものとして輸送コスト支援事業、農業次世代人材投資事業、農業創出緊急支援事業等、各事業の実施による収入となっております。4 節林業費補助金、収入済額76万7,280円は、森林環境保全直接支援事業及び里山林総合対策事業の実施による収入、5 節水産業費補助金、収入済額176万8,800円は、離島漁業再生支援事業及びサンゴ礁保全対策事業の実施による収入でございます。

12ページをお開きください。

同款 3 項県委託金 4 目 1 節農業費委託金、収入済額722万6,000円は、奄美群島移動規制害虫特別防除事業及び畜産基盤再編総合整備事業の調査受託による収入でございます。

16款財産収入 2 項 3 目 1 節生産物売払い収入、収入済額82万7,522円のうち77万9,404円が農業支援センターの農作物売払いによる収入でございます。

14ページをお開きください。

20款諸収入 3 項 3 目農林水産業費雑入 1 節農業費雑入、収入済額620万92円、主なものとして鹿児島県地域振興公社からの農地中間管理事業事務受託、味の素 A G F 株式会社様より徳之島コーヒー生産支援プロジェクト負担金の収入がございました。2 節畜産業費雑入、収入済額149万9,000円は畜産基盤再編総合整備事業の実施に係る農家負担金、3 節水産業費雑入、収入済額13万円は漁業集落支援事業に関する違約金でございます。

続きまして、歳出の説明をいたします。決算書36ページ、成果説明書は77ページからとなっております。

説明の前に 1 点、成果説明書で修正をお願いします。77ページ、6 目糖業振興費、上から 3 行目の収穫面積、こちら「5,056ha」となっておりますが、「1,056ha」へ修正をお願いします。申し訳ございませんでした。

それでは、歳出の説明をいたします。

6 款農林水産業費 1 項農業費 4 目農業総務費、継続費及び繰越し事業費繰越し額4,231万6,000円は、白菜への浄化槽の設置及び肥料価格高騰対策事業の実施に係る令和 4 年度からの繰越しでございます。支出の主なものとして、10節需用費は各施設及び設備の修繕、その他消耗品、燃料費、光熱水費等での支出、12節委託料はコーヒーの現地栽培技術確立のための業務委託、また、農業振興地域全体見直しに係る業務委託を行い、農振地域の見直しにつきましては昭和51年以来の全体見直しを完了いたしました。14節工事請負費は先ほどの白菜への浄化槽の設置工事、17節備品購入費は白菜の各種備品購入の他、庁舎 1 階に設置したコーヒーマシンの導入に係る費用、18節負担金補助及び交付金は肥料価格高騰対策事業の実施、堆肥散布助成の実施、その他徳之島地域営農推進本部や廃

プラスチック処理連絡協議会等、各団体への負担金及び補助金として支出しております。

決算書37ページ、5目特殊病害中防除対策費、こちらはカンキツグリーンング病の根絶確認調査及び防除を国主導の下、実施した他、ミカンコミバエ等の侵入警戒トラップ調査を行っており、カンキツグリーンング病については徳之島において根絶の確認がなされ、令和6年4月22日に省令が改正されております。

6目糖業振興費11節役務費12節委託料は、種苗対策としての原苗ほの設置に伴う種苗の運搬費と原苗ほ設置の委託料、18節負担金補助及び交付金の主なものとして、増産推進事業として各種機械作業の助成や採苗班への支援、その他生産対策本部等の各団体への負担金及び補助として支出いたしております。

7目有機物供給センター管理運営費、継続費及び繰越事業費繰越額397万8,000円は、液肥輸送ポンプの更新に係る令和4年度からの繰越しでございます。10節需用費は主に菌体等の薬品代、12節委託料は施設の管理運営委託料として支出いたしております。

38ページをお開きください。

8目園芸振興費、主なものとして18節負担金補助及び交付金において、カボチャ、実エンドウ、エダマメの生産資材助成、また、町園芸振興会への活動費助成等を行っております。

9目畜産振興費12節委託料はスタンションの導入業務委託、18節負担金補助及び交付金について、主なものとして畜産農家経営維持支援事業、優良素牛保留事業の実施、その他畜産資材導入補助、死亡獣畜処理費用等の助成、また、昨年度は沖永良部において大島地区肉用牛共進会が開催されましたので、その出場費の助成を行っております。

10目生活改善センター運営費10節需用費において、消耗品や光熱水費としての支出、また、自動製麴機——麴を作る機械です、こちらの修繕を実施し、みそ作りなども行われております。現在、本施設を活用して様々な加工品が作られており、今後、この加工品をいかに商品化していくかが課題だと考えております。あわせて、施設及び設備の老朽化も著しいため、今後、施設の改修もしくは建て替え等の計画についても関係者や利用者と話し合いを進めているところです。

11目農林水産物輸送コスト支援事業、事業対象の2JA、3団体に対し、農産物及び資材の流通経費の助成を行っております。不用額についてはバレイシヨの出荷量の変動に伴う不用額となっております。

12目農業担い手育成確保事業、こちら認定農業者連絡協議会や4Hクラブ等の農家、団体の活動に対する支援、また、営農相談や新規就農者との個別面談による経営の確立支援、農業次世代人材育成投資事業及び経営開始資金事業を活用し、成年就農者に対し給付金を給付いたしております。

13目地域計画策定推進事業、こちらは令和4年度までに実質化した人・農地プランを土台に地域計画を策定することとしており、令和6年度中の策定を目指して取り組んでいるところです。

14目農地中間管理事業、県地域振興公社から業務委託を受け、農地の集積、集約化に取り組んでおります。実績としまして、農地集積については第2面縄地区において515aの集積を実施いたし

ました。また、県地域振興公社を通して45筆、14.7haの利用権の設定を行ったところです。

15目鳥獣被害対策事業、有害鳥獣駆除実績としまして、イノシシ成獣219頭、幼獣6頭の捕獲がございました。また、侵入防止策の管理委託を行い、適切な管理に努めているところです。

16目農業創出緊急支援事業、継続費及び繰越事業費繰越額2,823万1,903円は、散水車の導入及びポテトハーベスター2台の導入に係る令和4年度からの繰越しとなっており、それぞれ17節備品購入費及び18節負担金補助及び交付金において支出しております。繰越明許費2,464万円については、堆肥散布車導入に係る令和6年度への明抛繰越しとなっております。

40ページをお開きください。

17目農業支援センター運営費、実績としまして、令和5年度においてはIターンの方1名の研修生を受け入れ、実証圃等を活用した研修を実施し、本年7月末をもって研修を終了いたしました。現在、町内において就農したところです。その他、農福連携事業への取組や保育園や小学校への出前講座の実施、また、年間を通した土壌分析等を行っております。

22目農産漁村発イノベーション等整備事業、こちら令和5年度において農福連携拠点施設の整備及び農産物収縮化施設の建設、また、加工設備の導入を計画しておりましたが、一部が令和6年へ繰越しとなっております。繰越しとなった事業については、令和6年5月22日をもって事業の全てが完了しております。

42ページを開きください。

3項林業費1目林業振興費、継続費及び繰越事業費繰越額242万7,000円は、森林環境譲与税を活用し、新庁舎において島内産材を活用した備品の設置を実施いたしました。また、各事業を活用し、町有林の保育間伐や町内小中学校において松への薬剤樹幹注入を実施いたしております。

4項水産業費1目水産振興費12節委託料においてサンゴ礁のモニタリング調査を通じた保全対策事業の実施、18節負担金補助及び交付金において離島漁業再生支援事業を活用した漁業集落の活動に対する支援を行っております。漁業集落の活動として、シラヒゲウニの中間育成やスジアラの放流、サメ駆除による水産資源の確保、また、魚食文化の継承活動として町産業祭への出展や町内の児童生徒に対してお魚教室を開催しており、今年度につきましても開催の希望がございますので継続して取り組んでまいりたいと考えております。

以上、経済課所管の令和5年度歳入歳出決算の補足説明を終わります。

#### ○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

次に、耕地課。

#### ○耕地課長（田中 勝也君）

それでは、耕地課所管の令和5年度一般会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。

まず、歳入について説明いたします。決算書7ページを開きください。成果説明書は99ページから100ページをご参照ください。

12款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金2節農地費分担金、調定額4,296万

5,318円に対しまして収入済額195万662円、収入未済額4,101万4,656円の4.45%、他の徴収率と比べると大幅に低い状況です。要因としては、名義人の死亡、土地売買等で徴収困難な状態も少なくありません。また、肥料価格、作物の価格低迷等で徴収が怠っているのも現状であります。令和4年度より畑かん工事代が無料となっておりますので、引き続き、滞納者には完納後に畑かん設置等の対応を取り、徴収計画を立て、定期的に昼夜、徴収等を実施し、徴収率向上に取り組んでいきたいと思っております。

続きまして、9ページをお開きください。

14款国庫支出金1項国庫負担金4目災害復旧費国庫負担金1節農林水産施設災害復旧費負担金284万7,000円については、昨年の台風6号による豪雨災害関係で6年度に明許繰越しをしております。

続きまして、11ページをお開きください。

15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費補助金3節農地費補助金4,391万3,629円のうち、多面的機能支払交付金3,740万7,129円、多目的機能支払推進交付金81万1,000円でございます。

続きまして、歳出について説明いたします。決算書41ページから42ページです。

6款農林水産業費2項農地費1目農地総務費10節需用費559万1,468円については、地下水ポンプ修繕費及び電気代及び漏水修繕が主なものでございます。12節委託料181万7,560円については、農道台帳作成委託料、町有地調査業務委託料、小島休憩所浄化槽委託料でございます。13節使用料及び賃借料103万2,350円については、コピー機リース料、標準積算システム、水土里情報システム使用料でございます。18節負担金補助及び交付金6,505万5,972円について、主なものとして多面的機能支払交付金4,987万6,172円、徳之島用土地改良区負担金337万5,000円、徳之島ダム基幹水利運営負担金650万3,000円でございます。明許繰越金610万円についてはオルソ画像更新事業負担金でございます。

2目特定地域振興生産基盤整備事業10節需用費411万1,660円については、主に農道補修修繕費でございます。18節負担金補助及び交付金1億4,002万5,000円については畑総、畑かん事業、基幹水利施設11地区の事業負担金でございます。

3目管理費10節需用費93万6,999円は、ダム電気代、揚水機場制御盤修繕費でございます。12節委託料369万2,700円は高圧電気保安全管理業務、東武ダム堆砂調査測量業務委託料でございます。

4目多目的機能支払推進交付金事業費10節需用費33万3,000円は、消耗品及び燃料費でございます。13節使用料及び賃借料40万8,000円は車のリース料でございます。

決算書60ページをお開きください。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費1目農林水産施設災害復旧費12節委託料114万6,000円は、昨年の台風6号の豪雨災害による伐採及び測量設計委託料でございます。14節工事請負費、明許繰越金403万9,000円につきましては、災害復旧に係る工事費で6年度への繰越しでございます。

以上、耕地課所管の令和5年度歳入歳出決算の補足説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

しくお願いいたします。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

次に、建設課。

○建設課長（高橋 雄三君）

それでは、建設課所管の令和5年度一般会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。

まず、歳入につきまして、決算書の8ページをお開きください。成果説明書は83ページから98ページになります。説明は、決算書により行います。

13款使用料及び手数料1項使用料4目土木使用料1節住宅使用料、現年度について、調定額5,657万6,610円に対し、収入済額5,158万9,110円、収入未済額498万7,500円になります。2節住宅使用料、滞納繰越し、調定額4,826万1,160円に対し、収入済額377万8,260円、収入未済額4,448万2,900円になります。収入未済額については、昨年度までの滞納の合計が計上されているため高額になっておりますが、現年度及び滞納繰越しの徴収額は前年度より180万円程度増額しております。しかしながら、現年度、未収入額が滞納分収入済額を上回っているため、全体の滞納額が増えているものであります。

次に、9ページをお開きください。

4款国庫支出金2項国庫補助金5目土木費国庫補助金1節社会資本整備総合交付金、調定額2億2,502万9,000円につきましては、住宅事業において公営住宅等整備事業及び公的家賃低廉化事業、道路整備事業においては阿山中山線等の事業費に係るものであります。2節防災安全交付金1億456万6,000円は道路舗装補修事業及び橋梁補修事業の事業費になります。

次に、12ページをお開きください。

15款県支出金3項県委託金7目土木費県委託金1節道路橋梁費委託金710万円は県道の維持管理費、2節権限移譲委託金の12万7,800円は建築基準法等の事務委託料になります。

次に、14ページをお開きください。

20款諸収入3項雑入8目土木費雑入4設住宅費雑入95万3,600円は、住宅入居時の保証費になります。退去時の修繕費等に利用するものであります。

次に、15ページをお開きください。

21款1項町債1目過疎対策事業債5節土木費1億2,630万円は、過疎対策事業費と防災安全交付金事業に充てるものであります。

2目辺地対策事業債2,540万円は、社会資本整備総合交付金事業に充てるものであります。

3目公営住宅施設整備事業債2億2,350万円は、公営住宅建設事業費に充てるものであります。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。42ページをお開きください。

6款農林水産費2項農地費5目地籍調査事業費12節委託料837万1,000円は、地籍調査事業、大字面縄、目手久、古里、喜念地区の0.27km<sup>2</sup>の測量業務委託料になります。

次に、46ページをお開きください。

8 款土木費 2 項道路橋梁費 1 目過疎対策事業費 14 節工事請負費 3,716 万 2,000 円は、糸木名犬田布線他 4 路線の改良工事費であります。繰越明許費 1,196 万 5,000 円は、阿三中山線他 2 路線の予定をしていましたが、令和 5 年 11 月より事業調整を進めた再編関連訓練移転等交付金事業において、令和 5 年度中に完結しないといけない事業として最優先に進める必要があったため、過疎対策事業を繰り越しとした次第でございます。

2 目道路維持費 10 節需用費 1,021 万 1,640 円は、主に道路の修繕費に係るものであります。令和 5 年度は 26 件の修繕を行っております。12 節委託料 1,051 万 5,000 円は、道路台帳作成委託料及び町道の草刈り業務委託料になります。14 節工事請負費 1,950 万 4,000 円は、再編関連訓練移転等交付金事業の明眼線側溝整備工事他 4 路線の修繕工事費であります。

3 目県道維持管理費 12 節委託料 418 万 4,000 円は、県道の草刈り業務委託料になります。13 節使用料及び賃借料 18 万 4,240 円は、県道の除草に係るホイールローダー等の使用料になります。

4 目社会資本整備総合交付金事業費 12 節委託料 795 万 6,000 円は、サクマ板割線の総合補償業務委託料になります。14 節工事請負費 6,036 万 6,000 円は、阿三中山線改良工事及び伊仙馬根線、道路照明設置工事費になります。16 節公有財産購入費 671 万 9,300 円は阿三中山線、古里西伊仙線、サクマ板割線の用地購入費になります。不用額 2,187 万 7,200 円につきましては、交付決定額の減額によるものになります。21 節補償補填及び賠償金 386 万 8,642 円は、阿三中山線の国有地取得に伴う立木補償及び電中移転補償費、古里西伊仙線の用地取得に伴う立木等の補償費になります。

社会資本整備総合交付金事業費の繰越明許費が 1 億 2,669 万 5,809 円と高額であります。要因としては、阿三中山線国有地取得において既存登記図面の誤りが判明し、地図訂正及び地籍更正が必要になり附則の日数を要したことや、他要素事業において用地取得に附則の日数を要している状況であります。

次に、47 ページをお開きください。

5 目防災安全交付金事業 12 節委託料 717 万 2,360 円は、防災安全交付金に係る測量設計委託料及び土木積算基準データ作成配付業務委託料になります。14 節工事請負費 1 億 3,278 万円は、上面縄糸木名線他 7 路線 10 校区の舗装補修工事費になります。

6 目道路メンテナンス事業 12 節委託料 2,100 万円は、橋梁定期点検業務委託料及び橋梁補修設計業務委託料になります。

3 項港湾費 1 目港湾管理費 10 節需用費 199 万 8,340 円は面縄港及び鹿浦港に関わる修繕費になります。12 節委託料 942 万 5,900 円は、面縄港において物揚げ場補修設計業務委託料及び地形測量業務委託料になります。鹿浦港において長寿命化計画策定の更新業務委託料になります。繰越明許費 1,202 万円につきましては、面縄港地形測量業務において面縄港要望活動の状況変化等により、事業計画見直しにより発注が遅れ、契約繰越しとしたものであります。14 節工事請負費 1,364 万円は面縄港物揚げ場補修工事費になります。繰越明許費 2,536 万円につきましては、面縄港物揚げ場補修工事において潜水土の確保や潮の潮位により作業ができない不測の日数を要したことにより、工

程が遅れたため、契約繰越しとしたものであります。

次に、48ページをお開きください。

4項住宅費1目住宅管理費10節需要費1,126万4,388円は主に住宅の修繕費になります。12節委託料の繰越明許費811万2,000円及び工事請負費の繰越明許費663万円につきましては、他事業の発注に不測の日数を要したため繰越しとしたものであります。

2目公営住宅建設事業費12節委託料1,428万9,990円は、主に西犬田布団地、下向里団地の設計業務委託料及び糸木名団地改修設計委託料になります。繰越明許費431万6,000円は、主に下向里団地工事管理及び佐弁団地改修工事管理業務委託料になります。14節工事請負費3億2,235万8,400円は、主に喜念団地3号棟建築工事、阿山カシナトウ団地A、B棟建築工事、検福赤久団地1、2号棟改修工事の工事請負費になります。繰越明許費2億9,210万5,000円につきましては、下向里団地建築工事及び佐弁団地改修工事の工事請負費になりますが、建築工事が集中したためにより繰越しとしたものであります。

3目定住促進住宅運営費13節使用料及び賃借料2,180万2,464円は、定住促進住宅のリース料になります。

以上、建設課の令和5年度一般会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

#### ○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

次に、教育委員会総務課。

#### ○教委総務課長（町本 勝也君）

それでは、教育委員会総務課の令和5年度歳入歳出決算について補足説明をいたします。

歳入について説明いたします。決算書の9ページをお開きください。

14款国庫支出金1項国庫負担金3目教育費国庫負担金1節幼稚園費負担金1,954万5,081円は、公立幼稚園、認定こども園及び預かり保育の国庫負担金です。2節小中学校費負担金1億9,462万7,000円は、喜念小学校校舎新增改築工事に関する国庫負担金です。

14款国庫支出金2項国庫補助金6目教育費国庫補助金1節小中学校費補助金895万4,000円は、小中学校の高度僻地修学旅行費、小中特別支援教育就学奨励費の補助金です。

10ページをお開きください。

2節高等学校費補助金533万5,000円は、徳之島高校に町内より通学している生徒を対象にしたバス通学費の補助金です。4節保健体育費補助金83万7,000円は、小中学生の入学時の心臓検診事業、僻地児童生徒健康診断の補助金です。

15款県支出金1項県負担金3目教育費県負担金1節幼稚園費負担金1,604万6,838円は、公立幼稚園、認定こども園及び預かり保育による県負担分です。

続きまして、11ページをお開きください。

6目教育費県補助金2節保健体育費補助金14万円は、スクールガードリーダー活動に対する県の

補助金です。

続きまして、12ページをお開きください。

16款財産収入 1 項財産運用収入 1 目財産貸付収入 1 節土地建物貸付収入、収入済額696万7,462円のうち647万2,000円が小中学校の教職員住宅の宿舍貸付収入です。

2 項財産売払い収入 3 目生産物売払い収入、収入済額82万7,522円のうち4万8,118円は、伊仙小学校の太陽光発電の売電収入です。

続きまして、歳出の説明をいたします。50ページをお開きください。成果説明書は112ページから115ページです。

10款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費12節委託料、支出済額1,603万4,998円の主な内訳として、ICT教育推進ネットワークシステム導入委託591万6,900円、ネットワーク保守委託料466万3,560円、その他、就学相談会委託料、送迎業務委託料となっております。

次に、51ページをお開きください。

5 目学習向上プログラム、13節使用料及び賃借料、支出済額1,824万7,594円は電子黒板、無線LAN、校務用パソコンのリース代であります。18節負担金補助及び交付金166万5,157円は漢検、英検、数検の検定補助金です。

53ページをお開きください。

2 節小学校費 9 目学校管理費 1 節報酬、支出済額972万7,309円は、各小学校の用務員の報酬でございます。7 節報酬費928万9,250円は、各小学校特別支援教育支援員の謝金でございます。10節需用費2,992万8,062円は、各小学校の光熱水費、修繕費となります。11節役務費364万5,302円は各学校の電話料、各小学校教職員住宅浄化槽定期検査手数料、学校消防設備点検手数料となります。12節委託料427万4,875円は、各学校の浄化槽管理委託料、高圧電気管理委託料です。13節使用料及び賃借料448万6,755円は、各学校のコピー機、印刷機、AED、デジタル教科書に関するリース料でございます。

11目学校建築費12節委託料2,831万100円は、鹿浦小学校校舎耐力度調査業務委託、鹿浦小学校建て替え基本計画策定支援業務委託、喜念小学校校舎新增改築工事監理業務委託等でございます。14節工事請負費 3 億7,117万5,846円は、喜念小学校校舎新增改築工事及び旧校舎解体工事であります。

54ページをお開きください。

3 項中学校費 4 目学校管理費 1 節報酬、支出済額370万1,053円は各中学校の用務員の報酬でございます。7 節報酬費273万7,750円は、各中学校特別支援教育支援員の謝金でございます。10節需用費1,483万6,200円は、各中学校の光熱水費、修繕費です。11節役務費149万4,220円は各学校電話料、各中学校教員住宅浄化槽定期検査手数料、学校消防設備検査手数料となっております。12節委託料303万2,260円は各学校の浄化槽管理委託料、高圧電気管理委託料です。13節使用料及び賃借料144万6,447円は各学校のコピー機、印刷機、AED、デジタル教科書等のリース料でございます。

続きまして、55ページをお開きください。

18節負担金補助及び交付金173万6,000円は、伊仙中学校体育連盟の補助金です。

5目教育振興費19節扶助費474万9,536円は、修学旅行費の援助費及び準要保護生徒援助費補助です。

4項高等学校費1目高等学校総務費18節負担金補助及び交付金1,367万1,303円のうち、1,067万1,303円は離島高校生修学支援費でございます。

56ページをお開きください。

5項幼稚園費4目幼稚園管理費18節負担金補助及び交付金4,843万8,316円は、公立幼稚園、私立幼稚園、認定こども園運営負担金です。

以上、教育委員会総務課の令和5年度歳入歳出決算について補足説明を終わります。

#### ○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

次に、社会教育課。

#### ○社会教育課長（中富 譲治君）

それでは、令和5年度一般会計歳入歳出決算について、社会教育課所管の主なものを決算書において説明いたします。

まず、歳入より説明いたします。決算書8ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料1項使用料5目教育使用料1節社会教育使用料369万8,379円は、社会教育施設、公民館使用料及び歴史民俗資料館の入館料でございます。

9ページをお願いします。

14款国庫支出金2項国庫補助金5目土木費国庫補助金1節社会資本整備総合交付金2億2,502万9,000円に義名山公園整備事業3,400万円が含まれております。

10ページをお願いします。

同款同項6目教育費国庫補助金3節社会教育費補助金350万円は、町内遺跡発掘調査事業100万円及び文化財活用事業250万円でございます。

11ページをお願いします。

15款県支出金2項県補助金6目教育費県補助金1節社会教育費補助金18万1,000円は、町内遺跡発掘調査事業、かごしま国体デモンストラーションスポーツ及び炬火リレーに伴う補助金でございます。

12ページをお願いします。

同款3項県委託金6目教育費県委託金1節社会教育費委託金630万円は、畑総第二面縄地区に伴う埋蔵文化財調査報告書作成業務の県委託金でございます。その下、2節権限移譲委託金2万円は、県青少年保護育成条例に関する事務の委託金になります。

14ページをお願いします。

20款諸収入3項雑入4目教育費雑入1節社会教育費雑入41万5,000円は、町内業者からの入金分32万円、町史販売売上金9万5,000円でございます。

以上、歳入でございます。

続きまして、歳出について補足説明いたします。決算書48ページから49ページをお願いします。  
成果説明書は116ページから117ページをご参照ください。

8款土木費5項都市計画費1目公園費12節委託料506万円は、義名山公園整備事業設計委託料及び工事監理委託料となっております。670万円は繰越明許費となっております。14節工事請負費6,296万1,000円は、義名山公園整備事業駐車場整備費となっております。1億130万円は繰越明許費となっております。こちらは、主に総合グラウンドの改修を計画しており発注済みでございます。  
決算書56ページをお願いします。

10款教育費6項社会教育費1目社会教育総務費10節需用費342万3,703円は、教育委員会施設の光熱水費が主なものでございます。

18節負担金補助及び交付金405万4,419円は、伊仙町われんきや未来教育会議補助金や劇団四季徳之島公演負担金及び県・地区の負担金でございます。

3目学習支援プロジェクト事業費10節需用費263万8,633円は、図書室用書籍費249万9,094円が含まれております。12節委託料413万3,290円は、現役東大生による遠隔双方向ライブ授業委託料、いせん寺子屋講師委託料でございます。13節使用料及び賃借料154万1,100円は、主に図書館システム利用料及び図書館センターツールアイ使用料でございます。

決算書57ページをお願いします。成果説明書は118ページから120ページをご参照ください。

4目社会体育費10節需用費700万2,750円は、主に総合体育館の光熱水費及び社会教育施設の修繕費でございます。12節委託料201万6,498円は、社会体育施設の高圧電気管理、浄化槽管理、消防設備点検、特殊建築物定期検査の委託料でございます。18節負担金補助及び交付金1,688万3,927円は、町体育協会、町スポーツ少年団、各種スポーツ大会出場補助金及び県・地区負担金、全国離島交流中学生野球大会負担金でございます。

5目公民館費10節需用費81万1,417円は、主に光熱水費でございます。12節委託料55万6,655円は、浄化槽管理委託料でございます。

6目文化費、決算書58ページをお願いします。18節負担金補助及び交付金47万7,698円は、県・地区負担金及び町文化協会補助金でございます。

同じく決算書58ページ、成果説明書は120ページから123ページをご参照ください。

8目歴史民俗資料館費8節旅費381万2,147円は、町史編纂事業の各調査に係る調査員及び各部会の委員の費用弁償330万3,447円が含まれております。10節需用費311万2,152円は、施設修繕及び町史編さん事業の印刷製本費が主なものでございます。繰越明許費の324万5,000円は、町史編さん事業の印刷製本費でございます。12節委託料429万9,893円は、主に文化財保護草刈り委託、町史編纂専門員調査委託でございます。

9目国宝重要文化財等保存活用事業費は、国の補助を受け実施しております。主なものとして、文化財を活用したイベントや町内遺跡確認調査及び事務等でございます。

59ページをお願いします。10目県補助委託文化財調査等事業費は、県の委託を受け実施しており、畑総第二面縄地区に伴う埋蔵文化財調査報告書作成等でございます。

11目青少年健全育成事業費、こちらはチャレンジ教室を実施しているものでございます。令和5年度は7プログラム開催しております。

以上、社会教育課所管の補足説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

**○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）**

次に学校給食センター所長。

**○学給センター所長（森 一途君）**

令和5年度給食センター歳入歳出決算の補足説明をいたします。

決算書について、まず歳入について説明いたします。決算書14ページをご参照ください。

款20諸収入3項雑入4目教育費雑入6節保健体育費雑入は、収入済額834万9,487円のうち816万742円は教職員等給食費収入です。内訳は、主に教職員給食センター職員給食費、令和6年1月から伊仙、面縄幼稚園3か月分の園児給食費などの給食費歳入によるものです。

同じく4項受託事業収入1目受託事業収入5節教育費受託事業収入は、収入済額が484万490円です。県学校給食会へ御飯及びパン原料納入発送を受託している分の収入で、内訳は御飯167万2,064円、パン316万8,426円となります。

続きまして、歳出について説明いたします。決算書60ページ及び成果説明書124ページをご参照ください。主な項目について説明します。成果説明書のほう124ページをお開きください。

10款教育費7項保健体育費2目給食センター運営費1節報酬について、支出済額2,014万9,977円です。内訳は、パン加工員3名445万5,490円、運転士3名451万7,049円、調理員8名1,117万7,438円で合計2,014万9,977円となります。

同じく12節委託料ですが、支出済額152万3,800円です。主なものとして、給食センター建設取得予定用地不動産鑑定委託料で66万円となっております。

同じく17節備品購入費支出済額720万5,778円であります。主なものとして、老朽化したパン分割丸め機を新しく購入し、給食の安全性を高め安定供給に努めていきます。

同じく19節扶助費、支出済額4,804万3,723円であります。児童430名、生徒221名、さらに令和6年1月から幼稚園児22名、小中学校と幼稚園教師131名分、合計804名分、令和5年度1年間の食材費4,804万3,723円を町が負担したことで保護者の負担軽減につながったと考えております。

続いて、防災給食事業ですが、災害時に使用する防災給食を9月、12月、機器故障の緊急対応で計4回救給カレーを提供しております。救給カレー2回分670食分を購入し、町費で82万6,945円を支払っております。

以上で、給食センターの説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

**○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）**

補足説明を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時07分

---

再開 午後 2時22分

**○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 認定第2号、令和5年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について議題とします。

補足説明があればこれを許します。

**○健康増進課長（大山 拳君）**

認定第2号、令和5年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算において健康増進課に係る事業について、主に決算書にて補足説明いたします。成果説明書は68ページから78ページとなりますのでご参照ください。

決算書65ページをお開きください。

3款分担金及び負担金2項負担金1目特定健康診査個人負担金と2目若年者健診個人負担金は、健診による個人負担金収入となっております。

決算書66ページ、6款県支出金1項1目保険給付費等交付金は、1節給付費の普通交付金として7億9,346万349円の歳入、2節特別交付金は保険者努力支援分交付金8,743万円、特別調整交付金市町村分交付金2,340万4,000円、県繰入金2号分交付金1,007万4,000円、特定健康診査等負担金350万9,000円の合計4,573万円の歳入となっております。

10款繰入金1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分から未就学児均等割保険税繰入金それぞれの合計1億897万1,024円の歳入となっております。

決算書67ページから68ページにかけて、12款諸収入4項5目一般被保険者第三者納付金1節一般被保険者第三者納付金及び次のページ、7目1節一般被保険者返納金は、第三者行為求償による歳入及び資格喪失者の返還金としての歳入となっております。

歳出について説明いたします。69ページになります。

1款総務費1項1目一般管理費は、一般事務に係る費用としての支出となっており、11節役務費において支出がなかったことによる36万8,016円が不用額となっております。

決算書70ページになります。

2款1項療養諸費は、1目一般被保険者療養給付費、3目一般被保険者療養費、5目診査支払手数料、それぞれの実績に応じ、合計6億5,416万5,134円の歳出、3,961万4,866円が不用額となっております。

2項1目一般被保険者高額療養費として1億3,024万5,742円の歳出となっており、こちらも実績に応じ502万4,258円の不用額が出ております。

決算書71ページ、4項出産育児諸費及び5項葬祭諸費、実績に応じ不用額が出ております。

3款国民健康保険事業納付金は、1項医療給付費分1億3,285万5,678円、2項後期高齢者支援金等分4,788万9,805円、3項介護納付金分1,686万2,988円、それぞれ実績額として支出しております。

決算書72ページ、6款保健事業費1項2目保健指導事業費は、7節報償費において健康づくり推進活動に対する報償費の実績に伴う不用額9万8,000円、12節委託料においてほーらい館で行う運動教室の実績に伴い、33万1,000円の不用額が主なものとなっております。

3目医療費適正化対策経費8節旅費において21万2,000円、11節役務費における通信運搬費が不用額の主なものとなっております。

決算書73ページ、2項1目特定健康診査等事業費の主なものとして、12節委託料が厚生連の特定健診費用など、実績に応じ388万8,945円が不用額となっております。

9款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、過年度の実績に伴う精算返還金となります。健康増進課所管事業分として、6目保険給付費等交付金償還金451万7,119円、7目特定健康診査等負担金償還金169万円、8目保健事業分交付金償還金159万7,000円となっております。

以上、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

#### ○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

日程第3 認定第3号、令和5年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算について議題とします。補足説明があればこれを許します。

#### ○地域福祉課長（稲田 大輝君）

認定第3号、令和5年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算について補足説明します。決算書76ページから87ページ、成果説明書は51ページから59ページとなりますのでご参照ください。

決算書76ページ、収入済額8億8,500万5,818円から支出済額8億7,444万1,576円を差し引き、歳入歳出差引残高が1,056万4,242円。そのうち500万円を基金積立金とし、残りの556万4,242円を翌年度繰越金としております。

決算書78ページをお開きください。

1款保険料について、現年度分滞納分合わせて1億1,158万2,560円で、現年度の徴収率が97.58%、過年度分が13.21%となっております。また、時効消滅分169万1,920円を不納欠損しており、不納欠損をしないために、引き続き介護保険制度の周知徹底及び徴収に努めてまいりたいと思います。

2款国庫支出金1項1目介護保険給付費負担金は、施設と居宅両介護サービスに係る費用のそれぞれ国の法定割合分の合計額で1億4,140万2,632円の歳入となっております。

同款2項国庫補助金は、主に調整交付金と包括支援センター事業の収入となっており、1億2,162万2,040円の歳入となっております。

決算書78ページから79ページにかけて、3款支払基金交付金は国庫支出金と同じく、介護保険給付費や包括支援センター事業収入として、支払基金から2億2,419万1,000円の歳入となっております。

す。

決算書79ページです。

4 款県支出金は、主に 2 款国庫支出金で説明した介護保険給付費と包括での地域支援事業に係る事業の県法定負担割合による歳入で 1 億2,475万2,650円の歳入であります。

決算書79ページから80ページにかけて、5 款繰入金は給付費負担金、地域支援事業、低所得者保険料軽減措置事業、事務費など、各事業において町が負担すべき法定割合分としての一般会計からの繰入金を 1 億4,535万8,507円となっております。

6 款諸収入は309万8,632円となっており、主に徳之島地区介護保険組合負担金返還金とプラン作成による収入となっております。

7 款繰越金は、令和 4 年度決算余剰金1,259万8,127円の繰越金歳入です。

続きまして、歳出の主なものについて補足説明いたします。決算書は81ページです。

1 款総務費 1 項 1 目11節役務費は、通信運搬費、電話料金口座振替手数料などの各種手数料の支払いとして36万6,046円支出し、4 万5,954円はその執行残となっております。

2 款保険給付費は居宅や施設などの各種介護サービスに係る給付となっており、不用額は全て実績に基づく執行残となっております。各サービスにおいて給付額を予測することが困難なことから、不用額も高額となっており、款全体で 8 億1,372万8,441円、不用額が3,068万8,559円となっております。

決算書84ページお願いします。

3 款地域支援事業 1 項 1 目18節負担金補助金及び交付金、通所型サービスや訪問型サービスの負担金として、介護事業所への実績に応じ673万5,450円の支払い、148万6,550円が執行残となっております。

2 項一般介護予防事業費 1 目 7 節報償費は、元気度アップ事業の実績額として85万円支出し、執行残として31万5,000円。12節委託料は、各教室及び地域サロンの委託料として632万3,000円を実績に応じて支出し、執行残が205万9,000円となっております。

決算書85ページです。

3 項包括的支援事業任意事業 4 目12節委託料は、独居高齢者や高齢者のみの世帯などへの食事を提供する配食サービスとして、実績額783万8,500円の支出、56万1,500円が執行残となっております。

6 目生活支援体制整備事業費12節委託料は、生活支援コーディネーターによる地域での介護予防活動の支援や協議体の設立、社会資源マップの制作に係る事業として、長寿子宝社へ委託しており、毎月の実績に応じ364万6,000円の支払いをしております。

5 款諸支出金について、保険料の還付金27万8,700円、地域支援事業過年度精算償還金353万1,012円、介護給付費過年度精算償還金930万6,465円、介護保険組合負担金過年度精算償還金168万3,197円の合計1,479万9,374円の歳出となっております。

以上、介護保険特別会計の補足説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

**○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）**

日程第4 認定第4号、令和5年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について議題とします。

補足説明があればこれを許します。

**○健康増進課長（大山 拳君）**

認定第4号、令和5年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について補足説明いたします。成果説明書は72ページから73ページをご参照ください。

決算書90ページ、歳入について説明いたします。

1款1項後期高齢者医療保険料について、特別徴収分、普通徴収分合わせて4,603万100円の歳入で現年度収納率が99.29%、過年度分が55.42%となっており、過年度の時効消滅分6,800円を不納欠損しております。

3款繰入金、保険基盤安定事業や療養給付などの各種事業における繰入金として1億3,799万3,221円の歳入となっております。

4款繰越金は過年度決算繰越金と出納閉鎖期間の歳入で、合計194万8,851円の歳入としております。

決算書91ページ、4項受託収入について、1目健康診査事業収入は、後期高齢者を対象とする長寿健診事業の歳入として126万円の歳入、下の5項雑入は、給付費の実績に伴う精算金として346万348円の歳入となっております。

次に、歳出について説明いたします。92ページになります。

1款総務費1項1目一般管理費は、1節から4節の人件費において就労日数の実績による不用額となっております。2項徴収費は、主に7節報償費において徴収員の徴収報酬として徴収実績額を除く2万2,128円を不用額としております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合の算定により療養給付費や保険基盤安定負担金、保険料特別徴収など各種保険料を納付金として支出しており、合計1億7,978万9,656円歳出し、実績に伴う執行残が591万4,344円となっております。

決算書93ページ、4款諸支出金は、1項1目22節償還金利子及び割引料が所得確定などによる還付金として広域連合からの通知額75万5,600円の歳出としております。

以上、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

**○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）**

日程第5 認定第5号、令和5年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算について議題とします。

補足説明があればこれを許します。

### ○健康増進課長（大山 拳君）

認定第5号、令和5年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算について補足説明いたします。成果説明書は74ページから76ページをご参照ください。

歳入について説明いたします。決算書97ページをお願いいたします。

1款使用料及び手数料は、会員の会費、施設の貸出しなどによる使用料やロッカーキーやカードの再発行手数料として4,241万1,855円の歳入としております。

2款繰入金、ほーらい館の運営費及びスタッフの人件費として7,681万3,805円としております。

4款諸収入、飲料水やグッズの販売収入や介護予防教室受託収入などで合計1,061万6,779円の歳入としております。

次に、歳出について、決算書98ページをお願いいたします。

1款総務費1項1目一般管理費の不用額の主なものとして、10節需用費において主に燃料費が64万9,102円、光熱水費が88万3,400円となっております。12節委託料においても施設管理システム更新委託料が実際の更新作業に伴い82万2,333円が執行残となっております。2款健康増進事業費は、介護予防教室などのインストラクターへの報償とそれに伴う送迎委託料として134万1,000円支出しております。

以上、徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

### ○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

日程第6 認定第6号、令和5年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算について議題とします。

補足説明があればこれを許します。

### ○水道課長（富岡 俊樹君）

認定第6号、令和5年度伊仙町上水道事業会計決算の補足説明をいたします。

決算書の1ページ、2ページをご覧ください。

（1）収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入、第1款水道事業収益、予算合計3億91万8,000円、決算額2億9,693万6,707円。こちらは仮受け消費税及び地方消費税を含んでおり、その額が1,165万506円となっております。

次に、支出の部です。第1款水道事業費用、予算合計3億214万1,000円、決算額2億9,094万2,105円。仮払い消費税及び地方消費税を含んでおり、その額が943万7,700円でございます。

次に、（2）資本的収入及び支出のご説明をいたします。

収入、第1款資本的収入、予算合計1億9,564万1,000円、決算額1億3,984万1,000円。

次に支出です。第1款資本的支出、予算合計2億5,386万7,000円、決算額2億1,244万9,608円、仮払い消費税及び地方消費税の額は818万9,012円です。

なお、資本的収入が資本的支出に不足する額7,260万8,608円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整金と過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次のページをお開きください。財務諸表の説明をいたします。

令和5年度伊仙町上水道事業損益計算書。1、営業収益、(1)給水収益と(3)その他営業収益の合計2億854万5,060円でございます。2、営業費用、(1)原水及び浄水費から(4)減価償却費までの合計で2億6,667万5,442円となり、営業損失収支では5,813万382円の損失となっております。3、営業外収益、(1)受取利息から(5)雑収益までの合計が7,234万4,911円。4、営業外費用、(1)支払利息、(2)雑支出、計1,479万8,762円。営業外収益と営業外費用の差引きが5,754万6,149円の利益となっております。営業費用と営業外費用の差引きで経常損失が58万4,233円となり、この経常損失と特別損失7万3,084円を合わせた65万7,317円が当年度純損失となります。前年度繰越利益剰余金7億7,908万987円から当年度純損失を差し引いた7億7,842万3,670円が当年度の未処分利益剰余金でございます。

4ページ、5ページをお開きください。

令和5年度伊仙町上水道事業欠損金計算書。当年度末残高の資本金3億7,147万109円、これに資本剰余金合計202万1,431円、利益剰余金の合計8億4,780万4,463円を合わせ、資本合計が12億2,129万6,003円となっております。

次のページをお開きください。令和5年度伊仙町上水道事業貸借対照表のご説明いたします。

資産の部、1、固定資産、(1)有形固定資産と(2)無形固定資産の合計が34億3,640万2,379円でございます。2、流動資産、(1)現金預金2億9,352万3,028円、(2)未収金と貸倒引当金の計が2億6,590万1,460円で流動資産合計が5億5,942万4,488円でございます。固定資産と流動資産の資産合計が39億9,582万6,867円となっております。

続きまして、負債の部、7ページをご覧ください。3、固定負債、(1)企業債と(2)リース債務で固定負債の合計が15億1,492万1,290円。4、流動負債、(1)企業債から(5)預かり金までの流動負債の合計が1億4,768万3,019円。5、繰延収益、(1)長期前受金と(2)収益化累計額の繰延収益合計が11億1,192万6,555円となり、固定負債と流動負債繰延収益の負債合計が27億7,453万864円となっております。

次に、資本の部です。6、資本金3億7,147万109円。7、剰余金、(1)資本剰余金の合計202万1,431円、(2)利益剰余金、イ、ロ、ハ、ニの利益剰余金の合計が8億4,780万4,463円です。資本剰余金と利益剰余金を合わせた8億4,982万5,894円が剰余金合計となり、さらに資本金を合わせた12億2,129万6,003円が資本合計となります。負債合計と資本合計を合わせた負債資本合計は39億9,582万6,867円でございます。

次のページをお開きください。

令和5年度注記表です。(1)はお目通しください。(2)貸借対照表に関する注記、イ、企業債の償還に係る他会計負担金、貸借対照表に計上されている企業債のうち他会計が負担すると見込まれる額は5億3,752万2,000円です。(3)その他の注記、イ、引当金の取崩し、貸倒引当金、当年度末に水道料金を不納欠損するため貸倒引当金62万8,000円の取崩しを行いました。賞与等引当金、当年度6月末において職員の期末勤勉手当及びこれに伴う法定福利費を支払うため、賞与等引

当金302万1,000円の取崩しを行いました。

次のページをお開きください。9ページでございます。

令和5年度伊仙町上水道事業報告。(1)総括事項については、決算報告と重複しておりますので割愛させていただきます。(2)経営指標に関する事項、下の表は経営指標の推移でございます。

令和5年度水道事業の経営報告について。水道事業収益は前年比104%の増加となったが、水道事業費用も同様に前年比104%の増加となった。費用の増加の内訳は、地下水ポンプ故障等による修繕費が前年比284%の増、水質悪化のための薬品費が125%の増となったが、管路更新等の効果により配水管維持管理費は75%に減少いたしました。

今後も企業債償還や施設更新、施設統廃合など、経営戦略に基づいた計画を実施し、繰入金に依存しない独立採算に近づけるよう経営の健全化を図りたいと考えております。

次のページから明細書となっております。ご確認ください。

以上、伊仙町上水道事業会計の報告といたします。

#### ○決算審査特別委員長(杉山 肇議員)

これで本日の日程は全て終了いたしました。

次の議会は、9月9日月曜日午前10時から開きます。

議事日程は令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算の質疑から採決までといたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 2時56分



# 令和6年第3回伊仙町議会定例会

第 5 日

令和6年9月9日



令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会

令和6年9月9日（月曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第5号）

- 日程第1 認定第1号 令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第2 認定第2号 令和5年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第3 認定第3号 令和5年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第4 認定第4号 令和5年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第5 認定第5号 令和5年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第6 認定第6号 令和5年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代 議員	2番	久保量 議員
3番	大河善市 議員	4番	杉山肇 議員
5番	牧本和英 議員	6番	佐田元 議員
7番	清平二 議員	8番	岡林剛也 議員
10番	永田誠 議員	11番	福留達也 議員
13番	樺山一 議員	14番	美島盛秀 議員

1. 欠席議員（0名）

1. オブザーバー（2名）

9番	上木千恵造 議員	12番	前徹志 議員
----	----------	-----	--------

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	元原克也 君	事務局書記	實夏三 君
--------	--------	-------	-------

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明 君	総務課長	寶永英樹 君
未来創生課長	野島幸一郎 君	くらし支援課長	上木博之 君
子育て支援課長	伊藤晋吾 君	地域福祉課長	稲田大輝 君
経済課長	橋口智旭 君	建設課長	高橋雄三 君
耕地課長	田中勝也 君	きゅらまち観光課長	上木雄太 君
水道課長	富岡俊樹 君	農委事務局長	豊島克仁 君
教委総務課長	町本勝也 君	社会教育課長	中富讓治 君
学校給食センター所長	森一途 君	健康増進課長	大山拳 君
選挙管理委員会書記長	稲田良和 君	総務課長補佐	古川徹 君

～令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時00分

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

ただいまから令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を開会します。

日程第1 認定第1号、令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について質疑を行います。議員の皆様は伊仙町議会会議規則第55条の規定に基づき、同一議題の質疑は3回までとなっております。質疑は3回以内にまとめ簡潔に行ってくださいますようお願いいたします。

また、執行部の皆様におかれましても、答弁は簡潔明瞭に努めていただき、円滑な会議進行ができるようご協力をお願いいたします。

それでは、令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について質疑はありませんか。

○2番（久保 量議員）

おはようございます。認定第1号、令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について質疑を行います。

決算書の17ページ、款2、1項総務管理費の中の節15交通安全対策費なんですけれども、原材料費として不用額として117万ほど不用額は載ってございますけれども、この理由等教えてください。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

交通安全対策費の原材料費の執行残でございますが、令和5年度においては町内14か所のカーブミラーの取付けを行っております。ガードレールにつきましても、町内3か所、それぞれ要望に応じた形で取付けまた修繕を行っております。そちらの執行残でございます。

また、多めに買っておくということも想定はされるんですけども、保管スペース等が現在ないために、このような形で執行残という形で不用額としております。

○2番（久保 量議員）

続きまして、ページ数で言いますと決算書37ページでございます。款6農林水産業費1項農業費の目4農業総務費、節18の負担金補助及び交付金でございますけれども、こちらのほうが950万ほど不用額として出ておりますけれども、この原因を教えてください。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

こちらの不用額につきましては、肥料価格高騰対策事業の実施に伴う不用額となっております。

不用額となった要因につきましては、大型農家のほうが肥料価格高騰前に対策を打ち自ら多めに肥料を購入していた、そのため事業の対象とならなかったというところが要因となっております。

○2番（久保 量議員）

分かりました。

続いて、次のページ、38ページでございます。こちらのほうも6款農林水産業費1項8目の節18、これも負担金等でございますけれども、畜産振興費の中で、これも995万ほど不用額で載っていますけれども、こちらの要因を教えてください。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

こちらの要因としましては、優良素牛保留事業を実施した際の不用額となっております。

不用額が発生した要因としまして、飼料、肥料の価格の高騰により経営が厳しくなってきた。そこで、保留より牛が売りに転じたということが要因と考えております。

○2番（久保 量議員）

分かりました。

続いて、その下のほうの目11農林水産物輸送コスト支援事業でございます。こちらのほうの節18の負担金のこちらのほうが4,700万ほど不用額として載ってございますけれども、こちらの要因もお願いします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

こちらは、バレイショの出荷量の減少に伴う不用額となっております。令和5年3月出荷分のジャガイモにつきまして、寒風被害を受けたというところで出荷量が減少となっております。

○2番（久保 量議員）

分かりました。

それでは、41ページのほうお願いします。6款農林水産業費1項農業費2項の節18、こちらも負担金のほうでございます。特定地域振興生産基盤整備事業の中の負担金等がこちらも1,800万ほど不用となっておりますけれども、この要因を教えてください。

○耕地課長（田中 勝也君）

ただいまの質問にお答えします。

不用額1,870万については、畑かん畑総基幹水利施設事業11地区の事業負担金でございます。そのうちの不用額1,870万円については、執行残及び畑総畑かん事業9地区進めています。7号補正のほうで2地区を減額、5地区を増額補正をいたしました。そのうち2地区に関しましては県からの補正額を地区全体の負担額で精査すればよかったです。電算上及び明細表では地区ごとの振り分けとなっており、誤って1,200万ほど不用額が大きくなっております。

今後、このようなことがないように事業全体額の費用を精査し、今後取り組んでいきたいと思っております。どうもすみませんでした。

○2番（久保 量議員）

分かりました。

続きまして、53ページのほうをお願いします。10款教育費2項の目の11学校建築費でございます。こちらのほうが、節14の工事請負費が2億2,200万ほど不用ということで示してございますけれども、こちらのほうも要因等お願いします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

ただいまのご質問の件でお答えをいたします。

工事請負費に関しましては、こちらは喜念小学校の校舎新造改築工事に伴うものでありまして、令和5年度に関しましては1期分の支出ということで、この不用額分については2期分、令和6年度の支出分として不用額となっておりますので、その内容となっております。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

他に質疑ありませんか。

○1番（井上 和代議員）

認定第1号、令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算のほうで質疑のほうをさせていただきます。私のほうは、成果説明書のほうでさせていただきたいと思います。

まず、初めに23ページのほう、前回のほうもこちらのほうを質疑をいたしましたと思います。がんばる集落の支援事業のほうです。こちらのほうが、今年度のほうというか5年度のほうは1件という形になっておりますが、こちらのほう6年度のほうはどういった改善というか、今150万円の予算になっているかと思うんですけども、このままでいけば来年、再来年はゼロになってしまうんじゃないかなというような危惧まで覚えるところでございますが、こちらのほうこれからどういった形のことをしていかれるのか、お伺いをしたいと思います。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

がんばる集落支援事業につきましては、こちらの成果説明書にも記載のとおり、令和5年度においては1集落のみの申請でございました。6年度の当初予算については、5年度の実績を含めて5集落分150万円ということで予算計上してございます。6年度については、今現在2集落の申請がございます。

今後、今、区長会等でも呼びかけをしておりますが、今後申請が増えた場合には補正予算等で対応していく予定にしております。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。2件ということなんですけれども、前回より何か工夫をされたとか、そういうところが何かあつての2件なんでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

先ほども答弁しましたとおり、区長会等での呼びかけを随時行っております。

また、申請についても区長さん等で申請書の作成であるとかということところが難しい場合には、集落の職員等協力するようにとということも声かけはしてございます。

#### ○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。私のほうもそちらのほうをやったことがあるんですけども、活動をする前に計画書というか金額等が記入するところがあったんですけども、そういったところがちょっと一々調べていかなきゃいけないとかいろんなところがありますので、もう少し柔軟な形で手続のほうをしていただきたいなというふうに思います。

そして、各集落のほうでこういった手助けというような事業というのはそれほどございませんので、こちらのほうをフルに活用していただくような形で、受け取りやすいような形の手続ができるような形を取っていただきたいなと思うんです。そして、もう少し今の規約というか、システムのほうをもう少し緩くしていただいて、広い窓口ということで、欲しいものを欲しいときに欲しいようにしてあげるような形のことをしていただきたいなというふうに思うんです。

今よく私のほうが言うんですけども、街灯のほう、そういったものなども一応今はできておりますが、もう少しこういったものが欲しいんじゃないですかというような形で、アドバイスのなもしていただきたいなというふうに思いますので、こちらのほう各集落のほうの手助けという形で頑張っていたいただきたいなというふうに思います。

そして、柔軟なという話であったんですけども、東西目手久集落のほうの真ん中のほうに八幡神社というのがあるんですけども、こちらのほうをトイレ云々を修理をしようという形で、そしてたらば東西目手久の両方のがんばれ集落を使えないだろうかということをお話をしたら、それできないというようなお話があったんですけども、そういったものも何か検討ができるような、両集落にまたがった形のことでもできるような形で何かお考えをしていただいてもいいのかなど、してほしいなというようなことです。そちらのほうもまた手助けのほうよろしくお願いしたいと思います。

そうしましたら、次のほうですが、27ページ、こちらのほう、男女共同参画事業という形になっております。費用弁償のほう普通旅費10万6,960円ということで、そちらのほうの横に書いてあります働き方改革、男女雇用均等法など男女の人権が社会情勢の中で深刻化してきている。今年度は担当者会や県の男女共同参画地域推進委員連絡協議会への旅費のみであった。4年度も同じ言葉、一句間違わずに、今年度はという形で記入されておりますが、こちらのほうもう少し何かされるようなご予定はございませんでしょうか。

#### ○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

男女共同参画事業については、おっしゃるとおり担当者会等への職員または推進員の旅費の支出のみとなっております。

令和3年度には、基本計画の見直しということで各委員に参集していただいて見直し等も行った

経緯もございますが、今後また男女雇用機会均等または働き方改革等に基づいて、この男女共同参画推進というところを努めてまいりたいと思います。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

今こちらのほうの担当は、今おっしゃっていただいたところの総務課のほうでいらっしゃいますけれども、これ総務課じゃなきゃいけないわけじゃないですよ、担当。大まかにはこちらのほうで担当されますけれども、これをやる職員というのは他の課でもいいんじゃないかなということで、もし私したいわという方がいらっしゃるのであれば他の課のほうからもいらしていただいて勉強したいよというような方もいらっしゃるかと思うんです。そういった方がいらっしゃれば、またそういったところの窓口も広げていただいて、いろんな形でプラスというものを持ってきていただくような形ができるのではないのかなというふうに思ったりもしますけれども、いろんな形で窓を開けていただきたいなと。今こちらのほう見渡す限りでも、私と事務局の2人しか女性はおりません。これがもう少し増えるといいなというようなふうに思ったりしますので、こちらのほう、もう少し柔軟な形で取り組んでいただきたいなというふうに思います。

では次、46ページ、こちらの地域福祉課のほう、4番のほうになりますが、敬老祝い金支給事業という形でうれしい限りでございます。こちらのほう、前年度よりも、こちらのほうでいけば19人増えているというような形になっているのかなと思うんですけど、19人、13人増えていらっしゃる、100歳から110歳までの方、それから90歳から99歳までの方、増えていらっしゃるということで大変喜ばしいことではございますが。こちらのほうの祝い金のほうがなかなか難しいような書き方が書いてあるんですけども。では、こちらのほう全員届いているのかなというふうなことをちょっと不思議に思ったんですけども、いかがでしょうか。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

敬老祝い金事業なんですけど、今年度分も今準備をして、申請書を窓口で提出をしていただき、振込口座等を確認をして、今年度分も準備している状況です。5年度の実績として、すみません、実績額は全部成果説明書に書いてあるとおりなんですけど、対象者全てに通知が行き、申請を受けた分が100%ちょっと支給できているかどうかというのは、ちょっとまだ確認をすいません自分がしていなかったんで、ちょっと後ほど確認をして申請件数と支給件数を報告したいと思います。

申請書を送り、提出をしてもらって確定した口座、基準日時点で亡くなられていなければ全部該当するというので、相続人のほうにも支給をするようにはしております。

100%支給できているかどうかということに関しては、ちょっとまた後ほど数字を調べて報告したいと思います。

○1番（井上 和代議員）

こちらのほうお祝い金ですので、必ずというか100%届けるような形で手続のほうしていただき

たいなというふうに思います。

それから、そちらのほうの下のほうにあります6番目のほう、元気度アップ地域包括ケア推進事業費。こちらのほうもかなり多くはなっておりますけれども、声かけをされている方、活動されている方、こちらのほうありがたく思うところです。前年度のほうからしましても26名ほど増えているような形になっているようですが、もっともっといらっしゃるのかなというふうに思えば、声かけのほうもっともっとというような形で、お隣がお隣を呼んでというような形でもっともっと増えていけばいいのかなというふうに思います。よろしくをお願いします。

そうしましたら次、61ページ、子育て支援課ほう、私立保育所費のほうの一番下のほうにあります子ども・子育て支援体制整備総合推進事業のほうなんですが、こちらのほう今回は18名の方が支援員という形で取得をされているようです。こちらのほうですけれども、毎年この事業というか、こちらのほうが研修のほうがあるのか、そしてこちらのほうも取られてどんな仕事があるのかを教えてくださいたいなというふうに思います。

#### ○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらは、5年度で実施しましてこの子育て支援員の研修という形を行いまして、18名が取得されました。この方たちが保育所等人員が不足している中で、そういった補助ができる国の認定となっていますので、そういった部分18名が認定されました。

県が実施している事業で、島内で募集をかけたんですけど、5年度の事業となっています。6年度は、研修予定はありません。

#### ○1番（井上 和代議員）

そうしましたら、毎年あるというような形で固定しているものではないということですね。

今18名の方が支援員として多分保育所等に行かれているかと思うんですけども、前回もお話ししました途中からの入園というものを断られる方が何人かいらっしゃって、そういった形の手助けができるのかなというようなことで、こういったものも取り入れてというようなお話をしたような感じがあるんですけども。こちらのほう、6年度ができなくても7年度、来年、そういったところでもできるような形で、一人でも多くそういったところが保育所等に手助け、子どもたちの子育てに対しての手助けができるような形で行っていただきたいなというふうに思います。

それから、63ページのほう、こちらのほうはどちらということでもないんですけども、子ども医療費についてなんですけど、医療費、医療費というふうになっていますので、どうしても風邪だとかそういったところの病気のほうを思ってしまうんですけども、歯科治療というんですか、そういったところのほうはどういった形になっているか、教えてくださいいただけますでしょうか。

#### ○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちら医療費助成としまして、各病院に行かれたお子さん、また独り親家庭であったり、義務教

育、こちらは一部助成をしているところでございます。

歯科に関しては、ちょっと確認させてください。

**○1番（井上 和代議員）**

確認ということなんですけれども、歯科のほうだと、こちらのほう医療費がどういった形で何%であるとか、一部なのか二部なのか、その辺とかもあるかと思うんですけれども。

歯科の場合は、治療だけじゃなくて予防という形の部分もあるかと思うんです。ただ医療費として支払われる部分があると思いますので、その辺を確認していただいて、そういったものにも手助けができるような形を行っていただきたいなということです。歯のほうは幾ら治療しても元に戻るわけではなくて、ただの治療になりますので、小さいときから虫歯等できないような形の対策を取っていただきたいということでお話をさせていただきました。この辺も分かりますか。

**○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）**

歯科に関しても、保険適用内であれば対応しているところでございます。

**○1番（井上 和代議員）**

保険適用内というようなことですけれども、そしたら、もしかしたら予防的なもの、フッ素であるとかそういったものでは利かないかもしれないということかもしれないですね。そういったところもあります、子どものうちは予防というものがすごく重要なところだと思いますので、その辺も確認をされて、こちらのほうの予防に対しての補助というようなことも少し考えていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

そうしましたら、66ページ、健康増進課のほう、保健センターのほうになるかと思うんですけれども、今暑さが尋常ではないので、お年寄りのほうとか私たちがそうなんですけれども、体力が奪われてしまうというようなことが多々ですけれども。この中で、予防接種というのが幾つかありますよね。こちらのほうが、肺炎球菌ワクチンであるとか、あと結核はないのかな、帯状疱疹のほうの予防接種云々というのがあるかと思うんですけれども、そちらのほうの現状は今どういうふうな形になっているのか、お分かりになるようであれば教えていただけますでしょうか。

**○健康増進課長（大山 拳君）**

井上委員の質問にお答えします。

帯状疱疹についての接種、伊仙クリニックと連携して接種をするような体制は構築しています。すみません、細かい数値については計上されていないんですけども、そちらのほうをまたお伝えしたいと思っております。

**○1番（井上 和代議員）**

ありがとうございます。

この帯状疱疹のほう、去年とかと比べて逆に増えているか減っているかぐらいはお分かりになりますでしょうか。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えいたします。

帯状疱疹、接種率は以前から低いような状況だったりというふうに記憶しています。こちらのほうも下がっていたかというふうな認識がありますので、今後そこら辺の周知をしてまいりたいと考えております。

○1番（井上 和代議員）

この帯状疱疹、最近、割とテレビ等で聞くことがあるんですけども、かなりきついです。重症化することもありますので、こちらのほう、こんだけ暑さがあれば体力云々というのが本当にあるかと思っておりますので、周知のほうをお願いして、受けられる方が一人でも多くというような形を取っていただければなというふうに思います。

そうしましたら、104ページのほうで、商工観光イベント事業という形で、これのほうでどれということではないんですけども、前回私のほうで一般質問をさせていただきましたけれども、看板等、今どういった形のことを予定されているのかなというふうに思いますけれども、今そちらのほうお分かりであれば教えていただけますでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

委員の質問にお答えいたします。

現在、奄振事業を活用しまして、英語と日本語を表記した看板を町内の観光地また文化財等の指定地に設置するために、今デザイン等の委託をしている状況でございます。

○1番（井上 和代議員）

よく考えて、よく思いついて、よく伊仙町の中を少しするんですけども、ウェルカムボードというのが一個もないのかなと、ようこそ伊仙町という言葉見たことありますということでございます。そういったところも、ウェルカムボード、いらっしゃい、ありがとうという形で、そういったものも考えていただいて、こちらのほうで徳之島地域文化情報発信施設、そういったところも場所的にもあるようですので、そういったところのウェルカムボードというようなことも考えていただいたほうがいいのかというふうに思います。

そうしましたら、一番最後になりますけれども、117ページ、社会教育総務費のほうに、ごめんなさい、その下のほう、学習支援プロジェクト費ということで、こちらのほうは3か月ということですから乳幼児という形になるかと思うんですが、こちらのほうを教育委員会のほうでブックスタート事業というのを行われているということによろしいでしょうか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

こちらのブックスタート事業は、中央公民館の図書室のほうで乳幼児の3、4か月健診のときに絵本をプレゼントして、その場で読み聞かせ等も行っております。

○1番（井上 和代議員）

これは、社会教育のほうで行われているということですのでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

社会教育のほうでやっていただいているということであれば、もう少し踏み込んでいただいて、これ3、4か月ということですから、なるべく早いほうがいいよというようなお話はあるんですけども、今度は分かる年代でも実行していただいたほうが、このブックスタートということにはなっていくのかなというふうに思うんです。健診のほうで、それ以降に1.6歳、1歳6か月、あとは3歳とかという年齢もあるんです、健診のほうで。そういった、1歳半だったら本と一緒に読み聞かせをしていくにも分かるかなと、それから3歳だともっと分かるかなというふうに思うので、そういったところの時期にも、もう一回もう2冊ぐらいお願いしたいなということです。

というのは、今どうしても親御さんのほう忙しい云々で、携帯をすぐに渡してユーチューブを見させてというようなことがありますので、本離れというか、本を手にするという機会がなかなか少なくなっているのかなというふうに思いますので。情緒関係のほうの教育、これ社会教育のほうが一番主にしているところではありますので、こういったところ、3、4か月と言わずに1歳6か月、3歳と、あと2回プラスしていただいて、子どもたちに自分の本というようなことを意識を持って本を読むというようなことを進めていただければ、もっと活字に親しんで、そして情緒教育のほうにも進めていただけるのかなというふうに思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

以上ですけれども、私のほう、予算書というよりは細かいところが分かりかねますので、こちらのほうの成果説明書のほうでさせていただきましたけれども、いろんな形で新しい事業であるとか継続してやられているというようなこともありますけれども、去年のものと見返しても同じような言葉でそのまま横にスライドしているような文字の活字のほうが多ございますので、その辺ももう少し考えていただいて、自分たちがやられた1年間の成果、そしてマイナスのほう、プラスのほう、そういったところも記入をしていただいて、自分たちがやられたことをもう少しこちらのほうにも伝えていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

**○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）**

他に質疑ありませんか。

**○3番（大河 善市議員）**

それでは、認定第1号、令和5年度歳入歳出決算について、決算書37ページ、先ほど久保委員の説明でありましたが、再度説明をお願いしたいということで、支出で1,900万余り、不用で950万余りということで、合計しますと2,900万ほどなるんですが。先ほど、肥料高騰対策関係の執行残ということでありますが、令和5年度の肥料高騰対策事業繰越額は2,464万円を繰り越したと思いますが、これについて説明をお願いします。

**○経済課長（橋口 智旭君）**

お答えいたします。

令和5年度の予算現額としまして2,031万6,000円を令和5年度に繰り越しております。その中で、支出済額が1,083万2,700円、執行残が948万3,000円となっております。

○3番（大河 善市議員）

今、課長の説明でありましたが、この事業は、令和4年度に開始され令和5年度、事業自体は終わったと思いますが、今、課長がおっしゃったのは農家振込が終わった金額ということで、事業自体はまだ終わっていないという認識でよろしいか、伺いたいと思います。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

本事業は、令和4年度に発出され令和5年5月までの購入に対する肥料が対象となっております。そのため、現在は事業の全てが完了いたしております。

また、令和5年度からは新たに肥料の減肥対策、2割から3割の肥料使用量の低減といったことを目標に事業が発出され、そういった事業の中で緑肥種子の助成や堆肥散布の助成などを行ってききました。

○3番（大河 善市議員）

終わったということであれば、町が負担したこの事業に対しての金額及びどれぐらいの農家にこの事業が還元されたかを伺いたいと思います。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

農家戸数に関しましては、1,414戸のほうへ支出いたしております。

○3番（大河 善市議員）

今、戸数について、金額については町が負担した金額が分かれば、再度教えていただきたいと思っています。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

町が負担した金額につきましては、先ほど申し上げた1,083万2,000円となっております。ここに国費、県費が入ってまいりますので、国費、県費、町の負担分、合わせまして7,180万円ほど支出しております。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。この問題については、以上で終わりますが。

続いては、次からは成果説明書で答弁をお願いしたいと思います。

これも、経済関係で、79ページ、畜産基盤再編整備事業について伺いたいと思います。たしか令和5年にこの事業の新たな申請手続があったと思いますが、応募農家戸数が何戸程度この事業に応募があったかを、何戸採択がされたかを伺いたいと思います。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

令和6年度から新たに奄美南部第2地区として事業を開始しております。本町で応募件数がたしか12、3件ほどあったと記憶しております。採択された件数につきましては、3件となっております。大島郡全体で14件となっております。

○3番（大河 善市議員）

今回3件の採択された農家について、奄振予算で事業を行うわけですが、採択された3件についてはおおよそ事業がいつ頃始まるかを伺いたいと思います。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

すみません、先ほど大島地区として14件と申し上げましたが、こちら南3島で14件でございます。事業の開始につきましては、現在、県の畜産協会等と打合せを行われている団体もあります。まだその段階に至っていない農家の方もあります。それぞれの事業の進捗につきましては、それぞれの農家さんのまた手続等も必要になりますので、今後も順次進めていく予定としております。

○3番（大河 善市議員）

それでは、先ほど答弁で12、3件の応募があったと。この事業については、奄振を利用して国よりの補助率が非常に高い事業でありますので、畜産農家においては魅力のある事業だと思って、これからも応募する農家が出てくると思うんですが、課長のほうで分かれば、次期、この申請等が何年度ぐらいにまた同じような事業申込みがあるのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

順当に事業が進めば、今期の事業が令和6年から令和10年度までの5か年の計画となっております。その後、また新たに事業が発出される予定となっております。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。ぜひ、その際は、またこの事業、申し込みたい農家も希望がありますので、周知等よろしくお願いをしたいと思います。

次に、先ほどもありましたが、79ページ、農林水産物コスト支援事業、たしか予算が8,600万ほど計画されていて、実施されたのが3,900万ほど事業が実施されていますが、先ほどの答弁でありましたが、JAの共販率とかが低かったために申請額が低かったということだと思いますが、町内においてはJA以外にも3事業団体があると思いますが、この団体についてもやっぱり同じように申請額が低かったかを伺いたいと思います。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

令和5年度事業の対象となるのが、令和4年産のバレイショの出荷も入ってきます。令和4年産

はかなりの寒風被害受けておりますので、他の事業者さんも減額となっているところです。

**○3番（大河 善市議員）**

ありがとうございます。

次に、すみません、この事業については、奄振が延長され、令和6年度より沖縄向けの農産物輸送が対象となり、さらなる事業活用を図ると記載されていますが、沖縄向けに対象品目の農産物出荷をしている対象事業団体があれば、どのような品目を沖縄向けに出荷をしているのかを伺いたいと思います。

**○経済課長（橋口 智旭君）**

お答えいたします。

沖縄向けの対象が令和6年度から始まっております。現在、この補助事業を使っている5団体に対しまして調査をかけましたところ、今後バレイショやサツマイモ等で活用していきたいというふうに伺っております。

**○3番（大河 善市議員）**

ありがとうございます。

それでは次、101ページ、小型合併浄化槽設置整備事業3,639万6,000円についてですが、予算では4,100万円ほど計上されていましたが、この事業については、国、県、町の助成があり、生活排水対策として合併槽への切替えを目的として事業計画が予算化されていますが、計画設置件数に達しなかった大きな要因等について、まず伺いたいと思います。

**○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）**

お答えいたします。

本合併処理浄化槽設置につきましては、12月に設置業者のほうに本年度設置予定基数を確認し行いましたが、設置の遅れ等により執行残が出たものでございます。

**○3番（大河 善市議員）**

今、課長の答弁で、12月に設置業者に聴き取るということではありますが、町内にこの事業できる設置業者が何業者ほどあるかをまず伺いたいと思います。

**○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）**

ただいまのご質問にお答えいたします。

町内事業者が約5業者、島内全て合わせて約25業者が設置事業者がでございます。

**○3番（大河 善市議員）**

これを聞いたのは、やっぱりこの事業は進めていかないといけない事業でありますので、ぜひ、特に優先して町内でこの事業を行っている業者さんといろいろ共有して、事業を早めに実施することが大事じゃないかなと思って、年度末になると、これを行っている業者さんも他に工事等もあって、それだけ全ての件数をこなせなくなると思うんです。ぜひ、この新年度も半年経過していますが、早めの工事をする事で農家要望があっても工事はできると思うんですが、年度末になるとど

うしても工事できる件数が限られてくると思いますので、ぜひ、この取扱いをしている業者さんと情報を共有して、早めの工事を計画ができるように担当課でも努めていただきたいと思います。これについてどう思われるか、伺いたいと思います。

**○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）**

お答えいたします。

設置業者のほうには、こちらのほうから、まず時間にゆとりをもって施工等していただくようお声がけをしていきたいと考えます。

**○3番（大河 善市議員）**

ぜひ、よろしく願います。この事業について、ぜひ、町民への普及の仕方を今どういうふうなことでこの事業を町民に分かるようにして、広報等しているかを伺いたいと思います。

**○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）**

お答えいたします。

まず、広報誌のほうでの広報と、また新築また改築等で設置業者さんのほうに委託する場合に、設置業者さんのほうからこういった補助事業があることを周知させていただいております。

**○3番（大河 善市議員）**

ありがたい事業でありますので、ぜひ、町民に啓蒙して、こういう事業が一件でも多くできるように努力をよろしく願いをしたいと思います。

それから、令和5年度の現場を視察した際、佐弁団地についてこの事業を活用して事業を行ったかをお聞きしたいと思います。

**○建設課長（高橋 雄三君）**

ただいまの質問にお答えいたします。

この事業を活用して浄化槽設置を行っているところでございます。

**○3番（大河 善市議員）**

ありがとうございます。

それでは次に、114ページ、目11の学校建設費、鹿浦小学校建設基本計画策定費369万、耐震度調査事務委託976万、この事業が執行されていると掲載されていますが、成果及び問題点で、実施計画を検討するとあります。令和6年度に設置業務委託2,100万、地質調査業務委託1,000万が計上されていますが、この令和6年度に計画されている事業の進捗状況について伺いたいと思います。

**○教委総務課長（町本 勝也君）**

ただいまのご質問についてお答えいたします。

本年度、おっしゃるとおり予算計上を行っております。この実施設計、地質調査に関しましては、本年度内で発注をかけて対応していくところで進めていくところでございます。

**○3番（大河 善市議員）**

ぜひ、課長、今年も令和6年も既に半分が経過していますので、年度内にこの事業を達成して、

令和7年度の当初予算で、校舎建設関連の予算措置をぜひ実施をしていただけないかについてお尋ねをしたいと思います。

**○教委総務課長（町本 勝也君）**

実施設計に関しましては、本年度の予算のほうで対応していくということで、この工事関係に関する予算については、県のほうの補助金申請の中で、令和7年度に一応申請を上げるということで準備は進めているところではございます。

ただ、この設計の状況等踏まえまして、令和7年度で予算計上を計画しておりますが、令和8年度になる可能性もありますので、そこは進捗を見ながら、早めるところは早めていければということ考えているところではございます。

**○3番（大河 善市議員）**

課長、ぜひこの問題については、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、124ページ、給食センター、学校給食物資代4,804万3,000円について伺います。

学校給食物資の目的として、給食費の無償化で保護者の負担軽減による子育て支援対策ですが、小中学校については、令和4年度から学校給食が無償化になりましたが、幼稚園については令和6年度からの給食提供だと思っておりますが、この中に幼稚園にもあるということですが、これについては、幼稚園についてはどのようなことで行われているかをまず伺いたしたいと思います。

**○学給センター所長（森 一途君）**

ただいまのご質問にお答えいたします。

幼稚園給食は、令和6年1月より始まっています、令和5年度で、今、物資代にも計上させていただいていますけれども、1食155円を幼稚園児の給食費として徴収しております。

**○3番（大河 善市議員）**

予定では、私は令和6年度からだったと思うんですが、1月から始まったのは、小学校、中学校と一緒に毎日提供しているということによろしいですか。

**○学給センター所長（森 一途君）**

お答えいたします。

令和6年の1月から3月にかけては、毎日というわけではなくて、週に2回とか3回とかで、3か月間で大体30食、この3か月間で提供しております。

**○3番（大河 善市議員）**

ありがとうございます。

幼稚園への給食提供を実施することによって、保護者からは給食提供をしたことによってどのような意見等が出ているか、把握している範囲内で答弁ができればお願いしたいと思います。

**○学給センター所長（森 一途君）**

お答えいたします。

この件で、昨年、幼稚園の保護者からアンケートを取ったりしたんですけども、やはりそれまで

は、弁当とかそういった保護者の負担が増えているので、給食になったらまた子どもたちが結構食べてくれて、やっぱり家計的にもいろいろそういった面でも助かっているというふうにはいろいろ声をいただいております。

**○3番（大河 善市議員）**

ありがとうございます。

その中で、学校給食の無償化で、保護者の負担軽減になり、保護者より喜ばれていますが、学校給食の残食が増えていることが課題と明記されていますが、これについてよろしく答弁をお願いします。

**○学給センター所長（森 一途君）**

お答えいたします。

給食費無償化との直接の因果関係はちょっと不明で、正確なデータ等はないんですけども、令和5年度からまた残食が増えている実感がありまして、課題として上げさせております。

**○3番（大河 善市議員）**

給食センターとして、残食が増えた要因について、学校側への聴き取り調査等を実施したのか、また残食を減らす対策等を講じたかを伺いたいと思います。

**○学給センター所長（森 一途君）**

お答えいたします。

今、学校と連携して調査というのは特に行っていないんですけども、やはり今年度、6年度に入ってから残食が多いので、実態をちょっと知るため、6月から7月にかけて、ご飯とパンに限って残食量調査を給食センターで行いました。

結果は、19日間で提供したご飯、パン1,167kgに対し、残食が279kgで、およそ4分の1が残食となっています。

残食の傾向としては、パンよりご飯のほうが多く、あとカレーとかふりかけなどのご飯が進むおかずのときは残食が少ないことが分かりました。

また、学校からも、今の給食センターで見学が難しいので、調理の様子だけでなく、残食を捨てる場所までビデオに撮って児童生徒に見せてほしいと要望がありましたので、こういった動画を作成して学校に見せることで、これだけ食材を無駄にしているという意識を持たせて、残食を少しでも減らしていきたいと考えております。

**○3番（大河 善市議員）**

ぜひ、そういう要望等があるということで、今おっしゃったような取組を進めて、少しでも残食を減らす対策を取っていただきたいと思いますが。

現在、給食センターでは、残食についてはどのような処理をなされて、年間でこの費用についてのぐらにかかっているかを伺いたいと思います。

○学給センター所長（森 一途君）

お答えいたします。

手持ちの資料で、ごみとして、今クリーンセンターで搬出ということで、この前一般質問でもお答えしたんですけども、保健所からの指導で、ごみとしてクリーンセンターに搬出しておりまして、令和5年度の量でいきますと約1万4,000kgでして、それに係る費用が、単価6円ですので、およそ8万4,300円ということで、こちらのデータとしてあります。

○3番（大河 善市議員）

この学校の給食の残食問題については、私が考えるのにおいては、令和4年、5年、6年と、給食に携わっている栄養士の方が3年間交代しているという、職員の方が交代しているというのもこの原因の一つではないかと私は思っているんですが、現在は担当している栄養士の方は、職員の方が担当して複数年勤務される方が現在いるのかを最後伺って、質問終わりたいと思います。

○学給センター所長（森 一途君）

お答えいたします。

確かに、委員のおっしゃるとおり、ここ2年は臨時採用の職員が1年1年交代で来られていまして、今年度からについては、正職員が、結局任期5年という形でこちらに任務してもらうようにしてもらっています。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時04分

---

再開 午前11時20分

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの答弁の中で修正がありますので、先にそれを。

○建設課長（高橋 雄三君）

先ほどの大河議員の質問の中に、佐弁団地改修工事において、小型合併浄化槽設置整備事業を活用しているかの質問に対する答弁について、訂正をお願いいたします。

この事業、個人住宅対象になっているため活用はしておりません。建設課としては、社会資本整備総合交付金事業で2分の1の補助を受けて工事を進めているところでございます。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

先ほどの敬老祝い金支給についてお答えします。

昨年度の実績として申請のあった方、基準日に住所を有していた対象者の方、全ての方に支給しております。また、今年度も今、現在、支給のほうを手段を進めているところなんですけど、今年度も全ての対象者の方に支給できるように努めていきたいと思っております。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

他に質疑はありませんか。

○5番（牧本 和英議員）

令和5年度歳入歳出決算で質疑をいたします。成果説明書でいきたいと思います。お願いいたします。

成果説明書の29ページ、3、雑入で、株主優待券売上金として9万円上がっております。同僚議員の一般質問等でこれは出てきた優待券の話ですが、この優待券が年間どのぐらい雑入で入ってくるのかをお伺いしたいと思います。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

株主優待券の売上金についてでございますが、本年度については9万円、枚数については、J A Cからの配付になるんですけれども、その枚数については、すみません、資料はないんですけれども、またまとめて提示させていただきたいと思います。

○5番（牧本 和英議員）

枚数が確認できないということですが、これにも有効期限というものがあるとは思われます。前回、ちょっと僕の身内で急遽、不幸が出て内地から家族連れで帰ってきたところ、結構な値段になって、帰るお金はもう船にしようとかいろいろ話していたところに、ちょっとこの優待券というのを使ったらどうかなということで申し込みをしたところあるということで、大変助かった、その方々の生活にも今後、助かるものだと思っております。

ぜひこういうもの、どのぐらいの枠があるとかというのをやっぱりまた町民に知らせて、また町民は離島割引等が安いんですが、内地にいる方々にとっては大変助かる優待券だと思いますので、これを有効活用するような、有効活用して、また有効期限を切らさないような取組をして、この雑入の売上げを増やしてほしいと思います。

次に、80ページをお願いします。15の鳥獣被害対策事業費なんですけど、この資材の申込みが経済課だよりでいろいろ説明されて、周知はされていると思うんですが、なかなか要望する人が少ないということですが、この管理委託料の100万円と、またこの材料費を組み合わせると、この管理委託者は網、フェンスをしているんですが、そうじゃない、フェンスをできないところにそういった事業で使うことはできないのかをお伺いします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

侵入防止柵の管理と対策資材の助成、全く別物の事業となっております。管理委託に関しましては、国費を使って設置した侵入防止柵の管理を行っていただく、対策資材につきましては、それぞれの農家さんが各圃場を守るために設置した、使用した資材等に対しまして2分の1で助成を行っているというものでございます。

○5番（牧本 和英議員）

個人でする資材と、分かるんですが、ある集落によったら、する人はして、していない人はしていないで、その人の畑は見事に夏植えのキビの種にしようと思っていたところが、全て被害に遭ったということを知りたがるので、そのしている所は守られるけど、されていない方々の畑には、やっぱりそこに集中してしまう。やっぱりもともとから、根本的に入るところをどうにか電気柵などでできないかと思って、集落単位での申請ができないか、そういうことができないのかお伺いします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

集落単位でしっかりとその管理者等を定めていただければ、支出は、私は可能だと考えます。

○5番（牧本 和英議員）

ぜひまたそういう感じの周知の仕方も検討していただきたいと思います。

それでは、90ページ、90ページの社会資本整備事業交付金の中で、伊仙馬根の照明の件が出ていますが、これは、管理は総務課がしているのでしょうか。

○建設課長（高橋 雄三君）

この街路灯は建設課で設置したものであり、建設課で管理しております。

○5番（牧本 和英議員）

1年ぐらい前から設置しているんですが、しているんですね、ずっと、1年前ぐらいから整備してきているわけですね。去年したわけではないでしょう。継続してやっているんですね。そこを通ったことがあると思うんですが、色が変わっている部分が多々あるんですが、どういうふうな感じ、指導しているのか、お伺いします。

○建設課長（高橋 雄三君）

見て御存じのとおり、ペンキで白く塗られたりテープでぐるぐる巻きにされているのが多々あります。大体そういう行為をしている本人は大体確定しておりますので、本人とちょっと話し合っ、是正していただくよう指導していきたいと思ひます。

○5番（牧本 和英議員）

指導も今からということですが、ぜひあれはもう財産になっているはずですので、徹底した指導をよろしくお願ひいたします。

次に、99ページ、これは畑かんの事業でされていることだと思ひますが、これはスプリンクラー関係だと思ひます。先月、やっぱり干ばつによって雨が降らなくて、結構なキビの伸びがなかった。こういう畑かんされている場所は水をかければいとして、されていない場所が結構ある、そしてまた、この畑かんされているところももう経過して土の深さがもう薄くなっているちゅうんですかね、土がもう流出して基準の土の量がないと思ひますが、やっぱり干ばつに強い町をつくるためには、やっぱり客土も必要ではないかと思ひますが、今後その客土事業とかまた復活して取り入れるあれはないのか、お伺いします。

○耕地課長（田中 勝也君）

ただいまの質問にお答えします。

今、当初、畑かんを入れた地区からしたら、もう2、30年、40年たっているところもあります。随時、今、更新事業の計画を立てて進めているところですが、それと同時に、客土事業も一緒に計画していけたらなと思っております。

○5番（牧本 和英議員）

ぜひ客土事業も推進して行って、やっぱり土が深ければ深いだけ、そんだけの干ばつ対策にもなると思いますので、ぜひ客土事業をまた進めていただきたいと思います。

それでは、104ページ、4の徳之島地域文化情報発信施設管理事業なんですけど、年々、闘牛の回数が減ってきているのは、私も承知しておりますが、この回数が減る要因として、私が思うには、やっぱり闘牛の飼育頭数が減っている。そういうものも挙げられる。そして、また、町長は、前は新潟のサミットでしたっけ、に行かれたと思うんですけど、その地域なんかはどういうふうな対策をしているのか、お伺いいたします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

前回の長岡市での闘牛サミットに関しましては、町長は公務のため別の出張がありまして、教育長が代理で出席いたしました。長岡市に関しましては、闘牛に関しましては、各闘牛主が負担金を出し合って一つの牛舎で飼育し、闘牛大会等いろいろ長岡市からのほうからも補助等をいただいで開催しているということを伺っております。

○5番（牧本 和英議員）

他沖縄とかも聞いてみますと、やっぱり行政からの支援といいますか、補助がかなり手厚く出されているところもあります。新潟にしても牛1頭買ったなら、闘牛牛を1頭買ったならその半額助成とか、そういったいろんな面で優遇されているんですけど、この徳之島も闘牛の島ですので、ぜひやっぱり闘牛がいなくなるような対策をやっぱり行政でしていただきたいと思うところですが、何かそういった、やっぱり他の地域で行政の意見等を聞いて、何か当てはまる事業等々は考えたことはないのか、お伺いします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

闘牛の頭数の減少に関しましては、各自治体とも同じような悩みをしております。総会のほうでいろいろ協議を重ねますが、これといった打開策というのはちょっと今のところ見当たらないんですが、今後、せっかく闘牛サミットで9つの自治体が集まっておりますので、いろいろ知恵を出しながら文化継承につなげていけたらと思います。

○5番（牧本 和英議員）

ぜひせっかくこの情報発信施設が伊仙町にもあるので、もう天城町も建築が始まって、来年、完

成するわけですので、もっと利用回数が減ってくる可能性が十分考えられて、ここの維持管理がスムーズにいくような、やっぱり先々を見通して、していただきたいと思います。どうか、また闘牛生産者、生産している方々に飼料代とか、まずは飼料代とかそういう部分でも構いませんので、お願いいたします。

そして、最後にですが、監査委員から出た監査意見書のほうでいきたいと思います。20ページ、お願いします。伊仙町肉牛導入基金で滞納額が1,800万円余りとなっている。これは、いろいろ何十年前からの積み重ねだとは向こうを見たら思うんですが、もうこの近々、回収できる見込み額とか、そういうのはないんですかね。

**○経済課長（橋口 智旭君）**

お答えいたします。

見込み額というのは立ててはいないんですが、現在も滞納のある方が、競りに上場、牛に上場するときには声掛けをして回収に努めているところです。

しかしながら、昨年、おとしごろから牛の価格がかなり暴落しておりますので、そういったところも加味しながら、農家のほうが営農を持続できるようなことを加味しながら今後、徴収に努めてまいりたいと思います。

**○5番（牧本 和英議員）**

これもまた精査して、不能欠損とするのは不納欠損とするなりして前に進んでいくようなことをしていかないといけないと思うんですが、基金としてもこっだけ現金で残っているんですが、これはまた町長にお伺いしたいんですが、今、いろんな事業等で若い方々が牛舎並びに機械導入いろいろして、非常に困っているところなんですが、この基金を取り壊して一部でもそういう利息にでも充てれるようなことができないのかをお伺いします。

**○経済課長（橋口 智旭君）**

お答えいたします。

まず、本基金の取り崩しにつきましては、こちら県費等も残っておりますので、早急に取り崩すというのはなかなか難しいと考えています。また、不納欠損につきましても、大島地区の課長会等でも議題にしているんですが、なかなか手上げ方式による、農家からの申請による貸付けのため不納欠損にしていくのがなかなか難しい状況で、こちら大島地区の市町村全ての課題となっております。

新たな参入者、新規就農者等に対しましては、様々な次世代事業ですとか様々な事業もありますので、そういったお声がけをしていただければ助かりますし、我々にも情報提供をいただければ、そういったお話をさせていただきたいと考えております。

**○町長（大久保 明君）**

先ほどの闘牛が天城町にもできるということでは危機感を持っております。今後、闘牛に関しましてもいろんな方法があると思いますので、徳之島3町だけが余り補助していないわけでありませ

ので、今後のことを考えたら、例えば、この闘牛が一時、厳しいときに小学生だけを無料にするとか、そういうこともやってきたわけでありますので、いろんな知恵がありますので、そういうことを含めてやっていくことが大事ではないかと思えますし、闘牛文化が今、いろんな意味で、いろんなネガティブな状況も一時ありましたけれども、文化だということでもかなりそういうことが注目をあび、評価もされておりますので、それをいかに守るかということも含めて、行政が当然関わっていかなければならないとは思っております。

**○5番（牧本 和英議員）**

ぜひ早急なそういう話し合い等をしていただき、予算計上をしていただきたいと思えます。

本当に今、畜産農家の資材高騰というのはものすごい額が、畜産農家だけではなくて農業をしている方々は全てだと思いますが、特に畜産農家の方々、ものすごい痛手をくらっておりますので、ぜひどうか助ける意味合いで、何かの崩せる基金というんですかね、そういうのがあって精査して、そういう方々に少しでも手助けができないものかと思えますので、ぜひ検討のほど、よろしくをお願いします。

以上です。

**○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）**

ここでしばらく休憩します。午後13時より再開いたします。

休憩 午前11時42分

---

再開 午後 1時00分

**○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

**○7番（清 平二議員）**

令和5年歳入歳出決算における主要施策の成果説明書9ページ、価格高騰緊急支援給付事業7,583万円、子育て世帯生活支援特別給付事業405万円、この補助率を教えてくださいと思います。

**○未来創生課長（野島 幸一郎君）**

ただいまの清議員の質問にお答えいたします。

こちらに関しましては、国の100%補助になっております。どちらとも100%です。

**○7番（清 平二議員）**

このようにして寄附金が来ているんですけども、この寄附金は対象者全体に行き渡っているのかどうかお尋ねいたします。

**○地域福祉課長（稲田 大輝君）**

ただいまの清議員の質問にお答えします。

昨年度、この価格高騰の寄附金に対しては、自分が担当している所管の課でやっていたので、実績についてお答えします。

対象者全てに行き渡っているかどうかということだったんですけど、まず、受け取りを辞退された方、それから通知等を送って最終的に返納が、申請がなかった方が70件程度ありました。

○7番（清 平二議員）

これは、非課税世帯、または確定申告をしているとか、そういう確定申告をしていないとか、課税自体も全部入っているわけですね、非課税世帯というだけじゃなくて、課税世帯の方も入っているわけですか。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

令和5年度に行った部分は、非課税世帯及び課税者の扶養に入っていない方がいる世帯で構成されている世帯が対象なので、もちろん課税された方には支給はないです。あと、未申告者に対しても、課税の判定ができないため申告をするようお願いとか連絡とした上で、全部、通知書を作成して送っております。

○7番（清 平二議員）

その確定申告もしていない、そういう指導をしたけど、その方々にはしていない、もしくは町に各種税金の滞納及び各種料金の滞納者の方々は対象外ですか、それともそういう方々にも交付しているんですか。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

国からの要件というか、いろんなもので各種滞納があるから、各種未納金があるからということで、この寄附金を差し押さえをするとか、事前で取ることはできないので、それは給付をして、その後、納税相談をして納付できる部分を納めるようにの交渉はいたしました。

○7番（清 平二議員）

ちょっと私聞いたところでは、自分は確定申告もしていない、滞納もしている、各種税金も納めているということで、もらっていないような言い方をしたんですけども、話を聞いてみると、そういうことじゃないということですので、今後もこういう寄附金があったら、やはり給付をして、その中から滞納がありますので、滞納金、あるいは使用料、こういうもの等を納付してくださいという指導を引き続きしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

その下、令和4年度に直売所百菜に補填をしたことによる1,571万6,000円の減、これは令和4年度ですけど、この当時、補填をしたときに、この補填金の中に町から借入れをした360万円、あるいは電気料等、こういうものは補填金の中に入っていたと思うんですけども、これは町のほうに入金されているのかどうか、お尋ねします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

令和4年度のときに百菜の、徳之島ビジョンさんのほうに補填をしております。その中に町から

の貸付金360万円、こちらの補填は含まれておりません。これ以前から何度も説明をしておりますが、360万円については含まれておりません。その代わり、ビジョンの前の事業者さんからビジョンが引き継いだ財産、現金等がございましたので、そこで360万円は町のほうに納付されております。（発言する者あり）

電気料金につきましては、一部は回収済みでございます。まだもう少しだけ滞納が残っております。

○7番（清 平二議員）

一部というところちょっと料金が分からない。もし料金が分かればどのぐらいなのか。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時09分

---

再開 午後 1時13分

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

残り94万円ほど滞納がございます。

○7番（清 平二議員）

94万円の滞納があるということだ。これは今後どうやって回収していくのか、不納欠損で落としていくのか、どういう計画で考えていますか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

これまで前々事業者さんとそういった打合わせを行っているところです。その中で当時の通帳関係、また組合の出資金関係、そういった部分も全て精査していただくようお願いをしているところですが、現在そこについて回答がない状況でございます。

○7番（清 平二議員）

その当時、直売所百菜、徳之島ビジョンに委託するということで、その当時、私たちもいろいろ議論をして、何で徳之島ビジョンに委託しなければならないのか、その効果がどう現れるのかということを経営者さんや関係者さんでいろいろ議論しましたが、結局5年間委託して5年後はビジョンが去っていきました。今年から町のほうで経営していますけども、現状、今回町が運営していてどういう状況なのか分かるだけのことを説明してほしいと思います。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

どういう状況か、現在、惣菜、お弁当等かなり自発的につくられてもおりますし、スタッフの皆さんも現在一生懸命動いて努力しているところです。

今期まだ半分なんですが、今期に関しましては夏のフルーツ関係、マンゴー、パッションフルーツ関係が少し少なかったことから、利益的には少し落ち込んでいくのかなとは感じています。

**○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）**

清議員、まとめてください。

**○7番（清 平二議員）**

いや、一応どういう状況なのか聞いているわけです。

そういうことで、民間の町内の商工業者もありますので、その辺のところとやっぱり比べてみて、町がやっぱりやるべきなのかどうか、その辺のことを検討して来期以降はどうするのかということをはっきり議会の中で、予算等を出すなら出すあるいは民間に委託をする、そのようなことをはっきり答えを出していただきたいと思いますが、来期はそういう向けての計画等があるのかどうか。

**○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）**

清議員、決算と外れてきているから答えられない。答えにくいかも。

**○7番（清 平二議員）**

来期の計画はないということ。

**○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）**

半端には答えられない。（発言する者あり）大丈夫。

**○経済課長（橋口 智旭君）**

お答えいたします。

今期、現在町のほうで直営で行っているわけですが、はっきり答えるどうのこうのじゃなくて、指定管理の公募をかけて、そこに募集がなかったということで令和6年度については町直営で現在運営をしているところです。

今後も指定管理の募集等をやはり検討し、その中で公募があるなしというのは現在我々の知り得ないところ、不明なところですので、そういった部分ではまた状況は変化していくと考えております。

**○7番（清 平二議員）**

ぜひ早めに公募を出して民間委託したほうが私はいいんじゃないかなと思いますので。

その次、農産物出荷の減少による農林水産業の輸送コスト支援事業費負担金1,400万7,000円の減とあります。これは恐らくバレイショの業者の方々が何業者これに対象になっているのか、何業者これに対象になっているのか教えていただきたいです。

**○経済課長（橋口 智旭君）**

お答えいたします。

現在5団体のほうが補助事業を使っております。

○7番（清 平二議員）

5団体ということですが、小規模農家の方々にもそういう町単独事業でもいいんだけど、輸送コストの補助をしていただきたいと思います。先ほどありましたようにマンゴー農家あるいはパッション農家、その他事業をしている方々がいらっしゃると思いますが、こういう方々も公募をして、やはり今輸送コストは非常に高いです。

また、10月から、なおさら高くなる傾向にあります。

やはり小規模農家のこういう今後やる計画はあるのかどうか、ぜひ計画をして実施をしていただきたいと思いますが、その辺のところをお答えできれば。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

まず小規模農家さん、この補助事業の要件に合致すれば本補助事業を活用することは可能だと考えております。ただし、この事業に関しましては、県本土との輸送コストの格差を解消するための事業でございますので、現在の要件としましては、鹿児島島の市場着までの輸送コスト代の支援となっております。そのため個別でゆうパック等で郵送したものに対しましては、事業の要件外となっておりますので、そちらはご承知おきください。

○7番（清 平二議員）

だから、この事業でじゃなくて、やはり小規模農家の方々が出していたら輸送代は確実に支払っていることは分かりますので、そういう方々も対象にして、やはり小規模農家の園芸あるいは果物、こういう方々にもやっぱり支援していただきたいと思うんです。この事業をするのではなくて、町単独でやっていただきたいと思うんですよ。この事業にするものじゃなくて、町のほうで独自に要綱をつくって、これはできるかできないかということを私はお尋ねしています。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

まず、財源の関係もでございますので、議員のおっしゃることを十分理解いたしますが、そこに用いるための財源の確保、こういったところから問題となってきますので、その辺がクリアできるよう少し検討していきたいと思います。

○7番（清 平二議員）

次に移ります。成果説明書のページ30ページ、避難所改修設計図か、避難所改修をやった地区があると思いますが、これは何か所やったのか、今年はやっていないのかどうかお尋ねします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

避難所改修を行った地区については、令和2年度から令和4年度までにおいては7か所、7地区に整備してございます。令和5年度においては避難所改修設計業務委託として糸木名生活館の設計業務を委託しております。6年度において糸木名生活館の避難所改修を予定しております。

○7番（清 平二議員）

私は、この避難所改修までいろいろ何か所かやってきていると思いますけども、ぜひ避難所改修したときに、やっぱりここは台風の常襲地帯でありますので、ガラスをそのままにしないで雨戸をして、しっかりとした避難所の設計というのをしていただきたいということを過去にも要求したことがあります。

その糸木名地区に今度やるところに対しては、雨戸など台風被害、木とか飛んできてガラスが割れると、そういうような防護の方法をしてあるのかどうか、今設計図が出来上がっていたら、そこまでしているのかどうかお尋ねします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

本避難所改修業務については、改修を実施する集落の区長さんと協議をしながら改修を進めているところでございます。

糸木名生活館については現在、集落との協議をしている段階でございまして、その予算の範囲内でどこまでが対応可能なのかというところも含めて集落と協議をしながら進めていくところでございます。

○7番（清 平二議員）

集落と協議をするということですけども、やはり役場がリーダーを取って、その設計の中に雨戸を入れるという、これは最低条件だと思うんですよ。集落の方と協議をするのではなくて、役場の中で避難所にするんだったら、やはり雨戸を入れるのが私は最低制限の中じゃないかなと思うんですけども、その雨戸を入れて予算がこうのどうのじゃなくて、そういうところをして住民の安心、安全を確保していただきたいと思うんですよ。

そういうことができるのかどうかと、住民からの協議じゃなくて、やっぱり避難所ですので、そういうのは皆さんがリーダーを取って、これは避難所で雨戸対策をしないといけないということをして、後、集落と協議をやればいいんじゃないですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

先ほども申しましたように予算の範囲内で集落、公民館によっては防水であったりという要望もございます。そちらも含めて集落との協議を行い、避難所改修を進めていくということでございます。

○7番（清 平二議員）

避難所改修、やっぱりぜひ私は最低限だと思いますので、そのところはしっかり取り入れて、住民が安心、安全守れるように、台風のとて行って雨戸がなかったら、ちょっと心配だなと思ったら、安心、安全でそこで避難所開設ができると思いませんので、そのところをしっかりとリーダーシップを取って、そういうのを入れてください。そのところは私のほうからそういう要望

をしておきます。よろしくお願ひします。

次に、33ページ、奄美群島広域事業、その下、コミュニティ助成事業、西伊仙集落あるいは阿権集落250万、200万とありますけども、これの説明をお願いします。

**○未来創生課長（野島 幸一郎君）**

ただいまの清議員の質問にお答へします。

この一般コミュニティ助成事業につきましては、住民が自主的に行う集落活動の促進を図り、地域の連帯感の向上や地域の活性化を目指すもので、集落活動に直接必要な活動備品、消耗を整備する事業になります。1件につき100万円から250万円の補助になります。（発言する者あり）補助率は100%になります。

**○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）**

すみません、ちょっと勝手に進めないでくださいね。

**○7番（清 平二議員）**

補助率100%ということですけども、しっかり集落の方々と協議をして、その中でしっかりとその事業が活かされる備品等を購入して入れていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

次に、ページ36ページ、同じく成果説明書。長寿と子宝の町サテライトオフィス事業の中で、施設管理委託をしているわけですけども、この委託は143万円どこのほうに委託しているのか。

**○未来創生課長（野島 幸一郎君）**

ただいまの質問にお答へします。

こちらは長寿子宝社になります。

**○7番（清 平二議員）**

長寿子宝社ということですけども、内容面をどういふ委託をしているのか、内容を教えていただきたいと思ひます。

**○未来創生課長（野島 幸一郎君）**

ただいまの質問にお答へします。

こちらに関しましては、施設の清掃ですとか、あとは予約の受付管理、あとは実績報告等を業務としてお願ひしております。

**○7番（清 平二議員）**

清掃等いろいろあるみたいですけども、やはりこれもしっかり基礎といふかそういう金額等を見て、これで適当かどうか、その辺のところも予算として多いのか少ないのか、その辺のところをチェックをしていただきたいと思ひます。

そして、その予算がしっかりそれだけでどのぐらゐの効果が出ているのか、見積りをして委託契約をしたんだけども、その効果といふのが分かれば教えていただきたいです。

**○未来創生課長（野島 幸一郎君）**

ただいまの質問にお答へします。

効果といたしましては、こちら受付と清掃等をお願いしているわけなんですけれども、こちら毎月報告書を頂いております、適切に清掃等を行っていただいておりますし、また雨漏り等があった場合は随時報告を受けているところであります。

ただ、こちらに関しましては、清掃委託料等をお支払いしているわけなんですけれども、入ってくる施設費等に関しましては、まだまだ改善の余地があるかと思っておりますので、こちらは引き続き活用していただけるように未来創生課においても様々な調整をしていきたいと考えております。

**○7番（清 平二議員）**

しっかりと、チェックをして管理委託をするようにお願いします。

その下に負担金及び補助金216万6,666円ですか、これはどういうものなのか、この内訳等が分かれば教えていただきたいです。

**○未来創生課長（野島 幸一郎君）**

ただいまの質問にお答えします。

こちらは右側の説明書のとおりで、オフィス1、オフィス2、オフィス3と企業さんが入っておられるんですけれども、このオフィスに入っている企業に対して1社につき100万円の補助を出しているところであります。

**○7番（清 平二議員）**

1社に対して100万円ということですが、町単でこれだけ出していると思っておりますので、この1社から入ってくる、伊仙町に入ってくる税金等が分かれば教えていただきたいです。

**○未来創生課長（野島 幸一郎君）**

ただいまの質問にお答えします。

こちらの企業が伊仙町に来て、税金等の確認というのが正確にはできていないんですけれども、こちらの企業が伊仙町に来ていただいて様々な企業との交流を図ったりですとか、新しい産業を生み出すというところで、この補助金をお支払いしているつもりでありますので、そういったところは引き続き未来創生課でしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

**○7番（清 平二議員）**

その辺のところをしっかりとチェックをして、伊仙町にどれだけの効果があるのか、ただお金をこうやって100万ずつ上げてするのじゃなくて、こういう企業が来たら伊仙町にどういう効果があるか、その辺のチェックもしっかりしてもらいたいと思っておりますけれども、これは何年間契約ですか。

**○未来創生課長（野島 幸一郎君）**

こちらに関しましては、上限3年間となっております。

**○7番（清 平二議員）**

3年間委託契約をして、3年後にはきちっとしたことで伊仙町にどういう効果があったということ、また報告をしていただきたいと思っております。

次に、42ページ、滞納分の実施状況というのがありますけれども、預金関係が34件。34件で上に

書いてあるのが38万4,000円ですか、ちょっと分からないんですけども、このようなところ、生命保険が12件あるいは給与が13件とかありますけども、このようなところ滞納後の実施した状況の金額等が分かれば教えていただきたいです。

**○くらし支援課長（上木 博之君）**

お答えいたします。

令和5年度は件数にして21件、金額は41万6,000円を差し押さえました。内訳は給与から13件、その他として、こちらは町の補助金で滞納者のほうからお支払いしますということで、受けた分が8件となっております。

**○7番（清 平二議員）**

令和5年度は給与だけで差し押さえしたと、それと補助金ということで。できるだけ滞納の処分を早めにして、町の助成額、税金を納めるように努力していただきたいと思います。

次に、47ページ、元気度アップ地域包括ケア推進事業について、令和4年度、令和5年度とありますけども、これの説明をお願いします。

**○地域福祉課長（稲田 大輝君）**

ただいまの清議員の質問にお答えします。

元気度アップ地域包括ケア推進事業として、グループポイント事業、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう高齢者自身で健康づくりや社会参加等を推進するとともに、地域の高齢者等で構成する任意の団体が行う互助活動を活性化し、高齢者の地域全体で支え合える地域包括ケアの推進を図ることを目的とするとして活動をしているんですけど、この活動に対して申請があった個人、それからグループに、ポイントとして商品券を給付している事業です。

4年度が構成員128名で事業総額が96万6,704円、5年度が154名で125万7,800円の事業費で行っております。この中でポイントに対する商品券の料金であったりは全額補助で、事務費に関しては2分の1補助でやっております。

**○7番（清 平二議員）**

これも各集落にそのグループあるいはそういう対象者がいると思うんですけども、もっともっと各集落でこういう啓蒙をして、そういうグループ活動ができるように啓蒙活動をしっかりやっていただきたいと思いますが、これは地域包括センターでやっていると思いますけども、この地域包括センターだけで十分なのか、他に何かこういう推進するための方がいらっしゃるのかどうかお尋ねします。

**○地域福祉課長（稲田 大輝君）**

ただいまの質問にお答えします。

伊仙町の包括のみだけではなく、今現在、長寿子宝社のほうに委託もして推進してまた活動が広がっていけるように推進をしております。

○7番（清 平二議員）

長寿子宝社ということですが、長寿子宝社もいいんだろうけども、やっぱり各地域にそういうリーダーといいますか、例えば集落に地域女性連とかいうのも、それがあると思います。あるいはまた、老人クラブ等あると思います。こういう団体等にも呼びかけて、やはりグループ数を増やして、こうやって高齢者を支援していただきたいと思いますけども、もしこれが増やしたら今後予算等が増額なったらできるのかどうか、どの辺までできるのかどうかお尋ねします。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

今、議員のほうから言われたように、確かに高齢者が元気になるためにとか地域を活性化させるために人数を増やす、グループを増やしていくのがこの事業の最大の目的になると思います。予算のほうも補助金等を活用しているところもあるので、増えていった分だけ対応できるように努力はしていきたいと思います。

○7番（清 平二議員）

ぜひ、その辺のところもPRをして、やはり高齢者の方々を支え合っていくように、そうすることにより介護予防教室あるいは後期高齢者の医療給付等が抑制されると思いますので、ぜひ町民の方々にアピール、そして本当に女性連の力が必要だと思っておりますので、そのところはしっかりと各集落の方々にPRをしていただき、この事業がますます大きくなり高齢者を支える力を大きくしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、ページ50ページ、これは非常に人の心の問題であり難しい問題であると思っておりますけども、地域自殺対策緊急強化事業ということですが、いろいろ難しい点もあろうと思っておりますけども、この前の予算の中でも私が話したように、やはり今伊仙町では保健師が非常に不足している。これにはやっぱりそういう保健師等が非常に必要じゃないかなと思うんですけども、これについて何かできる限りのことを答えていただきたいと思っております。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

保健師に限らず専門職の採用という部分では、今年度も募集をかけております。過去募集をかけて応募がなかった時期もございますが、今後も継続的に専門職の採用については募集をかけていきたいと考えております。

○7番（清 平二議員）

ぜひ募集をかけた方がいいあるいはまたプライバシーを守れるような環境をつくってくれということをお願いしているわけですが、一向にそれが前に進まないというのが現状でありますので、しっかり住民からの意見を聞いて、最近も聞きますけども役場になかなか相談に行きにくいという、これは住民からの声でありますので、ぜひその辺のところは住民が行って相談に行きやすい環境づくりをしていただきたいと思っております。

そうすることにより、人の命が救える場合が出てきますので、ぜひその辺のところは一日も早く、そういう心の病をしている方々に寄り添った環境をつくるようにお願いします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

議員おっしゃるように町民に寄り添った形での相談対応であるとか、そういったものには心がけていきますし、本庁舎もそれぞれ各フロアには会議室等もございます。

また、その会議室等も相談室としての利用も可能でございますので、町民の方々に寄り添った対応に心がけてまいります。

○7番（清 平二議員）

新庁舎をつくって相談室いろいろあるということですけども、やはり他の市町村を見ていただきたいと思うんですね。保健関係のあれは庁舎の外に保健センターをつくっているわけですので、私はそこを言いたいんですよ。保健センターを前のほーらい館ですか、移していただきたいというのが私は住民の声じゃないかなと、私一人でこうやっているんじゃなくて、本当にそういう話を聞くんですよ。

そういうところに耳を傾けて、他の市町村がやっぱり保健センターは庁舎外につくっているわけですので、これはやっぱりプライバシーを守るといのが一つの方法だと思いますので、ぜひそのところを検討していただきたいと思いますけども、これはやっぱり役場の中に置くわけですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

現在、保健センターについては、本庁舎フロア内でございます。相談業務に関して担当課のみならず横の連携を図れるということでも、例えば子育てであったり、高齢者というところで横の連携が取れるというところで本庁舎内に設置をしているところでございます。

先ほど申しましたように相談業務についても、各フロアにおいて相談室または会議室との利用も可能でありますし、プライバシーの保護というところでも考慮して対応しているものと認識しております。

今後も2期工事が完成すれば、そこには完全プライバシーが守れる相談室等も設置がされるわけでございますので、そういったところも利用しながら町民に寄り添った形での行政に努めてまいりたいと思います。

○7番（清 平二議員）

ずっと、そういう議論をしているんだけど、一向に前に進まない。私一人のよがりかなと思うんだけど、本当に町民に寄り添ってしていただきたいなと思います。

次に、55ページ、高齢者元気度アップ事業商品交換者数とあります。これの限度額とそれから金額等が分かれば教えていただきたいです。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

高齢者元気度アップポイント事業について、令和4年の229名から36名の増加となっているというところに成果説明書へ記載はされているんですけど、この人数に上限があるのか、予算に上限額があるのかは、すいません、ちょっと確認をさせていただきます。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時50分

---

再開 午後 2時06分

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

先ほどの高齢者元気度アップ事業について説明いたします。

まず、ポイントの上限額ですが、1人3,000円までのポイントとなっております。事業費の上限はないんですけど、他の事業と兼ね合って介護事業の割合の中でやっているの、こちらの上限額だけを増やすと、他の事業のポイント事業等を減額しないといけなくなるので、そちらのバランスを見ながら計画をしていきたいと思えます。

補助率なんですけど、2分の1が介護保険の保険料等になります。国が25%、県が12.5%、町が12.5%の補助になります。

○7番（清 平二議員）

高齢者元気度アップ事業、これは確か現在60歳以上ですか、65歳以上ですか、年齢もあると思えますけれども、ゲートボールあるいはグラウンドゴルフ、こういう方々がやっても対象になるのかどうか。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時09分

---

再開 午後 2時11分

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

高齢者が行う健康増進関係の運動等、グループ活動等、全てに対してポイントを付与しておりま

す。対象者が65歳以上の高齢者。ポイントは商工会の商品券に全て変換しております。

○7番（清 平二議員）

私、まだ商工会のスタンプ会と商品券ということで、商工会のスタンプ券というのは、今、黒ウサギのあれが商工会のスタンプ券ですか。じゃなくて、商工会の商品券ですよね。それを限度額3,000円ということですね。そして、グラウンドゴルフあるいはゲートボールをしている方々は、週に2回ぐらいしていると思うんですけども、月1回で1つのポイントというのがあると思うんですけども、やはりこれを月に2回ぐらいして、私は増やしてほしいと思うんです。ということは、高齢者の方々がいて、グラウンドゴルフをしたりゲートボールをしたら健康維持のためにもできるわけですので、そして介護給付になるべく年齢を遅くしていくためにも、これは増やして行って、限度額3,000円とか言わないで5,000円ぐらいにしたら、恐らく相乗効果が出ると思うんです。その辺のところも検討して、町のほうではやっていただきたいと思うんですけども、その相乗効果まで見ているのかどうか。分からなければ、次、また答えていただきたいと思います。

その前のページ、介護予防ケアマネジメント事業3万5,750円というのがあります。これはどこにケアプラン作成を委託しているのか。この辺のところをちょっと教えていただきたいと思います。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時15分

---

再開 午後 2時26分

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

清議員の質問にお答えします。

介護予防ケアマネジメント事業費、総事業費のほうに表記されている3万5,750円は、各種事務用品の需用費になります。介護予防ケアマネジメント件数108件のうち、23が外部の4事業所に委託、残り85件が伊仙町地域包括支援センターのほうで作成したのになります。

○7番（清 平二議員）

さっき言ったスポーツ関係は入っているのかどうか。グラウンドゴルフとかゲートボールとか、毎回出てきたら1ポイントなのか、月に幾らなのか。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

先ほどのポイント関係の事業に関してなんですけど、先ほども説明したんですけど、上限額が3,000円になるポイントの分までポイントの分は加算しているので、複数回出た部分に関してもカウントはされていると認識しております。

○7番（清 平二議員）

さっきもお話ししましたけれども、これは介護予防にもなるし、高齢者医療の抑制にもなるから、上限額を3,000円じゃなくて5,000円くらいに上げてやっていただきたいと思います。ぜひそれを来年度予算に期待しておりますので、上限額を上げて。要するに、一旦介護に入ると、その給付をやる金額にしてみれば非常に小さいものだと思うんです。介護予防にもなるし、後期高齢者の医療の給付にもやると。その相乗効果をぜひ考えてほしいと思いますので、上限額を5,000円にしていたできるようにお願いいたします。

では、61ページ、委員長は通していなかったんですけども、各保育所の年齢別の人口が分かればそれをいただければありがたいなと思いますが。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

ただいまの質問にお答えします。

保育園の園児数、年齢別でお伝えいたします。0歳児が22名、1歳児が35名、2歳児が41名、3歳児が43名、4歳児が44名、5歳児が22名となっています。これは9月1日時点の数字になります。

○7番（清 平二議員）

5保育園のトータルで0歳児が22名、1歳児が35名、2歳児が41名、3歳児が43名、4歳児が44名、5歳児が22名。これは保育所に通所していない方がいるかもわかりませんが、これを見してみると、子どもが年々少なくなっているというのが分かると思います。

ということで、次のページとも関連いたします出産・子育て応援給付金というのがあります。出生児1人につき5万円、令和5年度は29名。30名を切っている状況ですよ。保育園に通っている方々も0歳児22名、保育園に来ていない方もいるかもわかりませんが、それはごく僅かだと思うんです。だから、子育て支援にもうちょっと力を入れてほしいなと私は思います。

決算書の7ページ、款12、項2、目1民生委員負担金、節2児童福祉費負担金というのが803万6,850円。これは0歳児から3歳児までの保護者負担金ですよ。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

0歳から3歳未満の保護者負担金になります。

○7番（清 平二議員）

このように、子育て世代の子どもが非常に少なくなっていて、800万円余りの負担金をしているわけですけれども、やはり伊仙町でも、この若い世代から負担金をもらわないで無料化の保育園にしてほしいと思うんです。隣の町と比較して言うのはなんですけれども、隣の町が子育てがしやすい、若い方々が行って、子どもの保育料の負担金がない、ゼロということは、やはり子育てがしやすいということですので、この辺のところも検討していただき、早めに完全無償化、今、国がする前に、私たち伊仙町が完全無償化にさせていただきたいと思いますが、今後、この計画があるのかどうか、執行部のほうはどう考えているのか、お尋ねします。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

お答えいたします。

6月議会の一般質問でありましたように、現在、総務、財務とも協議を進めて、どういった財源で充当していくか等、今、協議しているところでございます。

○7番（清 平二議員）

これをぜひ進めていただきたい。そして、あと10年すれば、伊仙町で中学生が1学年30名になります。今のような状況で、3中学校ありますけれども、1学年10名ずつ、面縄、伊仙、犬田布、10名。これ、目の前に、もう見えているんですよ。やはりこれをどうするか。あと10年後のことをここで言うのもなんですけれども、やはりそういう10年先のことを考えて、若者たちが伊仙町に来ていいなというまちづくりにしてほしいと思います。

この前も話しましたが、小学校までは非常に教育力も高いけれども、何で中学校になったらこんなに下がるのか。ここのところもしっかり、今、教育長不在だけれども、教育委員会にしっかりとした予算立てをして、この教育力もアップして、他の市町村からも島に来て、本当に学力がよくなったと、島で学校を歩かされるというまちづくりにしていただきたいと思います。本当に私はこれを見てびっくりしました。29名。これはやはり現実ですので、しっかりと受け止めて、来年度以降の予算編成をしっかりしていただきたいなと思います。

ちょっと先に進みます。次に、その前の62ページ、放課後わくわくクラブ事業。これに委託料が2,070万9,000円組まれています。これは町からの負担金であって、このわくわくクラブ、個人負担金は月幾らですか。答えないから。ゼロなのか、個人負担金があるのか。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

清議員、ちょっと焦らないでください。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

お答えします。

このわくわくクラブに関しては、長期、夏休みのときは1万円いただいております。それ以外の放課後の預かりに関しては月5,000円いただいているところでございます。

○7番（清 平二議員）

これは町から出している2,070万9,000円とは別ですね。別に個人負担金をもらっているわけですね。これは小学校何年生まで預かっていますか。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

小学6年生までです。

○7番（清 平二議員）

小学6年生まで。6年生まで登録児童数が54名。実際は小学6年生じゃなくて3年生ぐらいまでが入っているんじゃないかなと思うんですけれども、54名、これを委託して2,070万。これに、ざっと5,000円であると、計算していないけど250万ぐらいになるのかな。2,250万。夏休みの1万円

があると2,300万ぐらいをこれに費やしているということですがけれども、これは親が2人共働いて、子どもだけを1人にするわけにいかないということで、これだけ負担していると思うんですけども、この辺のところも、本当に伊仙町で若者が育てやすい町にするというのが、私にはちょっと見えないんですけども、ぜひその辺のところの目標を持って、しっかりとして予算立てをしてほしいと思います。

次に進みます。71ページ、特定健診実施率41%とありますけれども、目標が何%で実施が何%なのか、教えていただきたい。

**○健康増進課長（大山 拳君）**

ただいまの質問に答えます。

県から示されているものは60%、そして実施率、こちらに記載されているとおりとなっております。

**○7番（清 平二議員）**

県から示されているのが60%ということだったんですけども、当初からこれは県から示されているのは60%。60%をクリアすると、その当時はペナルティーがなかった。今はペナルティーがないということですがけれども、私は41%というのは、この前から言われているとおり、そういう専門職の方がいない、そういうのもここに現れているんじゃないかなと思いますので、しっかり専門職を確保して、その人たちだけじゃなくて、町職員全体のラスパイレス指数も上げて、目標を達成できるようにお願いしたいと思います。

次、79ページ、畜産経営維持支援事業交付金3,753万6,000円、この補助率、そしてまた、先ほどからずっと言っているように、各種税金等、使用料等、滞納者の方々にも交付しているのかどうか。補助率と、その滞納者関係、対象者に全部しているのかどうか、お尋ねします。

**○経済課長（橋口 智旭君）**

お答えいたします。

本事業につきましては100%国庫となっております。また、地域福祉課長からも先ほどありましたように、本交付金を支出する際には、そういった条件を設けるなという国の指針がありますので、そういった状況です。

**○7番（清 平二議員）**

先ほどからいろいろ交付金の関係を聞いてみますと、100%でやっていますが、今、本当に畜産農家が困っています。サトウキビ農家も困っています。今のうちに若者を補助してあげないと、私は畜産農家が本当に少なくなる、伊仙町で農家支援ができなくなると、非常に懸念をしています。

そういうことで、いろいろ質問をしたんですけども、金がないとか、財源がないとかいう話を聞きました。私がこれを参考資料としてもらったのが、長寿子宝社に委託している委託事業があります。この他にもあると思うんですけども、この資料でもらった限りは5,624万3,800円、子宝社に支払っている金額です。このチェックがしっかり行われているのかどうか、お尋ねします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

資料請求にもございましたように、それぞれ委託業務として長寿子宝社と委託契約を行っております。先ほど未来創生課長からもございましたように、支出をする際は、その実績、内容を照合して支出をしております。その内容については、何ら問題ないものと認識しております。

○7番（清 平二議員）

この子宝社の監査は誰がしているんですか。町がしているんですか。町の監査委員がしているのかどうか。他、民間がしているのかどうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

一般社団法人でありますので、こちらが答えることが適切かどうかという判断はございますが、税理士のほうに依頼をして子宝社のほうの経理等々は適正に運営されているものと認識しております。

○7番（清 平二議員）

5,624万4,000円、これだけ町の金が入っているのに、なぜ町の監査ができないのか。一般社団法人だからできないのか。一般社団法人をつくって町の監査をさせないようにしているように私には見えるんだけど、ぜひこれを町の監査ができるような仕組みにもう1回戻してほしいと思いますけれども、できるのか、できないのか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

先ほども答弁しましたとおり、委託事業については、その都度、実績等を確認し、内容を照合して委託料の支払いをしているところであり、その内容に関しては何ら問題ないというふうに認識しております。また、一般社団法人である長寿子宝社の監査についてですが、一般社団法人が定款等で監査を定めることになっており、こちらが監査をしますというふうな内容の定款にはなっていないという認識でございます。

○7番（清 平二議員）

だから、その規約とか何とかあるけれども、町がこれだけお金を出している社団法人、民間で行っているのだったら別ですが、町が5,600万まで全額出しているんじゃないですか。それを町の監査をできるような仕組みにしてほしい。

さっき私は聞いていなかったというか、この中で地域コミュニティバス運行業務委託料が2,361万8,000円。2,300万ですよ。これが効率的に運営できるのかどうか、できているのかどうか、チェックをしたのかどうか。

○健康増進課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

実績報告が毎月報告なされているので、チェックは毎月行っております。

○7番（清 平二議員）

実績報告をもらっているからというのがありますけれども、チェックをしていると。これだけのお金を払って、その効果まで見ているんですか。町の巡回バス、3回走っていますよね。もし答えられるんだったら、3回目の搭乗率はどのくらい、何名なのか。

○健康増進課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

直接的な回答にはならないのですが、路線は5路線走っております。その中で一番多い路線が西部コースだというふうに認識しております。その次に徳之島町コースだったというふうに認識しております。そして、その来館者数に関してなんですけれども、その効果として1日300名以上の来館者があるもので、一定の成果は得られているものと認識しております。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

清議員、まとめてください。

○7番（清 平二議員）

3回目のということを私は言いましたけれども、町内巡回走っていますよね。3回目、これが何人ぐらい乗っているのか、チェックをしているのかどうか。

○健康増進課長（大山 拳君）

ただいまの質問に答えます。

3回目のコース、東部、西部、中部、それぞれコースがあるんですけれども、中部コースにおいては午後の利用者は少なかったというふうに認識をしております。そのため、路線の変更を8月15日だったと思うんですけれども、長寿子宝社のほうにお伝えして、検討をお願いしますということで、今現在、休止している状況です。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの清議員の質問にお答えします。

長寿子宝社の立ち位置について補足説明をさせていただきます。長寿子宝社に関しましては、伊仙町が長寿と子宝日本の伊仙町、生涯活躍のまちづくり計画として作成した地域再生計画に大きく関わっております。この計画は平成30年11月に作成されており、期間は令和6年3月31日までとなっております。

構想としては、障害の有無、性別、年齢にかかわらず、豊かに生きがいを感じながら暮らすことができる地域の存続を目指す。また、都市部の元気な高齢者のみならず、伊仙町に移り住み、多世代にわたる地域住民と交流しながら、生きがいを見出す移住者・Uターン者を受け入れる地域づくりを目指すとしています。こちらの構想を実現するために、包括支援センターや長寿子宝社、ほーらい館と連携を取りながら、様々な事業を推進してきたところです。

また、一般社団法人長寿子宝社は、令和2年5月1日に地域再生推進法人に伊仙町から指定を受

けております。この地域再生推進法人の指定については、地域再生法第19条から第23条を根拠に、地域再生推進法人制度に基づく指定であります。この地域再生推進法人制度については、地方公共団体の補完的な立場で地域再生の推進に取り組む組織としてNPO法人を地域再生推進法人として指定することができるとしています。また、民の力を生かした地方創生推進の手引の中では、地方再生推進法人の随意契約についても見解が記載されており、生涯活躍のまちの中核的法人の業務の専門性、特殊性が考慮された随意契約の締結も考えられ、当該団体が業務を行うことにより、さらなる生涯活躍のまちの推進を図ることとしております。

要するに、生涯活躍のまちを推進するに当たり、長寿子宝社が中核的な立ち位置となっており、随意契約を締結することによって、さらにこの活動を推進できるということで整理がなされており、その整理の下に、各課、随意契約等を結んで事業を推進してきたというところであります。

**○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）**

清議員、回数を超えていますので、質問を変えてください。

**○7番（清 平二議員）**

やはり各課でしっかりと効果検証をして、予算がこれでいいのかどうか検証をしてやっていただきたいと思います。予算がない、金がないとか言いながら、私から見たら、まだまだ町民に寄り添ってできるところが出てくるんじゃないかなと思っていますので、しっかりとした令和6年度の予算を立てていただきたいと思います。

次に、80ページ、鳥獣被害対策事業の中に侵入防止柵管理委託とあります。これはどこに委託しているのでしょうか。

**○経済課長（橋口 智旭君）**

お答えいたします。

ただいまの質問ですが、これまで何度もご質問いただいておりますが、侵入防止柵管理組合のほうに委託しております。

**○7番（清 平二議員）**

管理組合ということですがけれども、もし分かれば、ここで発表できるのであれば、管理組合の組合長、そして、その管理組合は何人ぐらいいらっしゃるのか。この場所はどこからどこまでなのか。具体的に分かれば教えていただきたいです。

**○経済課長（橋口 智旭君）**

お答えいたします。

代表者につきましては民間の個人の方となりますので、差し控えさせていただきますが、同組合においては、現在5名から6名程度で活動しております。エリアにつきましては、糸木名の上部のほうのエリアを中心に、幅広く、予算内でできるところまでに行っているところでございます。また、フェンスが破れたりなど、そういった部分の資材関係につきましては、我々のほうで支出をしたり、在庫が少しございますので、そういったもので修繕を行ったりというふうに活動しております。

す。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

清議員、決算を重点的に置いて。ちょっと脱線し過ぎていますので注意してください。

○7番（清 平二議員）

管理組合5名から6名、糸木名からということで、しっかりしたルートは出ていなかったんですけども、やはりこれだけで防止して効果があるのかどうか、私にはその効果は見えませんが、ぜひ効果が見えるように、次の当初予算あたりで説明してほしいと思います。

最後になりますけれども、各施設にAEDを設置してあります。これは、この前、私は喜念小学校に行ったときに、学校の校舎の中に設置してあるので、緊急であり、もし何かあったときに使わなければいけないAEDだと思いますので、これを検討して、いつでも、誰でもがすぐ取って利用できるような場所に。今、何か所設置しているか、ちょっと分からないんですけども、人の命は何秒たりの非常に時間を争うものであります。AEDを外に設置したら盗難に遭うとか、いろいろ問題があると思いますけれども、やはりその問題と人の生命とを比較して、伊仙町はそういうのではないですよ、マナーも大切だよと言えるような町にさせていただくためにも、これは誰でもすぐ使える状態。各学校に設置してあったら、校長先生から鍵を借りて開けないといけない。その間に時間がない。あるいは、時間がなければ、学校のドアを壊しても取って行ってあげないといけない。そういうところからの効果を見たりしたら、どっちがいいのか。この改善策はあるのかどうか、お尋ねします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

ただいまの清議員のご質問にお答えいたします。

現地視察のときに確認をされたAEDに関することだと思うんですが、現在、各小中学校、そして幼稚園まで各施設の屋内のほうに設置がなされております。ご指摘のとおり、屋内のほうにございますが、まず1つ懸念されるのが、盗難、滅失のことです。このAEDに関しましては、小中学校、幼稚園のほうで何かあったときにはすぐ児童生徒、園児のほうに対応できるようにということで、教育委員会のほうで契約を行っておりますので、これを仮に屋外に設置した場合に、管理上、学校の校長先生方がどう判断されるかということをご意見を伺って方針を決める必要がございますので、こちらで即答はできませんが、議会のほうから地域の方々にも利用ができないかということで提案がありましたということで、校長会の中で、この件については諮って、ご意見をいただきながら、今後どうするかということについては考えていきたいと思っております。

○7番（清 平二議員）

このリース料は月幾らぐらいですか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

月額ですと、小中学校で7万5,000円程度、幼稚園に関しましては1万4,000円程度となっております。

○7番（清 平二議員）

月額7万5,000円、幼稚園では1万4,000円ということですがけれども、総務課長、これは伊仙町民のマナーを守る、信頼して、ぜひ改善策ができるようお願いしたいと思いますけれども、やはり緊急の場合の設置ですので、そこのところを考慮して、また町民にも、私たちもそういう大事なAED、月7万5,000円、年間にすると80何万支払いをしているわけですので、そういうのを加味して、緊急対策ができるように、町民の命が守れるような対策にしてほしいと思ひまして私の質問を終わります。よろしくお願ひします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

以前、区長会のほうからも集落の公民館に設置ができないかというようなお話等もございました。ただ、その際にも、先ほど出た問題点、管理の部分であったりという部分の問題点が出たことも事実です。そういったところがクリアできるのであれば、また、そういう設置についても検討することは必要かと感じております。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 3時04分

---

再開 午後 3時19分

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

○8番（岡林 剛也議員）

令和5年度歳入歳出決算について質疑をいたします。決算書8ページ、目4土木使用料、節1、2住宅使用料ですがけれども、この監査意見書の4ページによりますと、5年度の徴収率が52.8%になっております。これの対策についてどう考えているか、お伺ひします。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

令和5年度公営住宅使用料、現年度の徴収率が90.6%、前年度88.3%より2.3%増加しており、令和5年度滞納繰越分につきましても、徴収率は7.8%と、前年度6.7%より1.1%増加しております。毎月、課内会議内で滞納額及び徴収額を明確に算出し、家賃徴収計画に基づき、徴収対策の検討・実施の効果と、職員たちの献身的な対応によるものだと考えております。

しかしながら、滞納分の徴収額より現年度収入未済額のほうが高額になっているため、滞納繰越額は増えている現状でございます。今後、建設課としても、現年度収入未済額をいかに減少させていくかが課題になっております。

今後の取組としましては、令和5年度徴収の取組として、日頃より電話連絡や訪問徴収を実施し、令和6年2月に督促状の送付等を実施しています。また、分納誓約書の取決めや連帯保証人への請求等も行っている状況でございます。

**○8番（岡林 剛也議員）**

この監査意見書で見ると、公営住宅使用料、農林水産業分担金は特に徴収率が低いようですが、その下の保育費負担金とかも含めて、こういうのは税とは違って、差押えとかはできるのか、できないのか、お伺いします。

**○耕地課長（田中 勝也君）**

ただいまの質問にお答えします。

農林水産業分担金ですが、差押え等はできるものと認識しております。しかし、不納欠損等については、他の町もこの課題があると思っております。その辺もまた協議しながら進めていきたいと考えております。

**○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）**

保育費の負担金の分になりますけど、こちらは5年度が27万5,000円で96.7%となっておりますけれども、現在は14万5,000円が納入されていて、残り13万円となっております。こちらについては、随時、通知書、納付書を発送して、督促に努めているところでございます。万一、納付されなくても、児童手当からの差引きとなりますので、100%の納入となる予定です。

**○建設課長（高橋 雄三君）**

建設課としては、監査委員による検査審査の中でも滞納を放置することは住宅料を納めている町民の立場を考慮すると公平ではないという指摘も受けていることは、多数の入居待機者が存在する現状も含めて、滞納者への徴収を強化していきたいと思っております。顧問弁護士と協議しながら、悪質な滞納者に対しては民事調停の検討、あと死亡者や住所不明者等による解消不能な滞納額については、不納欠損も視野に入れて進めていきたいと思っております。

**○8番（岡林 剛也議員）**

やはり公平公正さを保つために、差押えできて、それが処分できて、少しでも徴収率を上げてほしいと思います。それと、町営住宅に関して、家賃とは別に共益費というのがあると思うんですが、この共益費は何に使われるのか。そして、その徴収はどうなっているのか、お伺いします。

**○建設課長（高橋 雄三君）**

ただいまの質問にお答えいたします。

共益費に関しましては、浄化槽の管理代や街灯等の電気代の使用料になります。この管理につき

ましては、各住宅に住んでいる町民の方が管理しているところでございます。

○8番（岡林 剛也議員）

その住宅の人が持ち回りで共益費を収集していると言いましたけれども、そうしていると聞こえたのが、共益費を払わない人がいると。それを何とか家賃に含めて町でやってもらえないかという意見がありましたけれども、それは町ではできないのでしょうか。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

確かに、このような問題が、今、発生している状況でございます。なので、今後、住宅行政の連絡協議会等に議案をかけて、みんなで検討していきたいと思っております。

○8番（岡林 剛也議員）

ぜひとも、町民の係の人の負担をなくすために、家賃に足して収集してほしいと思いますけれども、この共益費、今どれぐらい滞納があるか把握はしておりますか。

○建設課長（高橋 雄三君）

こちらではそこまでは把握していない状況でございます。

○8番（岡林 剛也議員）

そうしたら、払っている人と払っていない人の不公平が生じると思うんですけども、それについてはどう考えますか。

○建設課長（高橋 雄三君）

各住宅のほうで集められているので、こちらに報告がないと、こちらも認識できない状況であります。なので、報告をしてもらったところに関しては、担当のほうで徴収の協力を願うように伺っているところでございます。

○8番（岡林 剛也議員）

先ほども言いましたけれども、ぜひとも家賃に含めて、町が責任を持って徴収するようにお願いいたします。

それと、農林水産業分担金です。決算書41ページ、成果説明書は100ページです。多面的機能支払推進交付金事業です。これについて、第1回定例会において、交付金、東部ひまわり会に343万5,640円、この交付金を使って、いろいろ修理、点検とかしているようですけれども、東部ひまわり会は、確か、いつからかも分からないぐらい、使用料も基本料も収集されていないということで、これもまた水代を払っている人と払っていない人の公平さに著しく欠けるということで質問いたしました。そのときの答弁で、「金額については、過去いつからか、今現在調べている最中」という答弁がありましたけれども、今現在どうなっているのか、お伺いします。

○耕地課長（田中 勝也君）

ただいまの質問にお答えします。

現在、多面的組織の東部ひまわり会で東部地区の畑総地区を管理しております。この東部地区に

つきまして、賦課金の収入が平成21年度まで確認されております。平成24年に東部地区の活動がストップしております。その後、平成30年度に、そのひまわり会の総会にて東部地区組合の再開に向けてアンケート等を実施して、再開してほしい方もいれば、どちらでもいいというアンケート結果が出ております。その後、その動きがストップしておりまして、令和2年度の土地改良区理事会において、議案のほうに水利用再開について提出して、東部地区の再開を進めていく方向に、今、検討を進めているところでございます。

○8番（岡林 剛也議員）

検討を進めているとありましたが、今現在、この土地改良区の事務局はどういう状況ですか。

○耕地課長（田中 勝也君）

ただいまの質問にお答えします。

今、土地改良区の事務局については、事務局長のほうが今年度の6月末いっぱい、もう一方、職員がいましたけれども、8月いっぱい自己退職をしております。その2人についても新しい職場が見つかったということで、自己退職のほうをされています。

○8番（岡林 剛也議員）

元事務局長の方は、総代会でも自分がこの問題を解決しますと言い切りまして、私も非常に期待しておったんですけども、残念なことに2人とも辞めてしまったという話を聞きまして、前に進むどころか、ちょっと後退したんじゃないかなという状況でありますけれども、町長、これについて、どう対応するか考えておられますか。

○町長（大久保 明君）

1人は本土から来た方で、心機一転頑張るということで責任者になっておられました。もう一人は島内の方ですけども、来ていろいろやっていたけれども、元からずっとやっている方となかなかコミュニケーションがうまくいかないとか、いろんな状況があって、連携が取れてないという状況の中で、リーダー的な方が、突然、本土に帰るということで、本当にやる気満々でしたけれども、突然そういうようなことがあって、こちらもびっくりしたんですけども、最後の方も、1人はまだ残っていると思いますけれども、その方を中心に、今、やっているし、今後、適当な方を早急に公募していかなければいけないと思っております。

○8番（岡林 剛也議員）

真面目に水代を払っている方が、ばかを見ることのないように、ぜひとも最善の決着をつけてほしいと思います。

続きまして、先ほどもありましたけれども、成果説明書でいうと60ページ、62ページですけども、児童館管理運営事業の放課後児童クラブみたいなやつがあるんですけども、それと、62ページの先ほどあった放課後わくわくクラブ推進事業です。委託の金額を見ますと、やっている内容はほとんど同じかと思われそうですが、この西伊仙児童館のほうは720万です。そして延べ人数が6,001人と。これは1人当たりにしたら1,199円。ところが、この放課後わくわくクラブ事業、長寿子宝社

のほうは、1人当たりが大体計算したら2,929円ぐらいになるのか。なぜこのような差があるのか、お伺いします。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。

放課後わくわくクラブ、長寿子宝社に委託している分に関しては、定数が50名として実施しています。西伊仙児童館にしましては、20名。今年度から東部地区にも新設しまして、そちらも10名の定員という形で、こちらも金額が今年度増えている状況ですけれども、そういった状況で委託しているところでございます。

○8番（岡林 剛也議員）

それは分かるんですけれども、やっている内容はほとんど一緒ですよ。それで何でこんなに1人当たりの金額が。やがて3倍近く違うんですよね。その理由を聞いているんですけれども。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

西伊仙児童館の管理運営の分に関しては、社会福祉協議会のほうに委託している状況です。その中で、社会福祉協議会のほうが、その予算内で放課後わくわく児童クラブ、預かり等を実施している状況でございます。そして、長寿子宝社に関しては、直接、こちらに委託して、またその中で実施している状況であります。こちらは国3分の1、県3分の1、町3分の1で実施している事業になります。

○8番（岡林 剛也議員）

だから、何でこんなに1人当たりの金額が違うのかということをお聞きから聞いているんですけれども。もしあれだったら、長寿子宝社の金額も児童館に合わせて低くすれば、もうちょっと支出が抑えられるんじゃないかということをお聞いているんですけど。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

すみません、お答えいたします。

西伊仙児童館に関しては、こちらは社会福祉協議会に委託して実施している部分とはまた別で、この事業とは別で、中学生だったり、他の委託の中に登録していない子どもたちも来館している人数の延べの人数となっている状況です。このわくわくクラブに関しては、登録、こちらもそうですけれども、月でいったら最大の人数が54名ですけれども、月によって前後する人数は前後するんですけど、その中で7,070名と延べの人数となっております。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 3時39分

---

再開 午後 3時42分

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

お答えいたします。

西伊仙児童館管理運営委託としまして、児童館自体を委託、管理運営していただいているところで、児童数に関してはこの16名ですが、延べ人数としましては、この児童館を利用するメンバーの延べ人数となっているところでございます。

○8番（岡林 剛也議員）

この成果説明書の書き方が、これはちょっとこのままでは不相当だと思いますので、きっちりと書き直してほしいと思います。

それと、その成果説明書60ページ、2の子育て支援幼児保育事業です。これは親御さんが、保護者が病気になったときに子どもをちょっと預けるという、たしか預かっていたとあるという事業だったと思うんですけども、これは年間利用延べ人数10人、委託料が140万円、これは当初の予定の人数は何名で算出してあるんですかね。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

お答えいたします。

この幼児保育に関しては一応、対象児を生後3か月から小学6年生までとして、その保育時間、また月曜日から金曜日、やっぱり第2土曜日です。学校がある曜日、料金として1日1,000円という形です。人数については、ここはちょっと読めない部分もありますけれど、こちら5年度の実績としては10名であったということでありまして。

この委託の中には保育士であったり、その各種資格を持っている方などがいる「がじゅまるの家」に委託しているところでございます。

○8番（岡林 剛也議員）

これは令和5年度からの事業でしょうか。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

はい。令和5年度からの事業になります。

○8番（岡林 剛也議員）

これは委託先のその体制の準備、あと人の雇用とかもあるので、5年度は140万円で委託したと。これは令和5年度はどうなっていますか。違う、6年度は。今年は幾らで計上してあるんでしょうか。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

令和6年度も140万円を予算計上しております。

○8番（岡林 剛也議員）

令和5年度140万円で10名、6年度もこれは見直すこともなく、さらに同じ額ということで、こ

これは交渉の余地とか出来高制とかちゅうのは難しいと思うんですけれども、何とかもうちょっと安くするとかならないんでしょうか。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

お答えいたします。

こちらも国3分の1、県3分の1、町3分の1の国県の予算を活用して実施しているところで、こちらに申請を上げて実施しているものになります。

○8番（岡林 剛也議員）

ということは、もう実績とかは関係なく、毎年140万円ずつ払っていくつもりということでしょうか。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

今、申請している段階では、この金額で申請して、今年度も実施しているところでございます。今後、その実績等でまた変更等があるのかどうかも、ちょっとその辺はまた確認していきたいと思っております。

○8番（岡林 剛也議員）

幾ら国県も出して町の手出しも少ないとはいえ、やっぱり貴重な財源ですので、こういうところを何とか検討して行って財政再建に取り組んでいただきたいと思っております。終わります。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

他に質疑はありませんか。

○11番（福留 達也議員）

決算案のこの質疑の前に、総務課長にちょっとお聞きしたいんですけれども、例年この決算書と成果説明書のほうは決算書の該当ページが載っていたんですけれども、今回載っていないと。何か理由があるのか。

それとその決算書なんですけれども、このパンチで穴を開けると結構な数字のところは破けて見えない。そういった決算書なんですけれども、この2点どうしたことですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

成果説明書におけるページ数の記載ということでございますが、すみません、私の記憶違いだったら申し訳ございません。その成果説明書の文字の表記を大きくするために、そのページ、右端のページ数が記載はされていたんですけれども、そちらを削除したというふうな記憶はあるんですけれども、すみません、申し訳ないです。もし違ったら申し訳ないです。

あと決算書のパンチですが、数字の欄が確かに消えているページもございます。こちらについては、今後また気をつけて対応してまいりたいと思っております。

○11番（福留 達也議員）

これまでは成果説明書に、その決算書の該当するページ数が載せられていましたでしょう。これ

を消したのは、文字を大きくしたがためにこうなったということですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

というふうに記憶をしているんですが、そこは正直ちょっと定かではないので、再度また確認したいと思います。

○11番（福留 達也議員）

自分でたどり着ければいいんですけど、なかなかこれがあると非常に便利であったものですから、ぜひまた来年度以降は、そのページ数を載せていただく。様式的に厳しかったら、制限があるんだったら仕方ないんですけど、ぜひそういったのを載せていただきたいと思います。

皆さんが決算書なり、成果説明書でお聞きしたので、私のほうとしては令和5年度の施政方針の中から幾つか聞きたいと思います。

まず、令和5年3月、当初予算のときに町長が施政方針を読み上げます。その中で災害に強いまちづくり、こういったのがあって各集落・避難所の改修整備を図りますとうたわれておいて、先ほど誰かの質問の中に糸木名公民館の設計をして、次の年は整備を進めていくと、そういったことで着実に進めているんだなあと思っております。

それに関連して聞きたいのが、いろんな各集落には公民館があるんですけども、集落の人の土地を提供してもらって、集落の方が建てた公民館というのは町が改修をすることはなかなかできない。町にそれを移管しないと改修ができないということがありますけれども、例えば東伊仙東集落も近隣の方が土地を提供してくださって、4、50年前、集落の方たちで建てたと。だけれど、これはもうコンクリが爆裂したり、本当に危険なことがあって、町からの補助がなかなかないということで、それぞれがちよつとずつ出し合って爆裂を直したりとかやっております。

最近はまだ中部は「ほーらい館」に避難するものですから、避難所ではないんですけども、サロンとか十五夜祭とかで結構使うことがあって危険だなあと思いながらやっておりますけれども、これは何かよい方法はないもんですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、集落の方々に建設した集落公民館は、町内にもまだ数か所ございます。そちらについては、この避難所改修であつたりというところの補助事業等々を活用することがなかなか難しい部分もございます。

その登記の面に関して、町のほうに登記をするに当たって集落民の協力であるとかというところは、またいただきながら進めることは可能だとは思いますが、そちらの今現状としては集落の持ち物については、そういった補助事業を充てるのが難しいという部分がございます。

○11番（福留 達也議員）

その土地を提供された方に、その当時、4、50年前に何名かが集まって購入したと。購入したので、そういうふうに移管をしたいんだけど、そういう書類がないもんですから、その地主の

方が自分たちのものだと言い張ってなかなか話が進まない、そういった現状なんです。なかなか進まないんですけど、何かまたよい方法があったらぜひ活用していただきたいと思います。

次に、ふるさと納税に関してです。目標額を3億円に設定すると。これはどうでありましたか。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えします。

6年度のふるさと納税の実績は正確に把握していないんですけども、昨年度の進捗でいくと70%ぐらいしかなくて、今、1,000万円以下ぐらいになっております。進捗としてはかなり厳しい状況でして、これから3億円に向けてどう挽回していくかというのを考えなければいけないんですけども、現状、ふるさと納税が伸び悩んだ理由といたしましては、やはり果樹類の不作がかなり大きく影響しております。

それと令和2年度がふるさと納税に関しては金額のピークだったんですけども、その当時は肉類ですとか、あとはふるさとレストランのチケットが大半を占めておりました。その肉類に関してなんですけれども、取扱業者が伊仙町の肉だけを扱うのは少し手間が多くて取引をやめさせてほしいということもありまして、かなり牛肉の扱いが減ってきております。こういった現状をどうにか克服しながら、ふるさと納税の実績は積み上げていきたいと考えております。

○11番（福留 達也議員）

課長、令和6年じゃなくて、今は令和5年度の実績がどうだったかちゅうことを聞いております。そして、徳之島町が急激な伸びをしておりますけれども、それはなぜかとか、なぜ徳之島町だけ飛び抜けて伸びているのかなあとか、その辺はどう思っておりますか。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えします。

大変失礼しました。令和5年度に関しましては7,000万円程度になっておりまして、目標とはかなり大きく乖離をした現状があります。

原因といたしましては、先ほどもお伝えしたとおり、肉類ですとか、あとふるさとレストランチケット類の伸び悩み等が考えられます。

また、徳之島町においては、今申し上げました肉類に関してはかなり商品が充実しております。また、SNS等を使ったふるさと納税の実績等もPRされておりますし、あとは奄美のクロウサギの保護のプロジェクト等も積極的に活用されておりますので、そういったところが徳之島町のふるさと納税の実績が大きく伸びている要因ではないかと考えております。

○11番（福留 達也議員）

確かにそのとおりだと聞いております。

もう一つ、徳之島町が伊仙町と違うのは、専属の担当職員を何名か置いていると。しょっちゅういろんなところをお願いして回っていると。そういったのもやっぱり違うのかなあと思っております。

また、本土の人というのかな、県外の人たちからしてみりゃあ徳之島は一つだという感じで、伊仙町に本当は寄附をしたかったんだけど、間違っただけで徳之島町だと。そういったのも確かにあるとは思いますが。

今は伊仙町としては専属の企業版ふるさととなり、ふるさと納税の担当というのは専属でやられている方がいるんですか。

**○未来創生課長（野島 幸一郎君）**

ただいまの質問にお答えします。

職員は専属で1人おります。あと会計年度任用職員が3名おります。その中で、どうやってふるさと納税を伸ばしていこうかということは担当職員のほうでも考えておまして、まずは伊仙町においては、ふるさと納税のサイトが徳之島町と比べて少なかったのも、まずはその改善が必要ということで昨年度取り組んでもらいました。

また、あとは職員自体がかなり少ないので、一括して業務を委託できるようなサイトのほうにも登録してもらって業務構成を改善したりというところも取り組んでおります。ただ、その実績がなかなか今は伸び悩んでいるところではありますので、そこは改めて原因を分析して、その原因を取り除いて、しっかりとふるさと納税額が上がっていくように取り組んでまいりたいと考えております。

**○11番（福留 達也議員）**

はい、分かりました。

次に、生活及び産業分野の環境整備についてということで、命を守り、経済を支える大動脈である交通基盤の整備、これで伊仙馬根線等の改良を進めていくと。実績としてもそれが上がっております。

これに関連して聞きたいのは、この前、台風のときたか大雨のときに役場のタンクがあふれて、職員が総出でポンプで水を引いていたと。こういったのが今後、どう改善できるのか。

また、コンビニから検福に向かっている道です。役場があふれたときには、あそこも本当に30cmぐらい水がたまると。ああいったのも今後、改善していく見通しというのかな、めど、改善策、そういったのは考えているのか。まだ何かできるんですか、あれ。

**○総務課長（寶永 英樹君）**

お答えいたします。

6月定例会のときに想定を超える時間雨量50mmという大雨が降りまして、1階のタンクがあふれたことがございます。その対応策として、今現在ちょっと工事中なんですけれども、雨水を下のタンクにオーバーフローする前に外に吐き出すという工事を今やっているところでございます。こちらのほうがちょうど工事中でして、もう近々に終わる予定にはなっております。そこで、その雨水の下のタンクのオーバーフローというのは解消されるものだと思っております。

○建設課長（高橋 雄三君）

県道の水があふれるということも、県道から下に降りていく枝の町道とかでも水路とかを整備していけないといけないのではないかなと考えております。

今の現状の水路では、あれだけの大雨が降ったときに対応し切れないのは分かっております。ただ、まだ全部を一遍にできるわけでもないので、段階的に水を分散させるような計画を立てて取り組んでいきたいと考えております。

○11番（福留 達也議員）

何年も前からあいつた状況になって、大雨のときに。そのたびにそういった答弁を受けておりますけれども、具体的にあれは予算額がかかるのですぐにはと思うんですけども、どのような逃げ道というのを、水が下に行くようなあれを考えているんですか。

○建設課長（高橋 雄三君）

具体的に今、流れているところは自然の柵ですよ。柵に集まるようにはしているところでございます。ただ、そこだけでは受け切れないのもあるので、町道に入っている側溝をもう排水容量を増やしていくということしかできないと思っております。

○11番（福留 達也議員）

県道から南側にある受けの側溝を大きくしていくというしかないと思うんですけども、それも本当に早急に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、地籍調査に関して、令和3年度末の進捗率が3.2%になっていると。これをどんどん進めていきたいという施政方針でありましたけれども、令和5年度はどの程度まで進みましたか。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

地籍調査としまして、令和5年度は、大字面縄・目手久・古里・喜念地区の0.27k㎡（27ha）の測量業務を委託しております。

進捗率は今ちょっと持っていないんですが、令和6年度にかけてできる場所を進めて、なるべく進捗率を上げるよう努力しております。

○11番（福留 達也議員）

次に、農業政策に関して、土作りについては堆肥を活用した循環型の農業体系の構築を図るため、堆肥センターの重機の整備、ペレット堆肥製造のための機械の導入等を検討します。施設を拡充することにより、扱いやすい優良な堆肥の生産供給に努めます。

これは非常に期待されていた事業であり、待ち望まれていた事業でありますけれども、議会が否決して実現できなかったと。これに代わる事業獲得、今のところ、どんな感じで進められておりますか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

同様の事業で、令和9年度着工可能となるような事業が一つございますので、そちらのほうには現在、手を挙げている状況でございます。

○11番（福留 達也議員）

その令和9年度着工可能な事業というのは、この前否決されたとはほぼ同内容で、充実したペレットとか、そういった事業内容ですか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

事業内容につきましては、前回、国のほうに提出している事業内容と同様の規模のものを整備したいと考えております。しかしながら、その新たな事業が単年度の事業総額が2億円までというふうに定められておりますので、現在の事業規模で言いますと、最低でも2か年はかかってしまうような状況でございます。

○11番（福留 達也議員）

分かりました。

次に、その当時はカンキツグリーンング病の対応もありましたけれども、これは先日、新聞で撲滅宣言が出されております。今後はもう何も対応せずにといいのか、撲滅宣言はしたんだけど、今後もまだまだ何か対策を取り続けるのか、これはどういった対応ですか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

令和6年度においても、サンプリング調査等は継続して実施してまいります。また今後、沖縄県等々、カンキツグリーンング病が残っている島々から移入される可能性もございますので、そういった部分は国のほうにも要請をかけ、継続的な防除と調査の実施を行わせてほしいという要望をいたしております。

○11番（福留 達也議員）

分かりました。

次に、保健医療分野に関してです。先ほども出ておりましたけれども、特定健診受診率60%、特定保健指導実施率60%以上を目指すということであったんですけども、実際はそれぞれ41%と0.12%だったと。

先ほどのやり取りでは、県の目標が60%だから60%に設定したという話でありましたけれども、実際にこういったものは町長が施政方針で述べるぐらいであれば、その町に合った具体的にいろんな方法とかやり方を探って、具体的にこれぐらいだという目標を立ててしないと、県が言ったから60%、実際は40%とか0.12%と。こういったことはどうかなと思いますけれども、どうですか。

○健康増進課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

今、議員がおっしゃるとおり、伊仙町の現状を踏まえた上での設定ということも大事になってく

ると思います。その中で前期健康21計画というものがございしますが、その中で検証したところ、男性の20代から40代の受診率が悪いんじゃないかというふうな答えが導き出されてきております。

そこを今、新たな計画を策定しているところなんですけれども、改善点として、そこら辺を改善していきたい。そして、委員の中にも20代から40代の男性の委員を入れて計画を策定するような計画としております。

**○11番（福留 達也議員）**

もう一つ。保健医療分野で、介護職員の人材不足が伊仙町においても重要な課題となっていると。介護従事者に対する待遇改善を図りますと。これは具体的にどういった待遇改善が図られたんですか。

**○健康増進課長（大山 拳君）**

議員の質問にお答えします。

担当課ではないんですが、介護の施設においては、それぞれ加点というものがございします。個々においてもいろいろあるんですけれども、その加点を事業所のみではなかなか把握しづらいということで、職員のほうで率先して事業所に、こういったことで加点、加算がつけられますよというふうな指導をずうっと行っているところでございします。

**○11番（福留 達也議員）**

最後に、もう一つ。保育士も介護士も毎週配られるそのチラシには、いつも介護職員なり、保育士不足が載っております。そういったことで保育士もなかなか確保できないということで、保育士の確保をより一層進めるために研修等をしていくということでありましたけれど、効果があって確保はできましたか。

**○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）**

お答えいたします。

保育士の資格の取得の分については申込みがないんですけれど、この子育て支援員という形で研修会をしまして、成果説明書にもあるように18名が取得されまして、各保育所であったり、学童などで活動されているところでございします。

**○11番（福留 達也議員）**

いろいろ聞きましたけれども、やはり施政方針で発表するときにはきちんとした対策というのかな、根拠を持って町長に発表していただいて成果を上げていくのかな、そういった取組をやっていただきたいと思います。終わります。

**○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）**

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

討論なしと認めます。

認定第1号、令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

起立多数です。したがって、認定第1号、令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 4時12分

---

再開 午後 4時17分

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。伊仙町議会会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

なお、本日予定されていた残りの議事日程については、明日9月10日10時より再開いたします。お疲れさまでした。

延会 午後 4時18分

# 令和6年第3回伊仙町議会定例会

第 6 日

令和6年9月10日



令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会

令和6年9月10日（火曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第6号）

- 日程第1 認定第2号 令和5年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第2 認定第3号 令和5年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第3 認定第4号 令和5年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第4 認定第5号 令和5年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第5 認定第6号 令和5年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代 議員	2番	久保量 議員
3番	大河善市 議員	4番	杉山肇 議員
5番	牧本和英 議員	6番	佐田元 議員
7番	清平二 議員	8番	岡林剛也 議員
10番	永田誠 議員	11番	福留達也 議員
13番	樺山一 議員	14番	美島盛秀 議員

1. 欠席議員（0名）

1. オブザーバー（2名）

9番	上木千恵造 議員	12番	前徹志 議員
----	----------	-----	--------

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	元原克也 君	事務局書記	實夏三 君
--------	--------	-------	-------

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明 君	総務課長	寶永英樹 君
未来創生課長	野島幸一郎 君	くらし支援課長	上木博之 君
子育て支援課長	伊藤晋吾 君	地域福祉課長	稲田大輝 君
経済課長	橋口智旭 君	建設課長	高橋雄三 君
耕地課長	田中勝也 君	きゅらまち観光課長	上木雄太 君
水道課長	富岡俊樹 君	農委事務局長	豊島克仁 君
教委総務課長	町本勝也 君	社会教育課長	中富讓治 君
学校給食センター所長	森一途 君	健康増進課長	大山拳 君
選挙管理委員会書記長	稲田良和 君	総務課長補佐	古川徹 君

～令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時00分

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

おはようございます。ただいまから令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を開会します。

日程第1 認定第2号、令和5年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

討論なしと認めます。

これから、認定第2号、令和5年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

起立多数です。したがって、認定第2号、令和5年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

日程第2 認定第3号、令和5年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

討論なしと認めます。

これから、認定第3号、令和5年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

起立多数です。したがって、認定第3号、令和5年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算は、

認定することに決定しました。

日程第3 認定第4号、令和5年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第4号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

討論なしと認めます。

これから、認定第4号、令和5年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

起立多数です。したがって、認定第4号、令和5年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

日程第4 認定第5号、令和5年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第5号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

討論なしと認めます。

これから、認定第5号、令和5年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

起立多数です。したがって、認定第5号、令和5年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

日程第5 認定第6号、令和5年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第6号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

討論なしと認めます。

これから、認定第6号、令和5年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

起立多数です。したがって、認定第6号、令和5年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

これで、当特別委員会に付託されました6会計歳入歳出決算審査は全て終わりました。

当特別委員会に付託されました6会計歳入歳出決算の審査結果と委員長報告については、伊仙町議会会議規則第77条の規定により、議長に提出いたします。

お諮りします。当特別委員会は、これをもって解散することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

異議なしと認めます。したがって、令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会は、本日をもって解散することに決定いたしました。

本日の会議はこれで終了します。

議会運営委員会の皆様は議会委員会室へお入りください。お疲れさまでした。

散 会 午前10時06分



# 令和6年第3回伊仙町議会定例会

第 7 日

令和6年9月12日



令和6年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第7号）

令和6年9月12日（木曜日） 午後3時03分 開議

1. 議事日程（第7号）

- 日程第1 認定第1号 令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第2 認定第2号 令和5年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第3 認定第3号 令和5年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第4 認定第4号 令和5年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第5 認定第5号 令和5年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第6 認定第6号 令和5年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第7 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第8 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代議員	2番	久保量議員
3番	大河善市議員	4番	杉山肇議員
5番	牧本和英議員	6番	佐田元議員
7番	清平二議員	8番	岡林剛也議員
9番	上木千恵造議員	10番	永田誠議員
11番	福留達也議員	12番	前徹志議員
13番	樺山一議員	14番	美島盛秀議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君                      事務局書記 實夏三君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	総務課長	寶永英樹君
未来創生課長	野島幸一郎君	くらし支援課長	上木博之君
子育て支援課長	伊藤晋吾君	地域福祉課長	稲田大輝君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	高橋雄三君
耕地課長	田中勝也君	きゅらまち観光課長	上木雄太君
水道課長	富岡俊樹君	農委事務局長	豊島克仁君
教委総務課長	町本勝也君	社会教育課長	中富讓治君
学校給食センター所長	森一途君	健康増進課長	大山拳君
選挙管理委員会書記長	稲田良和君	総務課長補佐	古川徹君

△開 会（開議） 午後 3時03分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 認定第1号 令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算

△ 日程第2 認定第2号 令和5年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

△ 日程第3 認定第3号 令和5年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算

△ 日程第4 認定第4号 令和5年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

△ 日程第5 認定第5号 令和5年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算

△ 日程第6 認定第6号 令和5年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算

○議長（前 徹志議員）

日程第1 認定第1号、令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、日程第2 認定第2号、令和5年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、日程第3 認定第3号、令和5年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、日程第4 認定第4号、令和5年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、日程第5 認定第5号、令和5年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算、日程第6 認定第6号、令和5年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算、以上の6件を一括して議題とします。

本件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

令和5年度伊仙町一般会計他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長報告をいたします。

去る令和6年9月3日に当特別委員会に付託されました令和6年度伊仙町一般会計他5特別会計歳入歳出決算は、9月5日から9月11日までの4日間、議長並びに議会選出監査委員を除く12名の委員で審査いたしました。

まず、9月5日に行われた現地調査について、委員並びに議長を含む13名で、令和5年度決算に関わる主な箇所について現地調査を行い、町長をはじめ担当課長並びに担当職員から詳細な説明を受けました。

調査場所は、事故繰越しにより令和6年3月に完成した喜念小学校新校舎、喜念浜駐車場トイレ、社会資本整備総合交付金を活用して令和5年度に改修された佐弁団地、海岸漂着物地域対策事業において清掃活動が行われていた花津川泊、伊仙町特産品加工工房までの全5か所の調査を行いましたので、主な事項についてご報告と要望をさせていただきます。

喜念小学校校舎新造改築工事については、令和4年度予算で計上されていましたが、実施設計の見直しなどにより事故繰越しとなり、令和6年3月によりやく完成いたしました。RC造2階建て、延べ床面積は1,081m<sup>2</sup>で、総事業費が5億7,595万円となっており、立派な新校舎に喜念校区の黄

色カラーが目を引く印象的な校舎となっておりました。令和6年度内において、グラウンドを含めた外構工事を実施し、全体の完成を予定しているとの説明でありました。本事業に関しては、事業繰越しの影響により2年連続で運動会が体育館で開催されるなど、完成をいち早く待ち望んでいた児童生徒や集落民の気持ちを考慮し、早急に事業を完了されるよう要望します。また、喜念小学校のシンボルとして校庭中心部に立つアカギの木は、事故防止などによる理由から、今後伐採される予定であるとの説明でありましたが、ベンチや椅子、机として再利用し、今後も喜念校区民に親しんでもらえるよう検討すること。

次に、喜念浜駐車場トイレについては、施設老朽化に伴い、屋根や扉の破損をはじめ、おむつ交換台のマークが表記されているにもかかわらず、交換台がない状況でありましたので、子供用椅子の設置をされるよう要望します。また、トイレ前の駐車禁止ガードも折損していることから、併せて早急な対応を要望します。喜念浜駐車場トイレのみならず、町内に設置された各公衆トイレについては、観光客はもちろん、全ての町民が快く利用できるよう、普段から衛生管理に徹底されるよう申し入れます。

次に、海岸漂着物地域対策事業において、清掃活動が行われていた花津川泊は、台風後ということもあり、多くの漂着物が回収されている状況でありました。令和5年度実績として、町内12か所の海岸において79tの廃棄物が回収され、一般廃棄物と産業廃棄物に分別され、処理されているとの説明でありました。また、令和5年度において、町民や幼稚園児、小学生、高校生によるボランティア清掃作業も行われ、環境保全に対する啓発活動も積極的に行っている状況であり、今後も継続して活動していただきたいと考えます。委員からの要望として、犬田布岬や小原海岸周辺についても漂着物の回収作業が行えるか検討していただきたいとの意見もありましたので申し添えます。

次に、9月6日から10日までの3日間、本議事堂で行われた令和5年度決算審査特別委員会の室内審査において、委員より指摘や要望のあった主な重点事項について報告いたします。

まず、歳入に関し、各種税、農地費分担金及び住宅使用料、水道使用料などにおいて多額の収入未済額が見受けられました。歳入全体の11.6%、（前年度比1.2%減）と限られた自主財源の本町にとって、町税収入などは町財政を支える根幹であり、厳しい財政状況の中で、税負担の公平性の観点からも一層の努力が求められます。担当課においては、納期内納税者の視点に立ち、法に沿った滞納処分（差押え）などを行い、滞納繰越額の縮減に向け取り組まれるよう要望します。また、公営住宅においては、各入居者から集められている共益費に関し、全ての入居者から公平に共益費が支払われるよう家賃に含めた徴収体制が確立できないか検討すること。

令和5年度のふるさと納税、「きばらでえ伊仙応援寄附金」について、納税実績として約8,300万円であり、前年比1.1%の減少となっています。その一方で、近隣自治体では多くのふるさと納税がなされており、令和5年度においても4億円を超える寄附金を獲得していることから、その成功例を参考に、本町返礼品の課題や必要に応じた専任職員の配置などを検討し、より一層ふるさと納税の増額に努めること。

次に、歳出に関し、がんばる集落支援事業補助金について、令和5年度は1集落のみの事業実施であったことから、さらなる事業の周知、また集落の実情に応じた柔軟な支援を要望します。

次に、元気度アップ地域包括ケア推進事業については、新たな参加者も増加しており、事業推進の効果が現れているものだと感じられます。今後も引き続き高齢者の健康維持に向けた取組の強化とポイント加算の見直しや商品券発行額の増額を要望します。

次に、年々減少する出生数を鑑み、子育て支援事業、子ども医療費助成、保育料無償化など、子育て世帯に対し、より一層充実した施策を講じる必要性が感じられることから、財源バランスを考慮し、めり張りを利かせた事業実施に努めるよう要望します。

次に、母子衛生事業において、乳用児3・4か月健診の際に絵本をプレゼントするブックスタート事業が実施されておりますが、親子での触れ合いや絆を深めるとてもすばらしい取組であり、今後、1歳6か月健診や3歳児健診においても絵本をプレゼントできるよう対象年齢の拡充を要望します。

次に、令和5年度特定検診受診率については、41%と、依然として目標値の60%に届かない状況であり、抜本的な改善策が求められます。また、問題点として保健指導を行う保健師も不足していることから、専門職の確保が急務であり、早急な対応を要望します。

次に、鳥獣被害対策事業費においては、現在、イノシシ侵入防止柵管理委託やイノシシ対策資材購入助成が実施されておりますが、個人のみならず集落型単位での対策支援が検討できないか要望します。

次に、特定地域振興生産基盤整備事業においては、圃場整備及び畑かん整備工事が主に進められておりますが、整備され30年以上経過した圃場に対して土壌改善を目的とした土層改良事業などが推進できないか検討されるよう要望します。

次に、徳之島地域文化情報発信施設管理運営事業について、令和7年度には天城町にもドーム闘牛場が完成予定となっていることから、今後も闘牛大会のみならず、様々なイベントにも活用し、情報発信の拠点として最大限活用されるよう要望します。また、島の伝統文化である闘牛を守り、引き継いでいくためにも闘牛飼育者への行政支援も検討されるよう併せて要望します。

次に、学校建築費について、令和5年度において鹿浦小学校建て替え基本計画が策定され、令和6年度より実施計画が進められている状況であります。耐力度調査の結果を踏まえ、スムーズな事業の執行及び早期建設を要望します。

次に、学校給食センター運営費について、令和5年度の問題点として残食が増加していることが上げられましたが、食育の観点からも最重要課題と捉え、早急に原因究明を行い、課題解決に向け取り組まれるよう要望します。

最後に、冒頭で申し上げましたとおり、我が町の財政は、その大半が地方交付税に依存しているのが現状であります。各事業における費用対効果の検証・見直しを行い、よりよい財政計画の下、職員一人ひとりが常に危機意識を持ち、健全な財政運営に努めるよう申し添えます。

その他詳細な質疑や指摘事項につきましては、皆様ご承知のとおりでありますので省略させていただきます。

以上、決算監査意見書指摘事項の改善を図ることと、特別委員会の要望意見改善状況につきましては、今後議会において検証いたしますので、執行部におかれましては改善対応を要望いたします。

令和5年度一般会計歳入歳出決算他5特別会計決算について、本委員会ではそれぞれ認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和6年9月12日、決算審査特別委員会委員長、杉山 肇。

**○議長（前 徹志議員）**

これで委員長報告を終わります。

これから、認定第1号、令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（前 徹志議員）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（前 徹志議員）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、採決を行います。この採決は起立によって行います。

認定第1号、令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算に対する委員長報告は認定です。

認定第1号、令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（前 徹志議員）**

起立多数です。したがって、認定第1号、令和5年度伊仙町一般会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第2号、令和5年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（前 徹志議員）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、採決を行います。この採決は起立によって行います。

認定第2号、令和5年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に対する委員長報告は認定です。

認定第2号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、認定第2号、令和5年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第3号、令和5年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、採決を行います。この採決は起立によって行います。

認定第3号、令和5年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算に対する委員長報告は認定です。

認定第3号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、認定第3号、令和5年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第4号、令和5年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第4号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、採決を行います。この採決は起立によって行います。

認定第4号、令和5年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対する委員長報告は認定です。

認定第4号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、認定第4号、令和5年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第5号、令和5年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第5号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、採決を行います。この採決は起立によって行います。

認定第5号、令和5年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算に対する委員長報告は認定です。

認定第5号、令和5年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、認定第5号、令和5年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第6号、令和5年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の委員長の報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第6号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、採決を行います。この採決は起立によって行います。

認定第6号、令和5年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算に対する委員長報告は認定です。

認定第6号、令和5年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、認定第6号、令和5年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

#### △ 日程第7 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（前 徹志議員）

日程第7 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### △ 日程第8 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（前 徹志議員）

日程第8 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長から、伊仙町議会会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務調査の事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和6年第3回伊仙町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午後 3時25分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 前 徹 志

伊仙町議会議員 井 上 和 代

伊仙町議会議員 久 保 量